

上手に使おう！

中小企業税制



48問 48答

平成23年度
12月
改訂版



中小企業庁

はし が き

資金繰りや税の負担が大変だと思ったことはありませんか？

中小企業を取り巻く経営環境は引き続き厳しい状況にありますが、このような中であっても経営に前向きに取り組む中小企業を支援する、様々な税制上の措置が用意されているのを御存知でしょうか？

生産性向上のための設備投資を行う場合、人材育成のための人的投資を行う場合、後継者へ経営のバトンタッチ（事業承継）を行う場合など、企業活動の様々な局面に応じて使える税制が用意されています。その中には、今回の税制改正で新しく設けられた措置もあります。

そこで、中小企業向けの、代表的で、使って得られる効果の大きい税制措置について、内容がよくわかるよう、48問48答の問答集にまとめました。

「税制は難しいから……」と敬遠せず、経営上の課題の解決や経営戦略に応じて、上手に活用していただければ幸いです。

キャラクター紹介

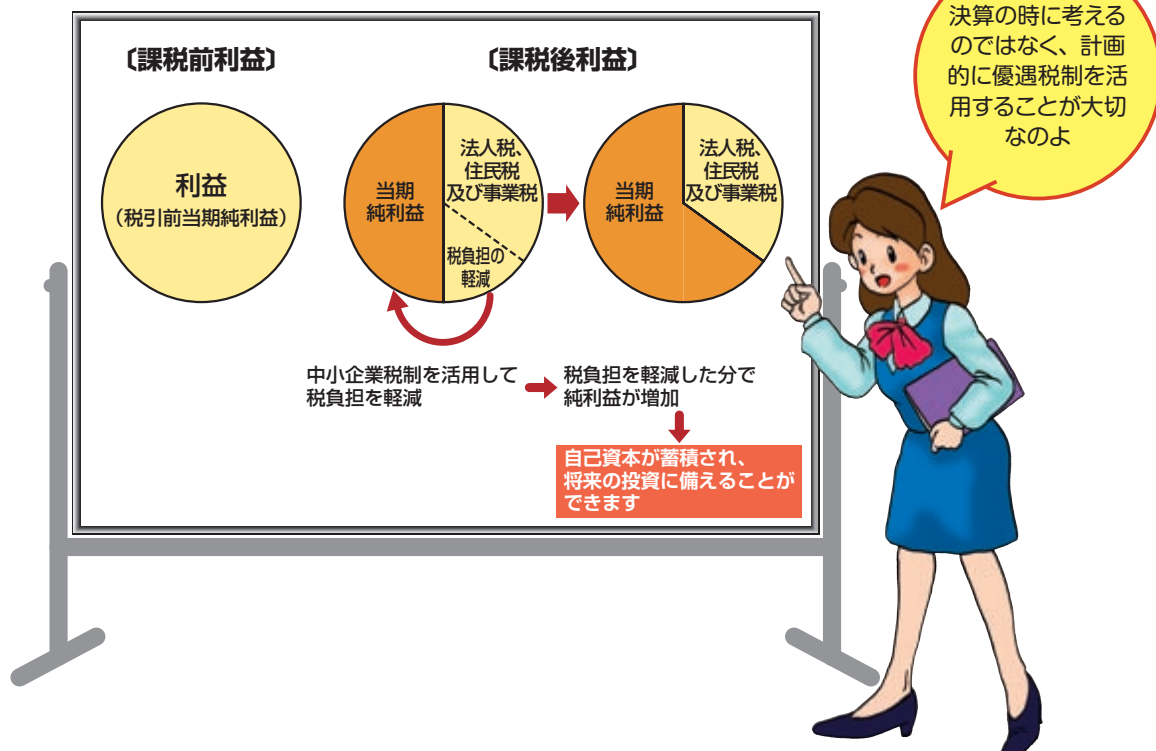


このパンフレットは、平成23年12月現在の税法規定に基づいて作成しています。

中小企業の税制を上手に活用して 会社の財務基盤を強化しましょう

中小企業の経営のポイントは、チャンスをとらえることです。チャンスをとらえるには、競争力や技術力を強化することはもちろん、良い人材を確保することも重要です。そのためには、企業への設備投資や研究開発、人材投資を行うことが必要となります。中小企業税制を活用することにより、中小企業が苦勞して生み出した利益に対する税負担を軽減することができ、その分だけ自己資本が多く蓄積され、さらに将来の再投資に充てることができます。

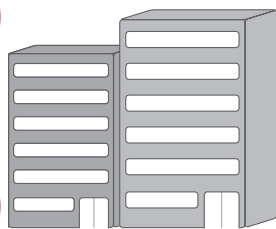
■税制活用のメリット



■日本の中小企業の現状を数字で見てみよう

中小企業
(個人事業者+法人)数
約420万

わが国企業の数に占める
中小企業の割合
約99.7%



わが国企業の雇用に占める
中小企業の割合
約69.4%

**中小企業の元気が、
日本を元気にする源なのです！**

(数字は『中小企業白書』 付属統計資料より)

こちらも参考にしよう

『中小企業の会計』

中小企業の望ましい会計処理のあり方や決算書等については、中小企業庁発行の小冊子『中小企業の会計34問34答』を参考にしてください。

次のホームページから冊子の請求、ダウンロードができます。

<http://www.chusho.meti.go.jp/>



会計のカイ
ちゃんがりわかりやすく説明
してくれるよ

CONTENTS

中小企業税制の活用ポイントごとにまとめてあります。
平成23年度の税制改正も反映しており、特に今年度の改正部分については  マークが、新たに創設された制度については  マークが、延長が決まった制度については  マークがついています。

目次

中小企業の一般的な税制メリットが知りたい！

I 中小企業の税制メリット

- Q01. 法人税率の軽減措置について教えてください P.6
Q02. 平成23年度税制改正はどのように行われましたか？ P.7
Q03. 交際費課税の内容について教えてください P.8
【コラム】消費税の課税要件の見直し P.9

欠損金が生じてしまった場合

II 欠損金の繰越控除・繰戻還付

- Q04. 欠損金の繰越控除制度って何ですか？ P.10
Q05. 欠損金の繰戻還付制度って何ですか？ P.12

減価償却制度について知りたい

III 減価償却制度

- Q06. 減価償却制度について教えてください P.13
Q07. 減価償却額の具体的な計算例を示してください P.15

少額の資産を取得した場合

IV 少額減価償却資産の特例

- Q08. いくら以上のものを減価償却資産にするの？ P.16

設備投資を行いたい

V 中小企業投資促進税制と中小企業等基盤強化税制

- Q09. 設備投資等を行った場合、どのような優遇措置がありますか？ P.18
* 中小企業投資促進税制等に関するFAQ（よくある質問とその回答） P.20
Q10. どんなメリットがありますか？ P.23

情報化関連投資を行いたい

VI 中小企業情報基盤強化税制

- Q11. 一定の情報システムの導入を行った場合に「中小企業情報基盤強化税制」が使えると聞きましたが、どんな制度なのですか？ P.26

CO₂排出削減や再生可能エネルギーを導入したい

VII グリーン投資減税

- Q12. 新たに創設された「グリーン投資減税」とは、何ですか？ P.30

省エネルギー化のための設備を導入したい

VIII エネルギー需給構造改革推進投資促進税制

- Q13. 「エネルギー需給構造改革推進投資促進税制」（エネ革税制）とは何ですか？ P.33
* 「エネ革税制」活用ポイント Q & A P.34

雇用促進を行いたい

IX 雇用促進税制

- Q14. 従業員を新規に雇用した場合に使える新たな税制について教えてください P.35

人材の育成を行いたい

X 人材投資促進税制

- Q15. 人材投資(従業員の研修など)を行った場合に使える税制はありますか? P.37
 Q16. 対象となる教育訓練費とは何ですか? P.38
 Q17. 人材投資促進税制の具体的な活用例を教えてください P.39

技術力を強化したい

XI 試験研究税制

- Q18. 試験研究を行った場合、中小企業者等にはどのような優遇措置がありますか? P.40
 Q19. 試験研究を行った場合のその他の税制措置についても教えてください P.41
 Q20. 対象となる「試験研究」及び「その費用」とは、どういうものですか? P.42
 Q21. 対象となる人件費の具体的な活用例を示してください P.43

グループ経営を行いたい

- 【コラム】 **グループ法人税制について** P.44

事業承継を円滑に行いたい

XII 事業承継に関する税制

- Q22. 事業承継を円滑に行うための税制等には、どのようなものがありますか? P.45
 Q23. 相続税・贈与税の基本的な仕組みを教えてください P.46
 Q24. 計画的な贈与により、事業承継を円滑に行いたいのですが、留意点がありますか? P.47
 Q25. 暦年課税制度と相続時精算課税制度の具体的な計算例を示してください P.48
 Q26. 非上場会社の株式に係る相続税の納税猶予の特例について教えてください P.49
 Q27. 納税が猶予される相続税の計算方法を教えてください P.51
 Q28. 非上場会社の株式に係る贈与税の納税猶予の特例について教えてください P.52
 Q29. 納税が猶予される贈与税の計算方法を教えてください P.54
 Q30. 贈与税の納税猶予制度に関して、先代経営者(贈与者)が死亡した場合の取扱いについて詳しく教えてください P.55
 * 事業承継税制に係る認定等のお問い合わせ・申請窓口一覧 P.56
 Q31. 土地等を相続する場合、どのような特例措置がありますか? P.57
 Q32. 「取引相場のない株式」の評価方法を教えてください P.58
 Q33. 「種類株式」の評価方法について教えてください P.61
 Q34. 相続税額を把握する方法はありますか? P.62
 Q35. 相続・遺贈で取得した非上場株式を、その発行会社に譲渡した場合の税負担が軽減される特例があるって本当ですか? P.63
 Q36. 相続した非上場株式を相続税申告期限から3年以内に発行会社に譲渡すると、どのようなメリットがありますか? P.64
 Q37. 現金による一括納付が難しい場合、他にはどのような納付方法がありますか? P.65

その他の税制について知りたい

XIII その他の活用できる税制

- Q38. 中小企業が事業再生を行う際の税制上の措置はありますか? P.66
 【コラム】 **第二会社方式** P.67
 Q39. 電子申告って何ですか? P.68
 【コラム】 **青色申告を受けるとこんなメリットがあります!** P.68
 【コラム】 **法人税申告書への適用額明細書の添付が必要になりました!** P.69

東日本大震災によって生じた損失に対する特例が知りたい

XIV 東日本大震災に対する特例等

- Q40. [法人] 東日本大震災による損失がある場合の法人税額の繰戻還付について特別な措置はありますか? P.70
 Q41. [個人] 東日本大震災で生じた被災事業用資産の損失は、平成23年の確定申告で処理するしかないのでしょくか? P.71
 Q42. [個人] 東日本大震災に伴って設けられた、純損失の繰越控除の特例について教えてください P.72
 Q43. 被災した資産に代えて、新しく資産を取得した場合に受けられる優遇措置とはどういうものですか? P.73
 Q44. 被災区域に新設された、法人税が5年間無税になるという制度について詳しく教えてください P.74
 Q45. その他、復興産業集積区域で活用できる主な税制について教えてください P.75
 Q46. 東日本大震災の被災会社に係る事業承継税制の特例について教えてください P.76
 Q47. 東日本大震災に対する特例には、他にどのようなものがありますか? P.77
 Q48. 復興特別法人税について教えてください P.78
 索引 P.79



中小企業の税制メリット

Q01

法人税率の軽減措置について教えてください

- A. 中小法人(資本金1億円以下の法人)は、従来より大法人と比べて低い法人税率が適用されていましたが、平成21年度税制改正において、時限的にさらに税率の引き下げが行われています。

延長

★適用期間：18%の軽減税率は平成21年4月1日～平成24年3月31日までに終了する事業年度に適用されます。

<法人税率一覧表>

中小法人等の各事業年度の所得の金額のうち、年800万円以下の金額に対する軽減税率が18%(本則：22%)に引き下げられています。

普通法人			協同組合等 (注3)	公益法人等
中小法人（資本金1億円以下）（注1）		大法人 （資本金 1 億円超）		
年800万円以下の 所得	年800万円超の 所得			
18%	30%	30%	18%（注2）	18%（注2）

(注1) 平成22年4月1日以後に開始する事業年度においては、資本金5億円以上の法人等の100%子法人は適用されないこととされました。平成23年4月1日以降に開始する事業年度から、支配関係がある複数の大法人に発行済株式等の全部を保有されている法人についても適用されないこととなりました(44ページ参照)。

(注2) 年800万円以下の所得に対して適用され、800万円超の所得には22%の税率が適用されます。

(注3) 協同組合等とは、中小企業等協同組合等の各種の組合(法人税法別表第三に掲げられている法人)をいいます。

CHECK!

平成24年4月1日以後に開始する事業年度は法人税率が25.5%となります。また、平成24年4月1日から平成27年3月31日までに開始する事業年度は、年800万円以下の所得に対する軽減税率が15%(本則：19%)に引き下げられます。ただし、これらの期間は、法人税額に10%の復興特別法人税(78ページ参照)が課されます。

※【参考】「中小企業」の定義

中小企業の定義は中小企業基本法第2条において定められています。一方で、法人税法において軽減税率が適用される中小企業は、資本金1億円以下の法人です(上記の表参照)。このように、「中小企業」の範囲は、法律や制度によって異なる場合があります。

業種区分	中小企業基本法の定義	法人税法における定義
製造業その他	資本金3億円以下又は従業員数300人以下	資本金1億円以下
卸売業	資本金1億円以下又は従業員数100人以下	
小売業	資本金5000万円以下又は従業員数50人以下	
サービス業	資本金5000万円以下又は従業員数100人以下	



中小企業
基本法と法人税
法の定義は違う
んだね



法人税法では、業種にかかわらず一律に「資本金1億円以下」となっています

Q02

平成23年度税制改正はどのように行われましたか？

- A. 平成23年度税制改正は東日本大震災の影響もあり、税制改正法案のすべてが成立せず、6月と12月の2回に分かれて成立しました。また、一部については平成24年度税制改正に合わせて改めて審議されることとなっています。

<6月成立分>

【新設】

- 1 エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の特別償却又は特別税額控除制度（グリーン投資減税）の創設（30ページ参照）
- 2 雇用者数が増加した場合の特別税額控除の創設（35ページ参照）

【24年3月31日まで期限延長】

- 1 中小法人の軽減税率の引下げ（22%→18%）（6ページ参照）
- 2 中小企業等基盤強化税制（18ページ参照）
- 3 エネルギー需給構造改革推進投資促進税制（33ページ参照）
- 4 試験研究を行った場合の法人税額の特別控除の特例（40ページ参照）

注）2～4は法人税率の引下げとともに廃止予定

【見直し】

- 1 消費税の免税事業者の要件の見直し（9ページ参照）
- 2 消費税の仕入税額控除制度における（いわゆる95%ルール）の見直し（9ページ参照）

<12月成立分>

- 1 法人実効税率の5%引下げ（法人税率30%→25.5%）
- 2 中小法人の軽減税率の引下げ（18%→15%）
- 3 減価償却制度の見直し（現行定率法の償却率である定額法の2.5倍を2.0倍にする）
- 4 欠損金の繰越控除制度の見直し（控除限度額を80%に限定（中小法人等を除く）、繰越期間を7年から9年に延長）
- 5 貸倒引当金制度の見直し（適用法人を銀行・保険会社等の法人と中小法人等に限定）
- 6 更正の請求期間の延長等国税通則法の抜本改正

※上記の1～5は平成24年4月1日以後、6は平成23年12月2日以後に施行されます。

<平成24年度改正に合わせて改めて審議される事項>

- 1 給与所得控除の上限設定 等
- 2 相続税の基礎控除の引下げ及び税率構造の見直し
- 3 贈与税の税率構造の緩和及び相続時精算課税制度の対象拡大
- 4 地球温暖化対策税の導入
- 5 納税者権利憲章の策定 等



平成23年度は
東日本大震災の影響
もあって、いつもとは
少し違った改正になっ
ているんだね



そうなの。加えて、
東日本大震災の復興財
源を確保するために、復
興特別法人税等（78ペー
ジ）が制度化されるこ
とになったのよ

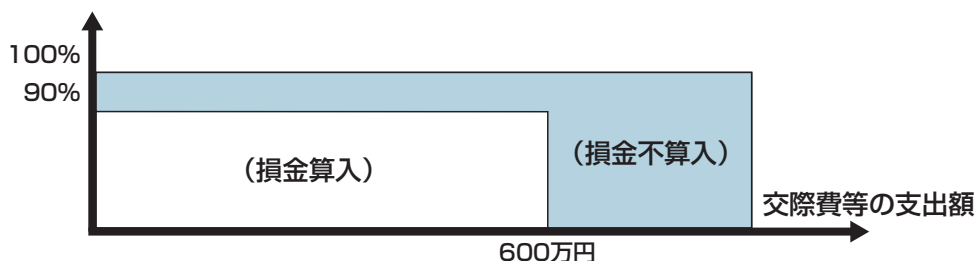
交際費

Q03 交際費課税の内容について教えてください

A. 平成24年3月31日までに開始する各事業年度において支出する交際費等の額は、原則として、全額を損金の額に算入しないこととされていますが、資本金が1億円以下の法人については、一定額の損金算入が認められています(注1)(注2)。

(注1) 個人事業者は、100%必要経費に算入することができます。

(注2) 平成22年4月1日以後に開始する事業年度においては、資本金5億円以上の法人等の100%子法人には適用されません(44ページ参照)。なお、平成23年4月1日以降に開始する事業年度から、支配関係がある複数の大法人に発行済株式等の全部を保有されている法人についても適用されないこととなりました(44ページ参照)。



支出した交際費等の額のうち、600万円までの金額の10%相当額と、600万円を超える部分の金額との合計額を損金の額に算入しないこととされています。

(例) 交際費支出が200万円の場合：200万円×10%=20万円が損金不算入

交際費支出が700万円の場合：700万円－600万円＝100万円

600万円×10%＝60万円

100万円＋60万円＝160万円が損金不算入

■「1人当たり5000円以下の飲食費」の取扱いについて

次の要件を満たす飲食費については、損金不算入となる交際費等の範囲から除外されます。

- ① 社内飲食費ではないこと
- ② 1人当たり5000円以下の支出であること
- ③ 日付・参加者名・人数・金額・飲食店名などを記載した書類を保存しておくこと



〔コラム〕

消費税の課税要件の見直し

改正

平成23年度改正で消費税の課税要件について見直しがありました。

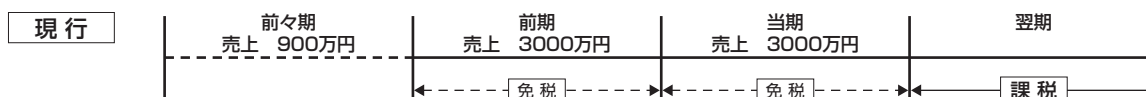
免税事業者の要件の見直し

個人事業者のその年又は法人のその事業年度に係る特定期間における課税売上高が1000万円を超えるときは、事業者免税点制度が適用されないこととされました。特定期間とは次の期間をいいます。

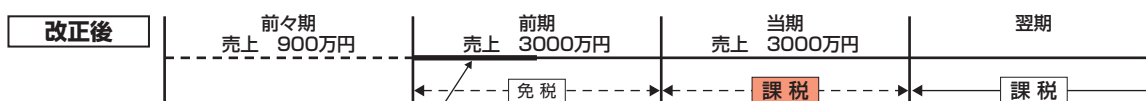
個人	個人事業者	その年の前年1月1日から6月30日までの期間の課税売上高
法人	その事業年度の前事業年度が8カ月以上である法人	前事業年度開始の日から6カ月間の課税売上高
	その事業年度の前事業年度が7カ月以下である法人	その事業年度の前々事業年度開始の日から6カ月間の課税売上高(当該前々事業年度が6カ月以下の場合には、当該前々事業年度の課税売上高)

〔適用期間〕 上記の改正は、平成25年1月1日以後に開始する個人事業者のその年又は法人のその事業年度について適用し、同日前に開始したものについては従前の例によります。

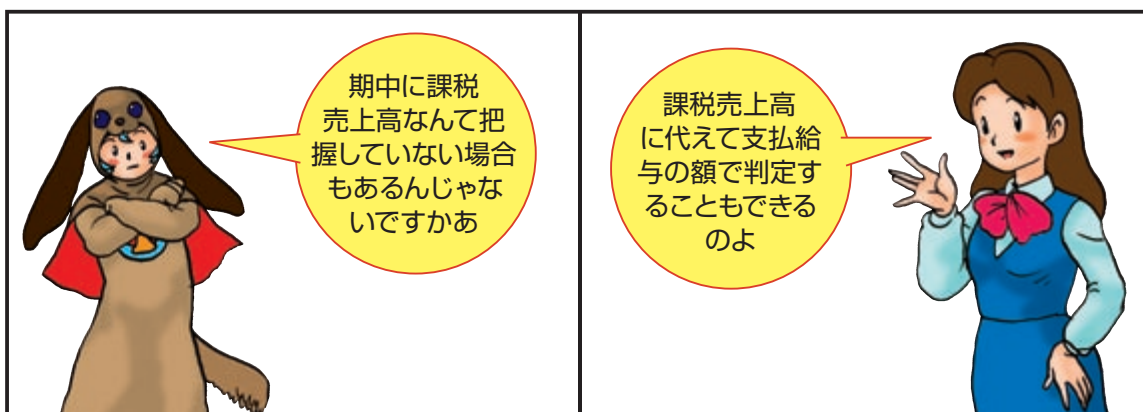
＜消費税の免税事業者の要件の見直しイメージ＞



当期の扱いは前々期の課税売上高のみで判定 ⇒ 前期に売上げが急増しても、翌期から課税事業者となる。



課税売上高が上半期で1000万円を超える場合には、翌期から課税事業者となる。ただし、課税売上高に代えて支払給与の額で判定することもできる。



改正

仕入税額控除の95%ルールの見直し

課税売上割合が95%以上の場合に課税仕入れ等の税額の全額を仕入税額控除できる消費税の制度については、その課税期間の課税売上高が5億円以下の事業者に限り適用されることとされました(その課税期間が1年に満たない場合には年換算)。

〔適用期間〕 上記の改正は、平成24年4月1日以後に開始する課税期間について適用し、同日前に開始したものについては従前の例によります。

II 欠損金の繰越控除・繰戻還付

欠損金の繰越控除制度と繰戻還付制度はどちらを適用するか選択できます

Q04 欠損金の繰越控除制度って何ですか？

A. 欠損金とは、その事業年度の所得計算において益金よりも損金のほうが多かった場合の益金を超える部分の金額をいいます。欠損金の繰越控除制度は、過去の事業年度において生じた欠損金を翌事業年度以降に繰越し、その事業年度の所得から控除する制度です。この制度を適用するには一定の要件を満たす必要があります。

改正

※平成24年4月1日以後に開始する事業年度より、繰越控除制度における控除限度額は繰越控除前の所得の80%相当額（中小法人を除く）とし、繰越期間が7年から9年に延長されることになります。

★ 制度の概要

★適用の要件

1. 青色申告書を提出した事業年度の欠損金であること
2. 欠損事業年度後、繰越控除を利用する事業年度まで継続して確定申告を提出していること

★欠損金の繰越期間

繰越欠損金は欠損事業年度の翌事業年度以後7年間控除できます。

<欠損金の繰越期間>

H14年	H15年	H16年	H17年	H18年	H19年	H20年	H21年	H22年	H23年	H24年	H25年	H26年	H27年	H28年
欠損金	繰越期間													
	欠損金	繰越期間												
		欠損金	繰越期間											
			欠損金	繰越期間										
				欠損金	繰越期間									
					欠損金	繰越期間								
						欠損金	繰越期間							
							欠損金	繰越期間						

青色申告法人になるには、複式簿記の原則に従って組織的な帳簿を備え、適正な会計を行うことを前提として、所轄税務署長に青色申告の承認申請書を提出し承認を受ける手続きが必要です



この制度の適用にあたって、書類の添付が必要と聞いたんだけど……



欠損金繰越制度を利用する場合には、申告書に「欠損金又は災害損失金の損金算入に関する明細書」（別表七(一)）の記載が必要です。忘れずに！

POINT

欠損金の繰越期間は7年ですが、これに関連して次のような事項も確認してください。

- ① 帳簿書類の保存期間は、すべて7年間です。
- ② 法人税に係る更正で、欠損金に係るものの期間は、7年間です。

（注）平成16年4月1日以後に開始した事業年度の法人税に係る更正で、脱税以外の場合の過少申告に係るものの期間は、5年間です。

✦ 具体例

例題) T株式会社は平成16年3月期において2000万円の欠損金が生じました。
翌期以降の欠損金控除前の所得金額は次のとおりです。

事業年度	欠損金控除前所得金額
①平成17年3月期	200万円
②平成18年3月期	300万円
③平成19年3月期	100万円
④平成20年3月期	500万円
⑤平成21年3月期	300万円
⑥平成22年3月期	200万円
⑦平成23年3月期	500万円

<翌期以降の課税所得の計算>

①平成17年3月期	繰越欠損金2000万円>200万円	繰越欠損金残高2000-200=1800万円
②平成18年3月期	繰越欠損金1800万円>300万円	繰越欠損金残高1800-300=1500万円
③平成19年3月期	繰越欠損金1500万円>100万円	繰越欠損金残高1500-100=1400万円
④平成20年3月期	繰越欠損金1400万円>500万円	繰越欠損金残高1400-500=900万円
⑤平成21年3月期	繰越欠損金900万円>300万円	繰越欠損金残高900-300=600万円
⑥平成22年3月期	繰越欠損金600万円>200万円	繰越欠損金残高600-200=400万円
⑦平成23年3月期	繰越欠損金400万円<500万円	

500万円(欠損金控除前所得金額) - 400万円(繰越欠損金) = 100万円
100万円が課税所得となります。

【結 果】

欠損金の繰越控除制度により、欠損金が発生した期の翌期以降1年目から7年目までにおいて、欠損金(2000万円)に対応する税負担がなくなりました。

法人税についての更正又は決定は原則として申告期限から5年ですが、欠損金に係るものについては7年となっています。また、帳簿書類の保存義務はすべて7年となっています



Q05

欠損金の繰戻還付制度って何ですか？

- A. 欠損金の繰戻還付制度とは、欠損金が生じた場合において、その欠損金を欠損金が生じた事業年度の前事業年度に繰戻して、前事業年度において納付した法人税の還付を求めることができる制度です。

★適用対象

資本金が1億円以下の中小法人や協同組合等が対象となります。

(注1) 平成22年4月1日以後に開始する事業年度においては、資本金5億円以上の法人等の100%子法人には適用されません。なお、平成23年4月1日以降に開始する事業年度から、支配関係がある複数の大法人に発行済株式等の全部を保有されている法人についても適用されないこととなりました(44ページ参照)。

(注2) 解散等の日前1年以内に終了した事業年度の欠損金額については、資本金1億円超の中小法人でも適用可能です。

✦ 還付請求ができる金額

$$\text{還付請求金額} = \text{還付所得事業年度の法人税額} \times \frac{\text{欠損事業年度の欠損金額}}{\text{還付所得事業年度の所得金額}}$$

※欠損事業年度の欠損金額は分母の還付所得事業年度の所得金額が上限となります。

★適用要件

この制度は次のすべての要件を満たしている場合に限り適用できます。

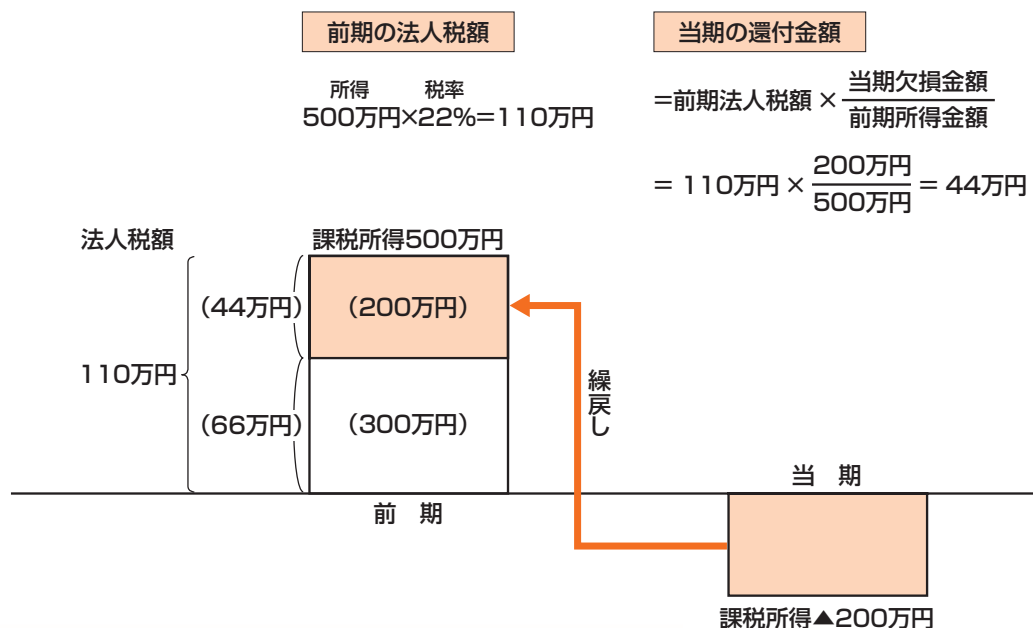
- ① 還付所得事業年度から欠損事業年度まで連続して「青色申告書である確定申告書」を提出していること。
- ② 欠損事業年度の青色申告書を提出期限内に提出していること。
- ③ 欠損金の繰戻しによる還付請求書を法人税の確定申告書に添付して提出していること。

✦ 具体例

K株式会社は前事業年度(平成22年2月期)の課税所得が500万円でしたが、当事業年度(平成23年2月期)は200万円の欠損金が生じました。

この場合の繰戻還付金額は44万円となります。

<繰戻し還付の仕組み>





減価償却制度

Q06

減価償却制度について教えてください

- A.** 減価償却制度とは、減価償却資産の取得価額をその取得時に一括して費用に計上するのではなく、その事業の用に供している期間内に適正に配分して費用計上する制度です。
平成19年4月1日以後に取得した減価償却資産については、償却可能限度額（減価償却できる限度額）及び残存価額（耐用年数経過時に見込まれる処分価額）が廃止され、耐用年数経過時点で1円（備忘価額）まで償却できるようになっています。

※ 制度の概要

定額法及び定率法の減価償却費の計算方法は以下のとおりです。

【定額法】：取得価額×定額法償却率×事業使用月数/12＝減価償却費

【定率法】：調整前償却額≥償却保証額※の場合

期首帳簿価額×定率法償却率×事業使用月数/12＝減価償却費（調整前償却額）

調整前償却額<償却保証額※の場合

改定取得価額×改定償却率×事業使用月数/12＝減価償却費

※償却保証額は取得価額×保証率によって計算します。

例）耐用年数10年の場合

定額法：1/10＝0.100が償却率

定率法：0.100の250%である0.250が償却率

【解 説】

- ①定率法の償却率は、定額法償却率の250%となっています。
例えば、耐用年数10年で考えると、定額法の場合、1/10＝0.100が償却率になりますが、定率法の場合、0.100の250%である0.250が償却率になります。
- ②定率法により計算した減価償却限度額が、減価償却資産の取得価額に当該資産の耐用年数に応じた保証率を乗じて計算した償却保証額を下回るときに、償却方法を定率法から定額法に切り替えて、減価償却限度額を計算します。
- 15ページの計算例では、8年目に(B) < (C) となっていることから、8年目以降は(D) の償却限度額になります。

<償却率の例示>

耐用年数	定額法	定率法
2年	0.500	1.000
4年	0.250	0.625
5年	0.200	0.500
10年	0.100	0.250

**平成19年3月31日以前に
取得した減価償却資産**

償却可能限度額（取得価額の95%）まで償却した後、翌事業年度以後5年間で1円（備忘価額）まで均等償却を行います。

改正

※平成24年4月1日以後に開始する事業年度より、減価償却資産の定率法の償却率は、定額法の償却率（1/耐用年数）を200%とすることとなります。

✦ 減価償却制度の改正について (平成20年度税制改正)

平成20年度の税制改正において、機械及び装置について資産区分の整理(大括り化)を行うとともに、使用実態を踏まえて法定耐用年数の見直しが行われました。また、法定耐用年数の短縮特例についても手続きの簡素化が図られています。

■ 主な業種における設備の種類と耐用年数 (機械及び装置の一例)

設備の種類 細目(例)	(改正後)	(参考:改正前)
	資産区分・耐用年数 各設備の耐用年数	資産区分・耐用年数 各設備の耐用年数
その他の小売業用設備		4区分(8・17年)
・ガソリン又は液化石油ガススタンド設備	8年	8年
・その他の設備	17・8年	17・8年
印刷業又は印刷関連業用設備		9区分(5～11年)
・デジタル印刷システム設備	4年	7～10年
・製本業用設備	7年	10年
・新聞業用設備	3・10年	5・11年
・その他の設備	10年	6～11年
電子部品、デバイス又は電子回路製造業用設備		11区分(6～12年)
・光ディスク製造設備	6年	6年
・プリント配線基盤設備	6年	6年
・フラットパネルディスプレイ、半導体集積回路 又は半導体素子製造設備	5年	5・7年
・その他の設備	8年	8～12年
生産用機械器具製造業用設備		10区分(10～13年)
・金属加工機械製造設備	9年	13年
・その他の設備	12年	10～13年

(注) 上記の設備は一例です。

改正

■ 法定耐用年数の短縮特例制度

法定耐用年数の短縮特例制度とは、減価償却資産の**未経過使用可能期間**(使用可能期間のうちまだ経過していない期間)が法定耐用年数の未経過期間に比べて著しく短くなる場合として一定の事由に該当するときには、税務当局の承認を受けることにより、その資産の**未経過使用可能期間**を耐用年数として早期に償却することが認められる制度です。

平成20年度改正により、短縮特例の承認を受けた設備の内容に軽微な変更があった場合や、承認を受けた設備と同一の設備を取得した場合などには、改めて承認の申請をしなくても届出書の提出をすることで承認を受けたものとして取り扱われるようになりました。

従前は使用可能期間を基礎としていましたが、平成23年6月30日以降に承認を受けた場合は、**未経過使用可能期間**を基に算定されます。

保証率や償却率は、何をみれば分かるの?



<平成20年度税制改正で簡素化>

	改正前	改正後
区分	設備の種類ごと	業種ごと
区分数	390	55

※区分の見直しと同時に、法定耐用年数も見直しが行われています

定額法及び定率法の償却率、定額法への転換の基準となる保証率、転換後の償却率(改定償却率)については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令において耐用年数毎に一覧表になっているので、確認してみね

Q07

減価償却額の具体的な計算例を示してください

A. 次のような前提条件で、具体的な計算を行います。

例) 取得価額100万円、耐用年数10年の減価償却資産

定率法の償却率：0.250

保証率：0.04448

改訂償却率：0.334

(単位：千円)

経過 年数	(A) 期首帳簿 価額	(B) 定率法の償却額 (A×0.250)	(C) 償却保証額 (取得価額×保証率)	(D) 定額法転換後の 償却額 (転換時の帳簿価額× 改定償却率)	当期の 減価償却費	期末簿価
1年	1000	(1000×0.250) 250.0	(1000×0.04448) 44.48		250.0	750.0
2年	750.0	(750.0×0.250) 187.5	(1000×0.04448) 44.48		187.5	562.5
3年	562.5	(562.5×0.250) 140.6	(1000×0.04448) 44.48		140.6	421.9
4年	421.9	(421.9×0.250) 105.5	(1000×0.04448) 44.48		105.5	316.4
5年	316.4	(316.4×0.250) 79.1	(1000×0.04448) 44.48		79.1	237.3
6年	237.3	(237.3×0.250) 59.3	(1000×0.04448) 44.48		59.3	178.0
7年	178.0	(178.0×0.250) 44.5	(1000×0.04448) 44.48		44.5	133.5
8年	133.5	(133.5×0.250) 33.4	(1000×0.04448) 44.48	(133.5×0.334) 44.6	44.6	88.9
9年	88.9		(1000×0.04448) 44.48	(133.5×0.334) 44.6	44.6	44.3
10年	44.3		(1000×0.04448) 44.48	(133.5×0.334) 44.6	44.3	1円

※計算例では、便宜上、四捨五入しているところがあります。

POINT

減価償却の国税と地方税の取扱いには、以下のような違いがあります。

<国税と地方税の比較>

項 目	国税の取扱い (法人税・所得税)	地方税の取扱い (固定資産税〔償却資産税〕)
償却計算の基準日	事業年度(決算期)	賦課期日(1月1日)
事業年度中の新規取得資産	月割償却	半年償却
少額減価償却資産の特例 (16ページ参照)	認められます	認められません
評価額の最低限度	備忘価額(1円)	取得価額の100分の5

(注) これ以外にも違いはあるので、注意が必要です。



少額減価償却資産の特例

Q08

いくら以上のものを減価償却資産にするの？

- A.** 減価償却資産は、通常、法定耐用年数に応じて減価償却費として損金経理しますが、少額のものとは取得時に、その取得価額の全額を損金算入（即時償却）することが認められています。さらに、青色申告書を提出する中小企業者等については、取得価額30万円未満の減価償却資産の即時償却が認められています。

<少額減価償却資産の取扱い>

	本 則		特 例 (中小企業者等のみ)
資産の取得価額	10万円未満	20万円未満	30万円未満
損金算入方法	全額損金算入	3年間均等償却	全額損金算入
限度額	—	—	300万円以下（注）
償却資産税の取扱い	非課税	非課税	課税 (合計150万円以上)

（注）この特例は、対象となる減価償却資産の取得価額の合計額が年間300万円を上限としており、その超える部分に係る減価償却資産については適用対象から除外されます。

✦ 取得価額30万円未満の特例概要

この制度は、「中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例」といいます。

★適用期間

取得価額が30万円未満である減価償却資産を平成24年3月31日までの間に取得し、事業の用に供した場合に適用されます。

★適用対象

青色申告者である中小企業者等に限られます（「中小企業者等」の範囲は18ページを参照）。

★対象資産と限度額

対象となる資産は、取得価額が30万円未満の減価償却資産です。ただし、事業年度における取得価額の合計額が300万円（注）に達するまでの取得価額の合計額が限度となります。

（注）事業年度が1年に満たない場合には300万円を12で除し、これにその事業年度の月数を掛けた金額になります。

CHECK!

この制度の適用を受けるためには、法人税の確定申告書に『別表十六（七）少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例に関する明細書』を添付する必要があります。

★注意点

- (1) この特例は、租税特別措置法上の特別償却、税額控除、圧縮記帳との重複適用はできません。また、取得価額が10万円未満のもの又は一括償却資産の損金算入制度（20万円未満）の適用を受けるものについてもこの特例の適用はありません。
- (2) この特例は、取得価額が30万円未満である減価償却資産について適用がありますので、器具及び備品、機械・装置等の有形減価償却資産のほか、ソフトウェア、特許権、商標権等の無形減価償却資産も対象となり、また、所有権移転外リース取引に係る賃借人が取得したとされる資産や、中古資産であっても対象となります。

✦ 少額減価償却資産の会計処理方法

■ 少額減価償却資産の取得価額の判定

消費税の会計処理（税込経理方式又は税抜経理方式）によって異なります。

例）税込30万4500円（税抜価格29万円）のパソコンを購入した場合、取得価額は税込経理方式の場合は30万4500円、税抜経理方式の場合は29万円それぞれ判定されます。

✦ 具体例

期首にパソコン1台を18万円（税込）で購入しました。
当社は、消費税の会計処理を税込経理方式で行っています。

償却方法	損金算入できる金額
少額減価償却制度による即時償却	18万円（全額）
一括償却制度による3年間で均等償却	$18万円 \times \frac{1}{3} = 6万円$
通常の減価償却	$18万円 \times 0.625$ （注） $\div 11万円$ （注）定率法・法定耐用年数4年の償却率です

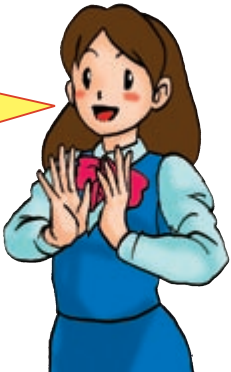
※具体例は、万円未満四捨五入で計算しています。

POINT

損金算入できる少額減価償却資産の取得価額基準は「30万円未満」ですが、少額繰延資産の取得価額基準は「20万円未満」です。また、資本的支出と修繕費の金額の基準は「20万円未満」となっています。いろいろな金額基準がありますので注意してください。



「中小企業投資促進税制」や「中小企業等基盤強化税制」（18ページ以降参照）では、「中古」は適用外だけど、少額減価償却資産の特例は、「中古」でも適用できるの？



そうなのよ。よく知っていたわね。少額減価償却資産の損金算入は、「新品」「中古」を問わず、取得価額が30万円未満であればOKよ



すごいね、じゃあ事業年度途中の取得の場合は、どう処理すればいいの？



いい質問ね。通常の減価償却のように「月数按分」はせず、全額損金に算入できるの



中小企業投資促進税制と 中小企業等基盤強化税制

Q09

設備投資等を行った場合、
どのような優遇措置がありますか？

A. 代表的なものに、「中小企業投資促進税制」と「中小企業等基盤強化税制」があります。これらの税制はどちらかの選択適用で、中小企業者等が設備投資等を行った場合には、特別償却（30%）又は税額控除（7%）が認められます。

※「中小企業投資促進税制」と「中小企業等基盤強化税制」との比較

	項目		中小企業投資促進税制	延長 中小企業等基盤強化税制
1	対象業種		「ほぼ全業種」（注1）	卸売業・小売業・サービス業（注2）等
2	対象事業者		青色申告書を提出する中小企業者等（下記参照）	
3	機械・装置	対象	すべて（注3）	
		取得価額	160万円以上	280万円以上
4	器具・備品	対象	電子計算機 デジタル複合機 }（注4）	原則としてすべて（注5）
		取得価額	120万円以上	
5	ソフトウェア	対象	一定のソフトウェア（注6）	—
		取得価額	70万円以上	
6	その他の設備		・ 普通貨物自動車（車両総重量が3.5トン以上のもの） ・ 内航船舶（但し、取得価額の75%が対象）	—
7	適用期間		平成24年3月31日までに行為される設備投資等に適用されます	平成24年3月31日までに行為される設備投資等に適用されます

※（注1～6）の解説は次ページをご覧ください。

※ 中小企業等基盤強化税制の情報基盤強化設備に係る措置（中小企業情報基盤強化税制）は除いて比較しています。なお、中小企業情報基盤強化税制については、26～29ページをご参照ください。

※ 中小企業等基盤強化税制の適用時期が平成24年3月31日まで延長されました。

※ 青色申告書を提出する「中小企業者等」とは

<「中小企業者等」の範囲>

以下のような、法人・個人・組合等が該当します。

- 「法人」・・・（イ）資本金が1億円以下の法人
（ただし、大規模法人の子会社は除かれます）
・・・（ロ）資本を有しない法人のうち、常時使用する従業員の数が1000人以下の法人
- 「個人」・・・（ハ）常時使用する従業員の数が1000人以下の個人
- 「その他」・・・（ニ）中小企業等協同組合、農業協同組合など

※ 個人の場合は、上記の常時使用従業員数のみが対象要件となります。

※ 資本金が1億円以下であっても、大規模法人（資本金1億円超）の子会社は対象外となります。

■左記比較表の詳細は以下の通りです

(注1)	次の業種は、対象から除かれます。 ●料理店業その他の飲食店業のうち、料亭・バー・キャバレー・ナイトクラブ その他これらに類する事業 ●サービス業のうち、物品賃貸業・娯楽業（映画業を除く） ●性風俗関連特殊営業
(注2)	具体的なサービス業 物品賃貸業 旅館業 洗濯業 洗張・染物業 理容業 美容業 公衆浴場業 映画業 娯楽業 有線テレビジョン放送業 デザイン業 個人教授所業 経営コンサルタント業 機械設計業 写真業 衣服裁縫修理業 物品預り業 葬儀・火葬業 その他の個人サービス業 情報サービス業 広告業 駐車場業 自動車整備業 速記・筆耕・複写業 商品検査業 計量証明業 建物サービス業 民営職業紹介業 警備業 その他の事業サービス業 機械修理業 家具修理業 かじ業 表具業 その他の修理業 (※) 風俗営業法対象の飲食店業・サービス業は除かれます。
(注3)	「機械・装置」とは、製品を製造する設備等をいい、詳細については財務省令の「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」に定められています。
(注4)	「電子計算機」・「デジタル複合機」の詳細については、事務処理の能率化等に資するものとして財務省令に定められています。 (※) 各器具・備品が金額要件(120万円以上)に該当するかどうかは、同一種類の設備の複数台の合計の金額によって判定されます。
(注5)	「電子計算機」・「電子式金銭登録機」・「携帯式ターミナル装置」については一定の要件があります。詳細は財務省令に定められています。 (※) 各器具・備品が金額要件(120万円以上)に該当するかどうかは、原則として1台又は1基の金額によって判定されますが、「電子式金銭登録機」・「携帯式ターミナル装置」は複数台の合計の金額によって判定されます。
(注6)	「一定のソフトウェア」とは、自社利用ソフトウェアとして無形固定資産に計上されるものは原則として対象となります。具体的には、受託開発ソフトウェア、パッケージソフトウェア、自社開発ソフトウェア等が該当します（金額要件に該当するかは、当該事業年度における取得価額の合計金額によって判定されます）。 (※) 複写して販売する原本、開発研究用、サーバー用のオペレーティングシステム、サーバー用の仮想化ソフトウェア、データベース管理ソフトウェア、連携ソフトウェア、不正アクセス防御ソフトウェアを除きます。 詳細については財務省令に定められています。

※「特別償却制度」と「税額控除制度」の取扱いの違い

「中小企業者等」と「特定中小企業者等」とでは、「特別償却制度」と「税額控除制度」との取扱いが異なります。適用関係は以下の通りです。

区分	中小企業者等 (特定中小企業者等を除く)	特定中小企業者等 (注)
特別償却	○	○
税額控除	×	○

(注) 「特定中小企業者等」の範囲
「中小企業者等」のうち、資本金が3000万円(中小企業等基盤強化税制での卸売業・小売業・サービス業は例外として1億円)を超える法人以外の法人・個人等をいいます。

税額控除制度の適用については、特定中小企業者等に限定されています。

※ 中小企業投資促進税制等に関するFAQ(よくある質問とその回答)

【対象資産は新品】

問	中小企業投資促進税制の対象となる資産は、中古品でも良いのですか？
答	中古の資産は、この特例が使えません。 この特例は、取得又は製作の後、事業の用に供されたことのない、いわゆる「新品」のものに限られます。（※中小企業等基盤強化税制も同様です）



【適用事業年度】

問	中小企業投資促進税制は、その事業年度中に購入し、支払いを完了していれば活用できるのですか？
答	対象資産を購入し、支払いを完了させただけでは、この特例は適用できません。 この特例は、対象資産をその事業年度中に取得し、かつそれを「稼動」することが要件です。 その事業年度中に支払いが完了していなくても、取得し稼動していれば、この特例は適用できます。 （※中小企業等基盤強化税制も同様です）

【対象となる機械・装置】

問	機械・装置であれば、どんなものでも中小企業投資促進税制が活用できるのですか？
答	この特例が適用できる機械・装置は、あくまでも自己が業務で使用するものが対象となります。 （例）製造業者が業務用に購入した機械・装置、開発研究用の機械・装置 したがって、次のようなものは機械・装置であっても、この特例が適用できません。 ・機械メーカーが販売用に製造した機械・装置 ・レンタル会社が貸付用に保有している機械・装置 （※中小企業等基盤強化税制も同様です）

【対象となる機械・装置の付随費用】

問	機械・装置の取得に際して、販売代理店に引取運賃と据付費用を支払ったのですが、これらのものも中小企業投資促進税制の対象とすることができますか？
答	購入した機械・装置の取得価額は、購入代価に引取運賃、購入手数料その他資産の購入の為に要した費用の額を加算した額とされています。 したがって、機械・装置の引取運賃及び据付費用は、その機械の取得価額を構成する費用に該当しますので、中小企業投資促進税制の適用対象となります。 （※中小企業等基盤強化税制も同様です）

【対象となる電子計算機】

問	中小企業投資促進税制の対象となる「電子計算機」とは、どのようなものですか？
答	この税制の対象になる「電子計算機」とは次のようなものです。 計数型の電子計算機（主記憶装置にプログラムを任意に設定できる機構を有するものに限り、かつ、処理語長が16ビット以上で、かつ、設置時における記憶容量が（検査用ビットを除きます）16メガバイト以上の記憶装置を有するものに限るものとし、これと同時に設置する付属の入出力装置（入力用キーボード、ディジタイザー、タブレット、光学式読取装置、音声入力装置、表示装置、プリンター又はプロッターに限り、かつ、補助記憶装置、通信制御装置、伝送用装置（無線用のものを含みます）又は電源装置を含みます）

【対象となるデジタル複合機】

問 中小企業投資促進税制の対象となる「デジタル複合機」とは、どのようなものですか？

答 「デジタル複合機」とは、コピー機能やファックス機能、プリンター機能、スキャナー機能といった複合的な機能を有する事務機器とされていますが、この税制の対象となる「デジタル複合機」は、次の①～③のすべての機能を有するものです。

①紙面を光学的に読み取り、デジタル信号に変換し、色の濃度補正や縦横独立変倍、画像記憶を行う機能

②外部入力されたデジタル信号を画像情報に変換する機能

③記憶した画像情報を保存・送信・紙面に出力する機能

また、この税制の適用を受けるためには、これらの3つの機能を有するデジタル複合機が「インターネットに接続された」状態でなければならないとされています。

この「インターネットに接続された」状態とは、事業に使用する際にそのデジタル複合機がインターネットによるデータの送受信ができるよう外部の回線と現に接続できる状態であることをいいます。



【価額要件】

問 電子計算機とデジタル複合機の両方で取得価額が120万円以上であれば中小企業投資促進税制は使えますか？

答 使えません。この制度の適用要件は、電子計算機とデジタル複合機の合計の取得価額ではありません。

この制度は、指定された器具及び備品ごとにその判定を行うこと、例えば電子計算機を何台か取得した場合にはその取得価額の合計額により判定を行うものであり、電子計算機とデジタル複合機等指定された器具及び備品のすべての取得価額の合計額によるものではありません。

【対象となるソフトウェア】

問 中小企業投資促進税制の対象となるソフトウェアとは、具体的にどのようなものですか？

答 対象となるソフトウェアは、次のようなものをいいます。

業務用に使われるワープロソフト・表計算ソフト・経理ソフト・給与ソフトの他にも、イラストソフト・画像ソフト・CADソフトが該当します。

これらのソフトウェアは、減価償却資産として貸借対照表に計上される必要がありますが、30万円未満を即時償却できる少額減価償却資産の特例などを利用しては、重複適用ができません。

また、ソフトウェア販売会社が市販するために開発したソフトの原本や、会社が研究開発のために購入したソフトウェアは適用されません。

これ以外に、適用されないものは次の通りです。

- ・ サーバー用のオペレーティングシステム（ソフトウェアの実行をするために、電子計算機の動作を直接制御する機能を有するソフトウェアをいう）
- ・ サーバー用の仮想化ソフトウェア（二以上のサーバー用のオペレーティングシステムによる一つのサーバー用の電子計算機に対する指令を制御し、その指令を同時に行うことを可能とする機能を有するソフトウェア）
- ・ データベース管理ソフトウェア（データベースの生成、操作、制御、管理をする機能を有するソフトウェアであって、他のソフトウェアに対してその機能を提供するものをいう。またはそのデータベース管理ソフトウェアにかかるデータベースを構成する情報を加工する機能を有するソフトウェア）
- ・ 連携ソフトウェア（適用除外ソフトウェアもあり）
- ・ 不正アクセス防御ソフトウェア（不正アクセスを防御するために、あらかじめ設定された通信プロトコルに基づき電気通信信号を検知し、通過させる機能等を有するソフトウェアであって、インターネットに対応するものをいう）



【対象となる普通貨物自動車】

問 中小企業投資促進税制の対象となる「普通貨物自動車」とは、どのようなものですか？

答 この特例の対象になる「普通貨物自動車」とは、次の要件をすべて満たすものをいいます。

①貨物の運送の用に供される自動車であること。

(注) 実際にその自動車を貨物の運送の用に供している必要があります。

②普通自動車であること。

(注) 自動車の登録及び検査に関する申請書等の様式等を定める省令第3条第4号に掲げる自動車検査証(いわゆる車検証)の「自動車の種別」欄が「普通」であることが必要です。

③車輛総重量が3.5トン以上であること。

(注) 前述の車検証の「総重量」欄の数値が3.5トン以上であることが必要です。

なお、「フォークリフト」については、特殊自動車で普通貨物自動車に該当しないので、この特例は適用できません。



【医療機器の取扱い】

問 医療機器は中小企業投資促進税制の対象となりますか？

答 診療用又は治療用として取得をし、事業の用に供した超音波診断装置、人工腎臓装置、CTスキャナ装置、歯科診療用椅子などの医療機器は、「器具及び備品」に該当し、「機械及び装置」には該当しません。このため、中小企業投資促進税制の適用はありません。

(注) 医療用機器については別の特別償却制度がありますので、対策となる設備や要件等の詳細については、厚生労働省医政局総務課(電話：03-5253-1111(代))へお問い合わせください。



【対象となる業種】

問 中小企業投資促進税制と中小企業等基盤強化税制では対象となる業種が決められていますが、この業種は会社の主業(「主たる事業」)である必要はありますか？

答 「主たる事業」でない場合でも適用可能です。例えば、複数の事業を営む会社が税制の対象となる設備を導入し、「主たる事業」とは別の事業(「従たる事業」)のためにその設備を使用する場合において、その「従たる事業」が税制の対象業種に該当していれば適用を受けられます。また、「主たる事業」と「従たる事業」の両方にその設備を使用する場合においても、その設備を使用する事業のいずれかが税制の対象業種に該当していれば、適用を受けることが可能です。

【中小企業等基盤強化税制の器具・備品】

問 中小企業等基盤強化税制の器具・備品のうち一定の要件を満たす「電子式金銭登録機」と「携帯式ターミナル装置」とは、どのようなものですか？

答 「電子式金銭登録機」は専ら電子式金銭登録機の動作の制御又はデータ処理を行う電子計算機(価格計算機能のみを有するものは除きます)です。

また、これと同時に設置する専用ラベル作成装置、入出力装置、補助記憶装置、通信制御装置、伝送用装置又は電源装置を含みます。

「携帯式ターミナル装置」は光学式読取装置により読み取られたデータの入力機構及び他の電子計算機へデータを伝送するための出力機構並びにデータの記憶機能を有するものです。また、これと同時に設置する専用の光学式読取装置、補助記憶装置、通信制御装置、伝送用装置又は電源装置を含みます。

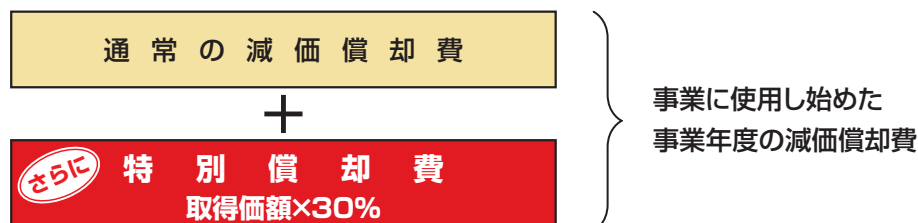
以上の2つの器具・備品については、例外的に「一事業年度中に新たに導入した合計額」で取得価額の判定がなされます。

Q10 どんなメリットがありますか？

- A. この制度を使うことによって、事業に使用し始めた事業年度の減価償却費を増やしたり（特別償却制度）、一定の税額の控除を受けること（税額控除制度）ができます。その結果、事業に使用し始めた事業年度の納税額が少なくなります。

※ 特別償却制度

特別償却制度とは、取得価額の30%を、通常の減価償却費とは別に追加計上できる制度です。通常の償却費はそのままに、さらに追加で特別償却費を計上することができるので、該当資産を事業に使用し始めた事業年度の減価償却費が大きくなり、その結果、その事業年度の納税額が少なくなります。

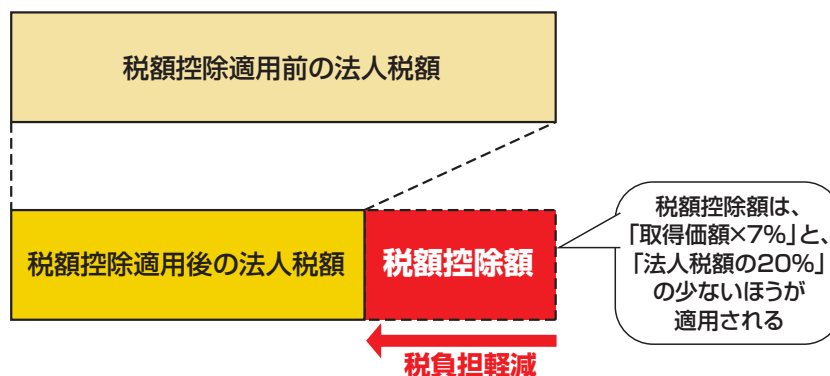


CHECK!

当事業年度に、「取得価額×30%」の特別償却限度額まで償却しなかった場合には、翌事業年度に限り、その償却不足額を繰越すことができます。その場合は、必ず繰越す旨を法人税の確定申告書の別表（24ページ参照）に記載しましょう。

※ 税額控除制度

税額控除制度とは、取得価額の7%を、その事業年度の法人税額の20%を限度として、その事業年度の法人税額から控除できる制度です。その結果、該当資産を事業に使用し始めた事業年度の納税額が少なくなります。



CHECK!

税額控除額はその事業年度の法人税額の20%を限度としますが、限度を超過した分は、翌事業年度に繰越して適用することができます。その場合は、必ず繰越す旨を法人税の確定申告書の別表（25ページ参照）に記載しましょう。

POINT

■ 「特別償却制度」と「税額控除制度」の選択について

「特別償却制度」と「税額控除制度」は重複適用できず、どちらかの選択適用となります。特別償却のほうは初年度の減価償却額が大きくなりますが、税負担の面で考えると、次年度以降の償却額が少なくなることになりますので、税額控除のほうが長い目で見ると有利になる場合があります。ただ、会社の資金繰りを考えて、その期の内部資金を手厚くしたいという場合もありますので、会社の財務内容に応じて慎重に選択しましょう。

※ 特別償却制度の具体例

《参 考 例》

<算定にあたっての条件>

- ・事業年度 平成23年4月 ～ 平成24年3月
- ・特別償却前の課税所得金額 800万円
- ・機械の購入・使用開始月 平成24年3月
- ・機械の取得価額 1000万円

<効果の検証>

(単位：万円)			
項 目	特別償却あり	特別償却なし	効 果
①特別償却前課税所得	800	800	—
②特 別 償 却 費	300	0	300
③課税所得 (① - ②)	500	800	▲300
④法人税額 (③×18%)	90	144	▲54

延長 平成21年4月1日から平成24年3月31日までに終了する事業年度については、中小法人等の法人税の軽減税率は18%になります。

<解 説>

通常の償却費の他に、取得価額の30%の特別償却費が計上されます。

特別償却費1000万円 × 30% = 300万円

※特別償却費は、通常の減価償却と異なり、事業使用期間における月数按分は行いません。
償却割合の30%がそのまま特別償却費となります。

軽 減 額 300万円×18%=54万円

54万円 → 当該事業年度の法人税が少なくなります。

POINT

特別償却制度は、将来の減価償却費の先取りであるため、設備の耐用年数期間中の償却費の合計は同じになります。その結果、翌期以降の償却費は少なくなります。

※ 特別償却制度の活用ポイント

■添付書類などは煩雑ですか？

いいえ。法人の場合は法人税の確定申告書『特別償却の付表(二)』もしくは『特別償却の付表(三)』を確定申告書に添付するだけです。ただし、書類保存義務はありますので、該当設備の詳細がわかる契約書や見積書・請求書・カタログなどの書類は必ず保管しておきましょう。

■限度額まで償却しなかった場合の繰越しはできますか？

翌事業年度に限り可能です。その際はその旨を、法人の場合は法人税の確定申告書の『別表十六(一)』もしくは『別表十六(二)』に記載してください。

■リースではだめですか？

リース取引の対象とされる資産については、特別償却の適用はできないこととなっています。

※ 税額控除制度の具体例

《参 考 例》

＜算定にあたっての条件＞

- ・事業年度 平成23年4月 ～ 平成24年3月
- ・特別償却前の課税所得金額 800万円
- ・機械の購入・使用開始月 平成24年3月
- ・機械の取得価額 1000万円

＜効果の検証＞

(単位：万円)			
項 目	税額控除あり	税額控除なし	効 果
① 課 税 所 得	800	800	—
② 法人税額 (①×18%)	144	144	—
③ 税 額 控 除 額	29	—	29
④ 納付法人税額 (②－③)	115	144	▲29

延長 平成21年4月1日から平成24年3月31日までに終了する事業年度については、中小法人等の法人税の軽減税率は18%になります。
上記例は、万円未満四捨五入で計算しております。

＜解 説＞

法人税額の20%を限度として、取得価額の7%が税額控除されます。

税額控除額 $\left\{ \begin{array}{l} \text{事業年度の法人税額ベース } 144\text{万円} \times 20\% = 29\text{万円} <\text{適用}> \\ \text{取得価額ベース } 1000\text{万円} \times 7\% = 70\text{万円} \end{array} \right.$

残額の41万円は翌事業年度に繰越して、税額控除の対象となります。

軽 減 額 $144\text{万円} \times 20\% = 29\text{万円}$

29万円 → 当該事業年度の法人税が少なくなります。

POINT

これらのケースの場合は特別償却制度の軽減額が大きくなっていますが、個々の条件により結論が逆になることもあるので注意が必要です。

※ 税額控除制度の活用ポイント

■ 添付書類などは煩雑ですか？

いいえ。法人の場合は法人税の確定申告書『別表六(十一)』もしくは『別表六(十四)』を確定申告書に添付するだけです。ただし、書類保存義務はありますので、該当設備の詳細がわかる契約書や見積書・請求書・カタログなどの書類は必ず保管しておきましょう。

■ 事業に使用し始めた年度において取得価額の7%まで控除できなかった場合の税額控除限度額の繰越しはできるの？

翌事業年度に限り可能です。その際はその旨を、法人の場合は法人税の確定申告書の『別表六(十一)』もしくは『別表六(十四)』に記載してください。

■ リースではだめですか？

ファイナンス・リース取引について税額控除の規定は適用されます。なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「リース税額控除」は平成20年3月31日をもって廃止されました。



中小企業情報基盤強化税制

Q11

一定の情報システムの導入を行った場合に「中小企業情報基盤強化税制」が使えると聞きましたが、どんな制度なのですか？

- A. 製造業や卸業、小売業、サービス業などを営む青色申告を行う中小企業者等（注1）が、同制度で定めた対象設備を一定の金額以上取得した場合には、取得価額に対して7%の税額控除又は30%の特別償却が認められる制度です。

（注1）中小企業者等の範囲は18ページを参照

CHECK!

平成22年度税制改正により、本税制の適用対象は、中小企業者等のみとなりました。

※ 対象設備

(1) 基本システム (①、②又は③)	① サーバー用OS（オペレーティングシステム）（注2）	ソフトウェア
	② ①がインストールされたサーバー	ハードウェア
	③ 仮想化ソフトウェア（注2）	ソフトウェア
(2) データベース管理ソフトウェア（①又は②）	① データベース管理ソフトウェア（DBMS）（注2）	ソフトウェア
	② DBMS（注2）＋当該DBMSの機能を利用するアプリケーションソフトウェア	ソフトウェア
(3) 連携ソフトウェア（注2）		ソフトウェア
(4) 不正アクセス防御ソフトウェア又は不正アクセス防御装置 （(1)～(3)のいずれかと同時に設置されるものに限り）	① ファイアウォール（注2）	ソフトウェア・ハードウェア
	② 侵入検知システム（IDS）（注2）、侵入防止システム（IPS）（注2）	
	③ WEBアプリケーションファイアウォール（WAF）（注2）	

（注2）ISO/IEC 15408に基づいて評価・認証されたもの。

ISO/IEC15408とは、情報セキュリティの国際標準に基づき、IT製品等が適切に設計され、その設計どおり正しく製品化されているかを検証するための基準を規格化したもので、その評価・認証の効力はCCRA（Common Criteria Recognition Arrangement）加盟国で相互承認されています。

ISO/IEC15408で評価・認証された関連製品のリストは、下記のIPAホームページから参照できます。

<http://www.ipa.go.jp/security/tax/index.html>

また、本税制の詳細については、下記のホームページで公表している「FAQ集」などもあわせてご参照ください。

http://www.meti.go.jp/policy/it_policy/zeisei/index.html

延長

★平成22年4月1日から平成24年3月31日までに取得等をした対象設備について適用

※ 改正後の税制は、平成22年4月1日以後に取得等をする対象設備に適用され、平成22年3月31日以前に取得等をした従前の中小企業情報基盤強化税制の対象設備については、従前の中小企業情報基盤強化税制によります。

POINT

製造業や卸業、小売業、サービス業など多くの業種が本税制の適用を受けられますが、一部対象外の業種がありますのでご注意ください。

＜税制の適用を受けられる業種＞

製造業、建設業、鉱業、卸売業、道路貨物運送業、倉庫業、港湾運送業、ガス業、小売業、料理店業その他の飲食店業、一般旅客自動車運送業、海洋運輸業及び沿海運輸業、旅行業、こん包業、郵便業、通信業、損害保険代理業、サービス業

※ただし、次の業種は対象から除かれます。

- ・料理店業その他の飲食店業のうち、料亭、バー、キャバレー、その他これらに類する事業
- ・サービス業のうち、物品賃貸業、娯楽業（映画業を除く）
- ・性風俗関連特殊営業

✦ 取得価額の要件

本税制の適用を受けるためには、当該事業年度において、事業の用に供した対象設備の取得価額の合計額が70万円以上になることが必要です。

✦ 「税額控除」と「特別償却」の選択適用

税額控除制度

この制度では、当期に支払うべき法人税額から一定割合を控除します。

取得価額の合計額×7%

POINT

税額控除額はその期の法人税額の20%を限度とし、限度を超過した分は、翌事業年度に繰越して適用することができます。

特別償却制度

この制度では、対象設備について、事業の用に供した最初の事業年度において、その対象設備の取得価額の一定割合相当額を普通償却限度額に加算して償却します。

取得価額×30%

この優遇措置はリースでも適用されるの？



ファイナンス・リース取引については適用されるわ。ただし、利用できるのは税額控除制度だけなので注意してね



サーバーの附属装置は対象になるの？

補助記憶装置や、電源装置、サーバーに附属する無停電電源装置も対象になるのよ



※ 具体例

●資本金5000万円のA社が、X事業年度に下記の社内システムを構築した場合

【1】サーバー（含むOS（注3））	50万円（取得）
【2】データベース管理ソフトウェア（注3）	50万円（取得）
【3】アプリケーションソフトウェア（注4）	100万円（取得）

（注3） ISO／IEC 15408に基づいて評価・認証されたもの。

（注4） ISO／IEC 15408に基づいて評価・認証されたデータベース管理ソフトが組み込まれたもの。

対象設備の判定

- 【1】○：「P26「対象設備」表（1）②評価・認証されたOSがインストールされたサーバー」に該当
- 【2】○：「P26「対象設備」表（2）①評価・認証されたデータベース管理ソフトウェア」に該当
- 【3】○：「P26「対象設備」表（2）②評価・認証されたデータベース管理ソフトウェアの機能を利用するアプリケーションソフトウェア」に該当

税額控除を選択した場合

取得価額の合計額【1】＋【2】＋【3】＝200万円≧70万円（取得価額の合計額の下限）

$$\begin{array}{l} \rightarrow 200\text{万円} \times 7\% = \text{控除金額 } 14\text{万円} \\ \text{(取得価額の合計額)} \quad \text{(税額控除割合)} \end{array}$$

→ **合計14万円の税額控除が可能**

（なお、税額控除額は法人税額の20％が限度となります。以下同じです）

●資本金3000万円のB社が、Y事業年度に社内システムを構築した場合

【1】サーバー（含むOS（注5））	100万円（リース（注6）、総額）
【2】人事管理システム（注7）（ソフトウェア）	80万円（取得）
【3】CAD／CAMソフト（ソフトウェア）	100万円（取得）

（注5） ISO／IEC 15408に基づいて評価・認証されたもの。

（注6） 所有権移転外リース取引。

（注7） ISO／IEC 15408に基づいて評価・認証されたデータベース管理ソフトが組み込まれたもの。

対象設備の判定

- 【1】○：「P26「対象設備」表（1）②評価・認証されたOSがインストールされたサーバー」に該当（所有権移転外リース取引は税法上売買があったものとされ、取得に係る税額控除の適用はできません（（特別償却の適用はできません）））
- 【2】○：「P26「対象設備」表（2）②評価・認証されたデータベース管理ソフトウェアの機能を利用するアプリケーションソフトウェア」に該当
- 【3】×：対象設備ではない。
※ただし、資本金1億円以下であるため、中小企業投資促進税制の適用可能

税額控除を選択した場合

取得価額の合計額【1】＋【2】＝180万円≧70万円（取得価額の合計額の下限）

$$\begin{array}{l} \rightarrow 180\text{万円} \times 7\% = \text{控除金額 } 12.6\text{万円} \\ \text{(取得金額の合計額)} \quad \text{(税額控除割合)} \end{array}$$

→ **合計12.6万円の税額控除が可能**

※ 対象資産一覧

(1) 基本システム	イ サーバー用のオペレーティングシステム（ソフトウェア（（電子計算機に対する指令であって一の結果を得ることができるように組み合わせられたものをいい、複製して販売するための原本及び新たな製品の製造もしくは新たな技術の発明又は現に企業化されている技術の著しい改善を目的として特別に行われる試験研究の用に供されるものを除く。以下同じ））の実行をするために電子計算機の動作を直接制御する機能を有するソフトウェアのうち、国際標準化機構及び国際電気標準会議の規格15408に基づき評価及び認証されたものに限る） ロ サーバー用の電子計算機（当該電子計算機の記憶装置にイに掲げるサーバー用のオペレーティングシステムが書き込まれたものに限るものとし、これと同時に設置する付属の補助記憶装置又は電源装置を含む） ハ サーバー用の仮想化ソフトウェア（二以上のサーバー用のオペレーティングシステムによる一のサーバー用の電子計算機（当該電子計算機の記憶装置に当該二以上のサーバー用のオペレーションシステムが書き込まれたものに限る））に対する指令を制御し、当該指令を同時に行うことを可能とする機能を有するソフトウェアのうち、国際標準化機構及び国際電気標準会議の規格15408に基づき評価及び認証されたものに限る）
(2) データベース管理ソフトウェア	データベース管理ソフトウェア（データベース（（数値、図形その他の情報の集合物であって、それらの情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成するものをいう。以下同じ））の生成、操作、制御及び管理をする機能を有するソフトウェアであって、他のソフトウェアに対して当該機能を提供するもののうち、国際標準化機構及び国際電気標準会議の規格15408に基づき評価及び認証されたものに限る）又は当該データベース管理ソフトウェア及び当該データベース管理ソフトウェアに係るデータベースを構成する情報を加工する機能を有するソフトウェア
(3) 連携ソフトウェア	連携ソフトウェア（情報処理システム（（情報処理の促進に関する法律第二十条第一項第五号に規定する情報処理システムをいう。以下同じ））から指令を受けて、当該情報処理システム以外の情報処理システムに指令を行うソフトウェアで、次に掲げる機能を有するもののうち、国際標準化機構及び国際電気標準会議の規格15408に基づき評価及び認証されたものに限る） イ 日本工業規格（工業標準化法第17条第1項に規定する日本工業規格をいう。以下同じ）×0027に定めるメッセージの形式に基づき日本工業規格×4159に適合する言語を使用して記述された指令を受け、これを日本工業規格×5731-8に基づき認証する機能 ロ イの指令を受けた旨を記録する機能 ハ 指令を行うべき情報処理システムを特定する機能 ニ その特定した情報処理システムに対する指令を行うに当たり、当該情報処理システムが実行することができる内容及び形式に指令の付加及び変換を行い、最適な経路を選択する機能
(4) 不正アクセス防御ソフトウェア又は不正アクセス防御装置	不正アクセス防御ソフトウェア（不正アクセスを防御するために、あらかじめ設定された次に掲げる通信プロトコルの区分に応じそれぞれ次に定める機能（（以下「不正アクセス防御機能」という））を有するソフトウェアのうち、インターネットに対応するものをいう）又は不正アクセス防御装置（不正アクセス防御機能を有するもののうち、インターネットに対応するものをいう）のうち、国際標準化機構及び国際電気標準会議の規格15408に基づき評価及び認証されたもの（上記（1）から（3）までに掲げる減価償却資産のいずれかと同時に設置するものに限る） イ 通信路を設定するための通信プロトコル ファイアウォール機能（当該通信プロトコルに基づき電気通信信号を検知し、通過させる機能をいう） ロ 通信方法を定めるための通信プロトコル システム侵入検知機能（当該通信プロトコルに基づき電気通信信号を検知し、又は通過させる機能をいう） ハ アプリケーションサービスを提供するための通信プロトコル アプリケーション侵入検知機能（当該通信プロトコルに基づき電気通信信号を検知し、通過させる機能をいう）

VII グリーン投資減税

Q12 新たに創設された「グリーン投資減税」とは、何ですか？

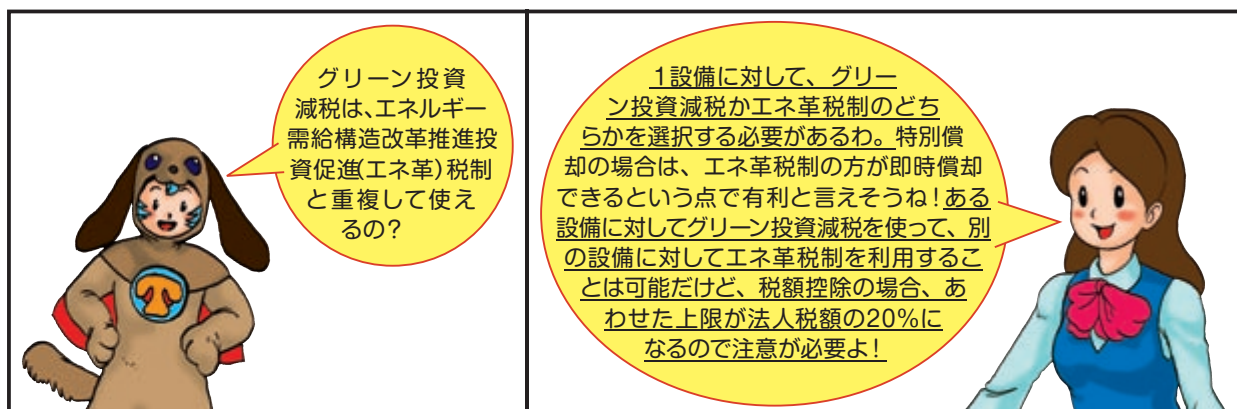
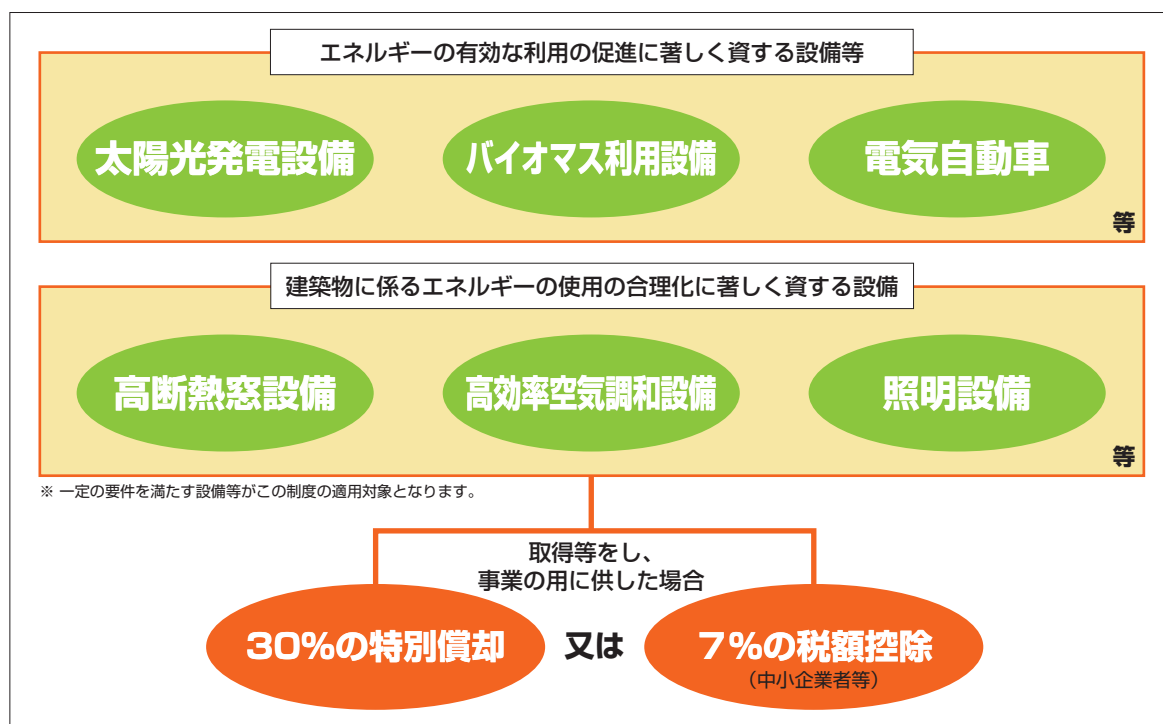


- A. エネルギー起源CO₂排出削減又は再生可能エネルギー導入拡大に相当程度の効果が見込まれる設備等を取得し、事業の用に供した場合、特別償却又は税額控除（中小企業者等のみ）の適用が受けられる制度です。

※ 制度の概要

青色申告書を提出する法人及び個人が、平成23年6月30日から平成26年3月31日までの間に、エネルギー環境負荷低減推進設備等の取得等をして、その取得等の日から1年以内に事業の用に供した場合には、その事業の用に供した事業年度において、そのエネルギー環境負荷低減推進設備等の取得価額の30%相当額の特別償却の適用（中小企業者等については、7%相当額の特別税額控除との選択適用）が受けられます。

<メリットイメージ>



※ エネルギー環境負荷低減推進設備等

この制度の適用対象となるエネルギー環境負荷低減推進設備等とは、次に掲げる減価償却資産で、その取得又は製作もしくは建設の後事業の用に供されたことのないものをいいます。

イ エネルギーの有効な利用の促進に著しく資する機械その他の減価償却資産で次に掲げるもの

適用対象資産	具体例
①新エネルギー利用設備等	太陽光発電設備、風力発電設備、水熱利用設備、雪氷熱利用設備、バイオマス利用装置
②二酸化炭素排出抑制設備等	熱併給型動力発生装置、コンバインドサイクル発電ガスタービン、高効率配線設備、高効率複合工作機械、ハイブリッド建設機械、高効率電気式工業炉、断熱強化型工業炉、高性能工業炉廃熱回収式燃焼装置、プラグインハイブリッド自動車、エネルギー回生型ハイブリッド自動車、電気自動車、電気自動車専用急速充電設備、ガス冷房装置、高効率型電動熱源機

ロ 建築物に係るエネルギーの使用の合理化に著しく資する設備で次に掲げるもの

適用対象資産	具体例
①エネルギー使用合理化設備	高断熱窓設備、高効率空気調和設備、高効率機械換気設備、照明設備
②エネルギー使用制御設備	測定装置、中継装置、アクチュエーター、可変風量制御装置、インバーター、電子計算機

※ 上記のロの①及び②の設備については、適用対象資産の全てを同時に設置することが必要とされています。

※ 特別償却限度額・税額控除限度額の計算

■特別償却限度額の計算

この制度による特別償却限度額は、次の算式により計算されます。

$$\text{特別償却限度額} = \text{エネルギー環境負荷低減推進設備等の取得価額} \times 30\%$$

■税額控除限度額の計算

中小企業者等が選択適用できるこの制度による税額控除限度額は、次の算式により計算されます。

$$\text{税額控除限度額} = \text{エネルギー環境負荷低減推進設備等の取得価額の合計額} \times 7\%$$

(当期の法人税額の20%相当額を限度)

■繰越税額控除限度超過額の控除

青色申告法人が、その事業年度開始の日前1年以内に開始した各事業年度において、この税額控除制度による税額控除をしてもなお控除しきれない金額の合計額(以下「繰越税額控除限度超過額」といいます)を有するときは、繰越税額控除限度超過額に相当する金額を、その事業年度の法人税額の20%相当額を限度として、法人税額から控除することができることとされています。

※「グリーン投資減税」活用ポイントQ&A

Q1. この制度が受けられない場合がありますか？

A. 次の場合にはこの制度が受けられません。

- ・新エネルギー利用設備等又は二酸化炭素排出抑制設備等を貸付けの用に供した場合
- ・新エネルギー利用設備等を電気事業法第2条第1項第9号に規定する電気事業の用に供した場合
- ・エネルギー使用合理化設備又はエネルギー使用制御設備を住宅の用に供した場合

Q2. 申告時に必要書類などを準備するにあたり、特に注意すべきことはありますか？

A. エネルギー使用合理化設備は、その設備が設置された建築物が一定の基準を満たすものであることについて、その建築物に係るエネルギーの使用の合理化に関する法律第74条第1項に規定する所管行政官庁が確認した旨の証明書類を確定申告書又は仮決算による中間申告書に添付する必要があります。

また、エネルギー使用制御設備は、その設備が設置される建築物が一定の基準を満たすものであることについて、経済産業大臣が確認した旨の証明書類を確定申告書又は仮決算による中間申告書に添付する必要があります。

Q3. 特別償却が適用されない場合がありますか？

A. 法人が所有権移転外リース取引により取得したエネルギー環境負荷低減推進設備等については、特別償却の規定を適用しないこととされています。

※ グリーン投資減税に引き継がれない設備

次に掲げる設備は、エネルギー需給構造改革推進投資促進税制の対象設備でしたが、グリーン投資減税では、対象とはなくなっています。

エネルギー有効利用製造設備等	旋回流教科型離解装置 高性能脱磷炉 高性能機械組立設備
エネルギー有効利用付加設備等	省エネルギー型クラウン制御ロール 鋼片板幅制御装置 高効率工業炉（原材料予熱式）サーボ駆動式プレス機 生型造型機（枠付生型造型機、無枠生型造型機）高断熱窓設備（高断熱窓装置、高断熱窓ガラス）物流用蓄熱式保冷装置（車載保冷装置、蓄熱式保冷剤製造装置）外部電源式車載空調装置 外部電源式車載空調装置用給電設備
新エネルギー利用設備等	太陽熱利用集蓄熱装置 未利用エネルギー利用装置（中水または下水を熱源とするもの）未利用エネルギー利用設備（地下水を熱源とするもの）バイオマス利用装置（木質バイオマス発電装置、木質バイオマス熱電併給型木材乾燥装置、木質バイオマス利用加湿装置）
エネルギー使用合理化設備	高効率給湯設備（ヒートポンプ式給湯器、潜熱回収型給湯器、ボイラー、真空間接加熱式温水器、熱電併給型動力発生装置）交流変周波数制御方式エレベーター
その他設備	配電多重化設備

※ グリーン投資減税で新設される設備

次に掲げる設備は、エネルギー需給構造改革推進投資促進税制の対象設備ではありませんでしたが、グリーン投資減税で新たに対象となった設備です。

低炭素関連	バイオマス利用装置（下水汚泥燃料利用関連施設）ハイブリッド建設機械 高効率電気式工業炉（誘導加熱炉）高効率電気式工業炉（金属溶解炉）プラグインハイブリッド自動車 電気自動車用急速充電設備
-------	---



エネルギー需給構造改革 推進投資促進税制

Q13

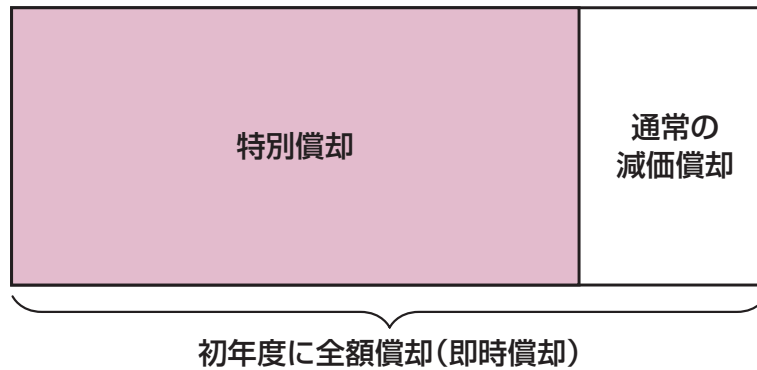
「エネルギー需給構造改革推進投資促進税制」(エネ革税制)とは何ですか？

A. 「エネルギー需給構造改革推進投資促進税制」(略称以下：エネ革税制)は、エネルギーの需要・供給両面の構造改革を推進する観点から、青色申告者がエネルギー需給構造改革推進設備を取得、製作または建設し、一定の事業に使用し始めた事業年度に特別償却又は税額控除の適用が受けられる制度です。なお、税額控除の適用を受けられるのは中小企業者等に限定されています。

延長

POINT

平成21年4月1日から平成24年3月31日までの間に取得、製作または建設し、事業の用に供したエネルギー需給構造改革推進設備については、初年度にその全額を償却することができます。なお、中小企業者等については、その事業年度の法人税額の20%を限度として、取得価額の7%を、その事業年度の法人税額から控除できます。



どんな設備が対象となるのかなあ？

エネ革税制の対象となる設備は、平成20年度に改正された際に、ビル自体の省エネ化や、機器の制御による省エネ化などを目的に、新たに複数の設備を同時に設置する必要があるものが増えたのよね

詳しいことは、資源エネルギー庁のホームページ(注1)を見てね

そんなことはないわ。法人の場合は法人税の確定申告書『特別償却の附表(一)』を確定申告書に添付するだけです(注2)。ただし、書類保存義務はありますので該当設備の詳細がわかる契約書や見積書・請求書・カタログなどの書類は必ず保管しておきましょう

申告のための添付書類などは煩雑なの？

(注1) <http://www.enecho-shoeneho.jp/#support/enekaku.html>

(注2) 税額控除の場合は別表六(十)を添付します。

※「エネ革税制」活用ポイント Q & A

Q1. エネ革税制対象設備とはどのような設備があるのですか？

A. 省エネルギー性が高く、高効率な設備等を対象としています。「エネルギー有効利用製造設備等(4設備)」、「エネルギー有効利用付加設備等(21設備)」、「電気・ガス需要平準化設備(1設備)」、「新エネルギー利用設備等(14設備)」、「エネルギー使用合理化設備(26設備)」、「エネルギー使用制御設備(6設備)」と「配電多重化設備(1設備)」があり、それぞれ対象設備となる範囲が定められています。なお、エネルギー使用合理化設備やエネルギー使用制御設備については、個々の設備を単独で取得するだけでは税制の適用対象にはなりません。たとえば、エネルギー使用合理化設備なら、高断熱窓設備、高効率空調設備、高効率機械換気設備、照明設備、高効率給湯設備、交流変周波数制御方式エレベーターの6種類の設備を全て同時に設置した場合に、税制優遇の対象になります。

Q2. リース、貸付設備又は中古設備も対象となるのでしょうか？

A. 貸付設備又は中古設備は対象となりません。リース取引による取得については、税額控除のみ適用可能です(特別償却には適用されません)。

Q3. 中小企業者等であるかの判定はいつを基準にするのでしょうか？

A. 「中小企業者等」であるかどうかは、対象設備を事業の用に供した日の現況によって判定されます。

Q4. 対象設備の取得価額に入れられる費用はどのようなものですか？

A. 設備の購入代金(購入手数料等を含む)又は製作費(原材料、設備費、製作に従事した従業員の賃金、手当、福利厚生費を含む)に加えて、引取運賃、荷役費、運送保険料、据付費等を含むと解されます。

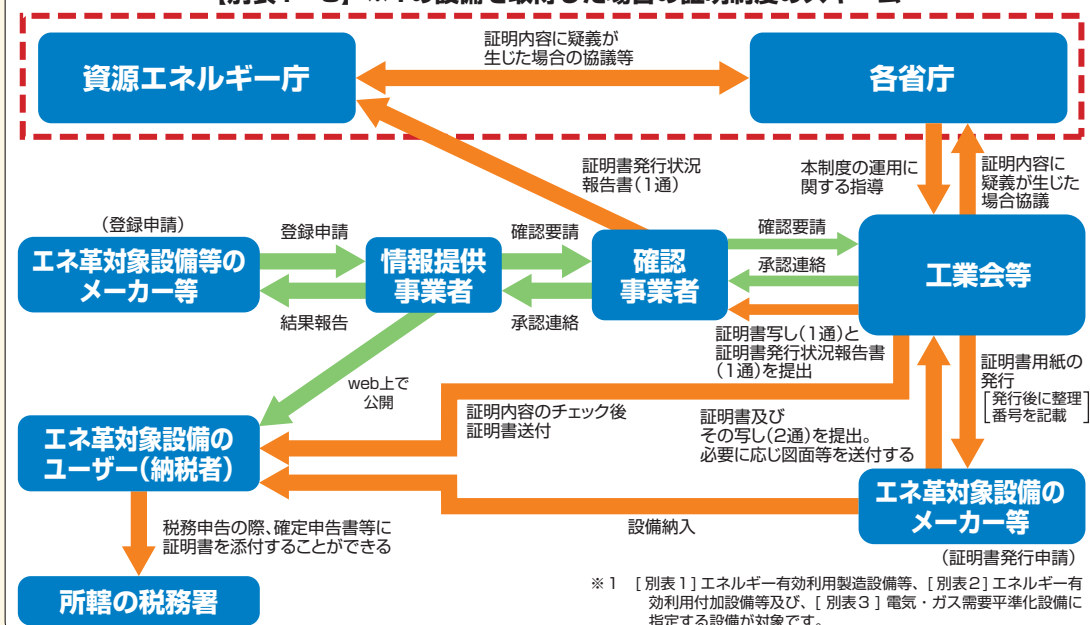
Q5. 他の租税特別措置と併せて使えるのでしょうか？

A. 同一の設備について他の税制との重複適用は認められません。

Q6. 【別表1～3】の設備を取得した場合の証明制度とはどのようなものですか？

A. 「エネ革税制」の活用を促進する観点から、この税制の対象設備のうち、【別表1】「エネルギー有効利用製造設備等」、【別表2】「エネルギー有効利用付加設備等」及び【別表3】「電気・ガス需要平準化設備」のメーカー等の関係事業者団体(工業会等)がエネルギー需給構造改革推進設備の仕様等の証明書を発行する制度です。この証明書を税務申告の際に添付して提出すればスムーズに申告手続きができます。ただし、この制度は、強制されるものではなく、この証明書がないからといって不利な扱いを受けることはありません。

【別表1～3】※1の設備を取得した場合の証明制度のスキーム





雇用促進税制

Q14

従業員を新規に雇用した場合に使える新たな税制について教えてください

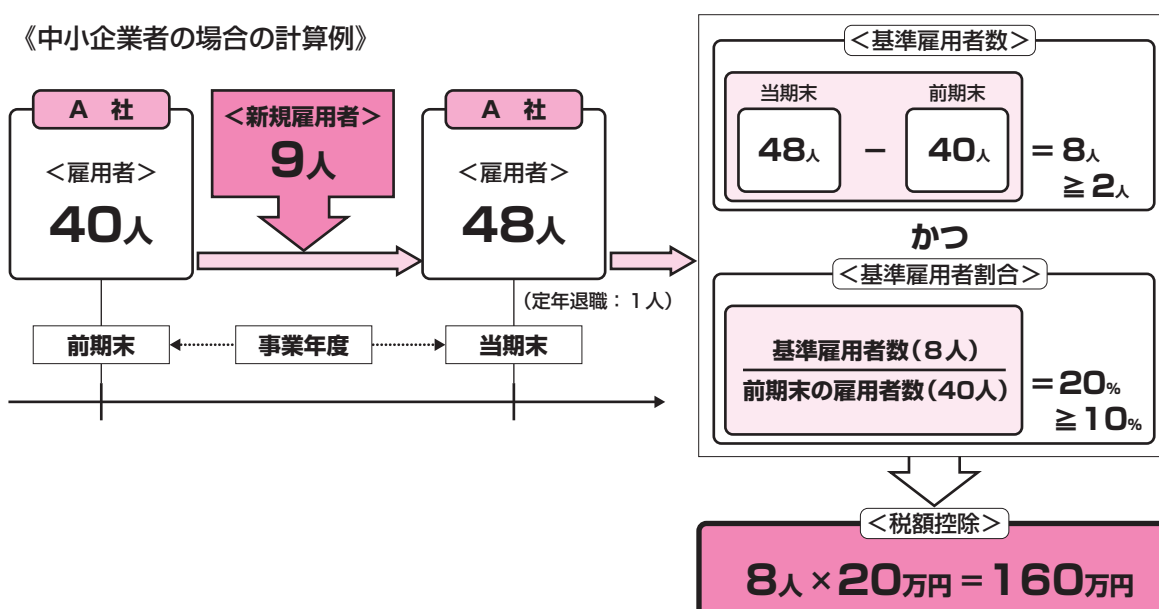
A. 青色申告法人が平成23年4月1日から平成26年3月31日までの間に開始する各事業年度において、一定数以上の雇用者数を増やしたときは、増加1人あたり20万円の特別税額控除ができる制度です。

創設

雇用促進税制の創設

青色申告法人が平成23年4月1日から平成26年3月31日までの間に開始する各事業年度において、当期末の雇用者の数が前期末の雇用者の数に比べて5人以上（中小企業者等については2人以上）及び10%以上増加していることが証明されるなど一定の要件に該当するときは、20万円に基準雇用者数を乗じて計算した金額の特別税額控除ができます。

《中小企業者の場合の計算例》



※控除できる税額は、当期の法人税額の10%（中小企業者等については20%）相当額が限度です

POINT

この制度における雇用者とは、法人の使用人のうち雇用保険の一般被保険者をいい、使用人から役員の特典関係者及び使用人兼務役員は除かれます。なお、役員の特典関係者の要件は次のとおりです。

- ① 役員の特典関係者であること
- ② 役員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあること
- ③ ①②以外の者で役員から生計の支援を受けていること
- ④ ②③の者と生計を一にするこれらの者の親族であること

雇用促進税制の適用要件

この制度の適用を受けるためには、次の1～5までの要件を全て満たしている必要があります。

1. 前期及び当期に事業主都合による離職者がいないこと
2. 基準雇用者数を5人以上（中小企業者等については2人以上）増加させていること

$$\text{基準雇用者数} = \text{当期末の雇用者数} - \text{前期末の雇用者数}$$
3. 基準雇用者割合を10%以上増加させていること

$$\text{基準雇用者割合} = \frac{\text{基準雇用者数}}{\text{前期末の雇用者数}}$$

4. 給与等支給額（注1）が比較給与等支給額（注2）以上であること

（注1）給与等支給額とは、当期の所得の金額の計算上損金の額に算入される給与等（雇用者に対して支給するものに限る）の支給額をいいます。

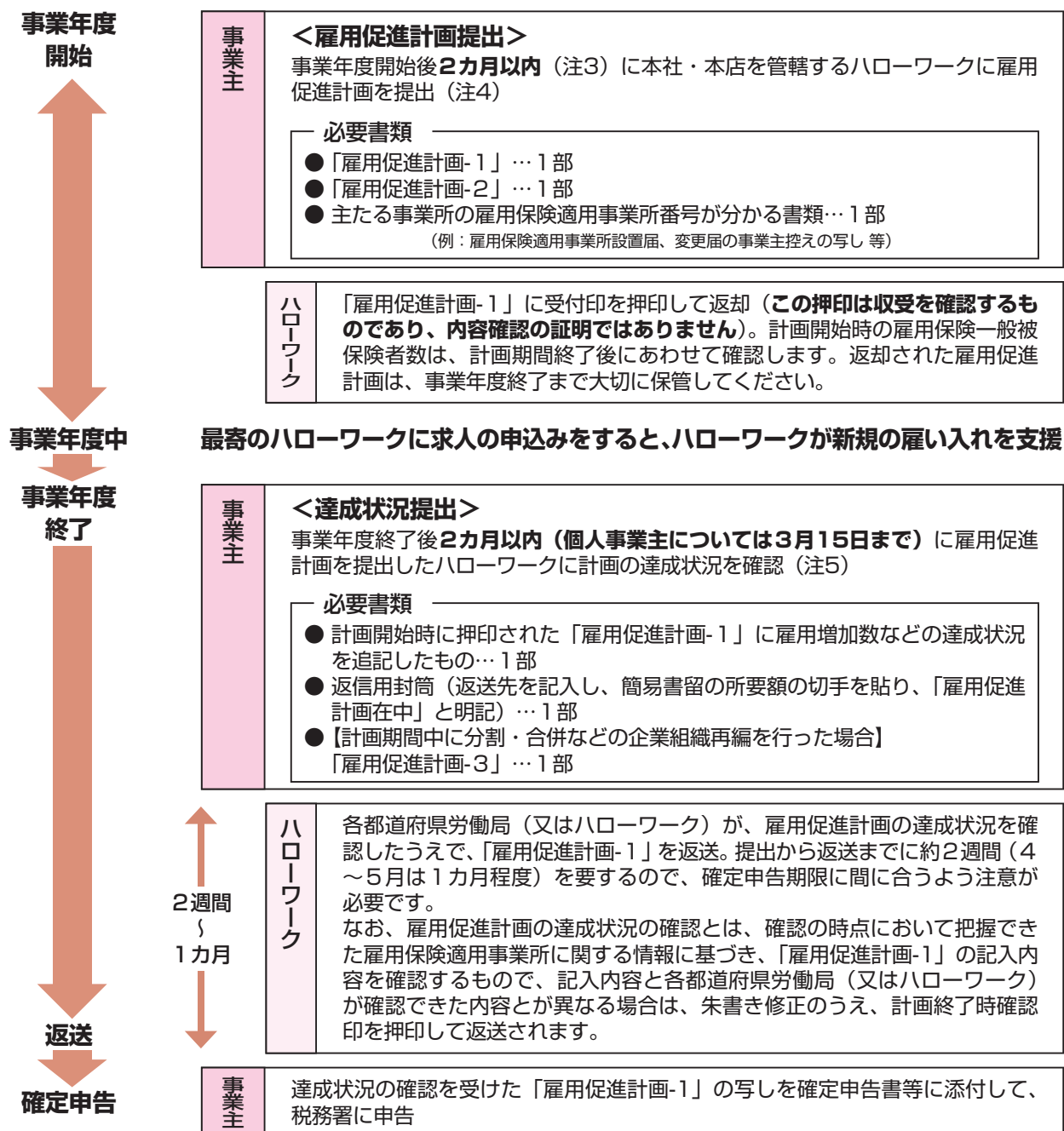
（注2）比較給与等支給額＝前期の給与等の支給額＋（前期の給与等の支給額×基準雇用者割合×30%）

5. 風俗営業等を営む事業主ではないこと

※ 前期とは、当期開始の日前1年以内に開始した各事業年度をいいます。

※ 4について、前期の月数と当期の月数とが異なる場合には、所要の調整が必要です。

※ 確定申告までの流れ



（注3）平成23年4月1日から同年8月31日までに事業年度を開始した法人については、特例措置として平成23年10月31日まで受け付けられます。

（注4）納税地（個人の場合は主たる事業所の所在地。法人の場合は、その法人の本店または主たる事業所の所在地。連結納税の承認を受けている法人については、当該連結納税に係る連結親法人の本店または主たる事業所の所在地）を管轄するハローワークに提出。その際、主たる事業所以外の事業所が、重複して雇用促進計画を提出することのないよう注意が必要です。

（注5）雇用促進計画の達成状況の確認は、計画期間中の雇用保険一般被保険者の資格取得届・喪失届の提出後、一定期間（2週間程度を目安）経過後を目処に行うこと。なお、雇用促進計画の達成状況の確認を求めた後に、雇用保険被保険者資格取得届・喪失届を提出しても、達成状況の再確認は行われません。



人材投資促進税制

Q15

人材投資(従業員の研修など)を行った場合に使える税制 はありますか？

A. 単年度教育訓練費が一定水準を上回っていれば、人材投資促進税制による税額控除の適用を受けることができます。

※ 制度の概要

この制度は、教育訓練費の総額に労務費に占める教育訓練費の割合（以下「教育訓練費割合」といいます）に応じた控除率（8%～12%）を乗じた額を税額控除するもので、教育訓練費割合が0.15%以上の場合に適用できます。税額控除率は、次の算式で計算します。

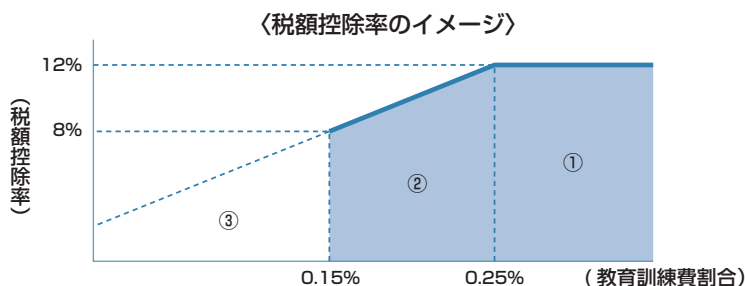
$$\text{税額控除率} = 8\% + \left(\frac{\text{教育訓練費}}{\text{労務費}^{\ast}} - 0.15\% \right) \times 40$$

※ ただし、上記算式で計算した控除税額が、その事業年度の法人税額の20%相当額を超える場合は、20%相当額を限度とします。なお、限度額を超過した分については、翌期に繰り越すことはできません。

※ 労務費：給与、法定福利費、教育訓練費

税額控除額の計算方法

税額控除額は、適用を受ける事業年度の教育訓練費割合に応じて、次の①～③に示した方法に従って計算します。



- ①教育訓練費割合が0.25%以上の場合
税額控除額＝教育訓練費×12%
- ②教育訓練費割合が0.15%以上0.25%未満の場合
税額控除額＝教育訓練費×{8%＋(教育訓練費割合－0.15%)×40}
- ③教育訓練費割合が0.15%未満の場合
本制度を利用することはできません



★適用期間：平成20年4月1日以降から平成24年3月31日までに開始する事業年度において適用されます。

<教育訓練の対象者の範囲>

対象となる者	対象外となる者
その法人の使用人又は個人のその事業に係る使用人	・その法人の役員又は個人事業主、使用人兼務役員 ・その法人の役員又は個人事業主の親族 ・入社予定の内定者等

※ 使用人とは、正社員、契約社員、パート、アルバイト、請負社員、派遣社員、その他その法人又は個人から対価を受け取って業務を遂行する者をいいます。

Q16

対象となる教育訓練費とは何ですか？

- A. この税制の対象となる教育訓練費は、使用人の職務に必要な技術や知識を習得させ、また、向上させるために支出する費用で以下に示すものです。

＜自社で行う研修に係る費用＞

外部講師謝金等	外部の講師、指導員を招へいする費用 【対象とならないもの】 自社の役員又は使用人を、講師等として講義等を行わせた場合の費用（人件費「講師料、日当を含む」）
外部施設等使用料	外部の施設、設備、器具等を賃借する費用 【対象とならないもの】 ○研修施設、訓練用施設等の取得に要する費用（減価償却費等） ○自社が所有する施設等の使用に要する費用（光熱費、維持管理費等）
教科書その他の教材費	教科書等の教材を購入又は開発委託する費用 【対象とならないもの】 自社で教科書等を製作した場合の費用（人件費、材料購入費）等 教育訓練用のソフトウェアに係る費用 他
研修プログラム等の開発委託費	外部に研修内容等の作成を委託する費用

教科書等については、使用可能期間が1年未満のもの又は取得価額が10万円未満のもので、適用事業年度に損金算入したものが対象になります。

＜他社が行う研修に係る費用＞

研修委託費	外部研修参加費
外部に委託して教育訓練等を行わせる費用 【具体例】 他の者（※）に対して支払う費用 ⇒講師の人件費、教科書、教材費、施設使用料等の委託費用 ※事業として教育訓練を行っている外部教育機関（民間教育会社、公共職業訓練機関、商工会議所等）、その他の一般企業	外部が行う教育訓練等に参加させる費用 【具体例】 講演会・講習会（参加料）、通信教育（受講料）、研修講座・研修セミナー（受講料）、技術指導（指導料）

✦ 教育訓練費の額から控除されるもの

その教育訓練費に充てるために他の者から支払いを受ける金額がある場合には、当該金額を控除した金額とします。具体的には次のようなものがあります。

- ①国等から教育訓練費に充てるために交付を受けた補助金
- ②受託教育訓練費の額

※ 法人税額がゼロの場合は、本制度の適用を受けることはできません。また、人材投資促進税制における税額控除額を翌期に繰り越すことはできません。

CHECK!

法人税の確定申告書に『別表六（十四）事業基盤強化設備等取得した場合等の法人税額の特別控除に関する明細書』を添付するとともに、様式は自由ですが、『教育訓練等を行った年月日、教育訓練の内容や参加した使用人の氏名、支出先等の必要事項を記載した書類』を提出する必要があります。

Q17

人材投資促進税制の具体的な活用例を教えてください

A. 具体例を通して見ていきましょう。

例) 当期の教育訓練費の額	100万円
当期の労務費の額	50,000万円
法人税額	150万円

※ 労務費：給与、法定福利費、教育訓練費

<具体的な計算例>

$$\text{教育訓練費割合} = \frac{100\text{万円}}{50,000\text{万円}} = 0.20\% \geq 0.15\%$$

$$\text{税額控除率} = 8\% + (0.20\% (\text{教育訓練費割合}) - 0.15\%) \times 40 = 10\%$$

$$\text{税額控除額} = \frac{\text{当期の教育訓練費の額} \times \text{税額控除率}}{100\text{万円} \times 10\% = 10\text{万円}}$$

$$\begin{aligned} \text{控除限度額} &= \text{法人税額 (上記前提条件)} \times 20\% \\ &= 150\text{万円} \times 20\% = 30\text{万円} \end{aligned}$$





試験研究税制

Q18

試験研究を行った場合、中小企業者等にはどのような優遇措置がありますか？

A. 「中小企業技術基盤強化税制」があります。これは、試験研究に対する税制措置の中でも、中小企業者等向けの、代表的で、使って得られる効果の大きい税制です。

※ 制度の概要

青色申告書を提出する中小企業者等(18ページ参照)は、試験研究費の総額に対して、次の控除率による税額控除が認められています。

①試験研究費の総額についてはその12%が控除できますが、それとは別に②比較試験研究費の額を上回る部分に5%を乗じた金額を控除するか、③平均売上金額(※1)の10%を上回る部分に税額控除割合を乗じた金額を控除するかが選択できます。結果的には、①総額型+②増加型又は①総額型+③高水準型のいずれか有利な方を選択する事ができますが、税額控除限度額は、①については法人税額の30%(※3)、②又は③については法人税額の10%を限度とします。

	①総額型	②増加型	③高水準型
	試験研究費の総額	比較試験研究費の額を上回る部分	平均売上金額×10%を上回る部分
税額控除率	12%	5%(上乘せ措置)	税額控除割合(※2)
税額控除限度額	当期法人税額の30%相当額(※3)	当期法人税額の10%相当額	当期法人税額の10%相当額
適用期限	恒久措置(注1)	平成24年3月31日までの間に開始する事業年度	平成24年3月31日までの間に開始する事業年度

(注1) 経済危機対策として時限的な拡充が行われています(下記POINT参照)

※1 平均売上金額＝当該事業年度を含む過去4年間の平均売上金額

※2 税額控除割合＝(試験研究費割合(注2)－10%)×0.2

(注2) 試験研究費割合＝ $\frac{\text{試験研究費}}{\text{平均売上金額}}$

※3 平成21年4月1日から平成24年3月31日までの間に開始する各事業年度においては、30%相当額となります。

★適用対象事業者

青色申告書を提出する中小企業者等です(18ページ参照)。

★対象となる試験研究費

試験研究費とは、製品の製造又は技術の改良、考案若しくは発明に係る試験研究のために要する費用です(42ページ参照)。

POINT

経済危機対策における研究開発税制の拡充(平成21年4月より適用)

繰越税額控除限度超過額等の繰越控除制度と繰越税額控除の限度額について、平成22年4月1日から平成25年3月31日までの間に開始する各事業年度における繰越税額控除について、次の特例が設けられています。

改正

(1) 平成22年4月1日から平成24年3月31日までの間に開始する事業年度において平成21年度(注1)又は平成22年度(注2)に生じた繰越税額控除限度超過額がある場合には、これらについて繰越控除することができます。また、この場合の繰越控除の適用を受けることができる限度額は、その事業年度の法人税額の30%相当額(注3)となります。

(2) 平成24年4月1日から平成25年3月31日までの間に開始する事業年度において平成21年度(注1)又は平成22年度(注2)に生じた繰越税額控除限度超過額がある場合には、その事業年度開始の日前1年以内に開始した事業年度に生じた繰越税額控除限度超過額とともに繰越控除することができます。また、この場合の繰越控除の適用を受けることができる限度額は、その事業年度の法人税額の30%相当額(注3)となります。

(注1) 平成21年4月1日から平成22年3月31日までの間に開始する各事業年度をいいます。

(注2) 平成22年4月1日から平成23年3月31日までの間に開始する各事業年度をいいます。

(注3) その事業年度において新たな控除額が生じる場合には、その事業年度の法人税額の30%相当額から、その控除額を控除した残額となります。

Q19

試験研究を行った場合のその他の税制措置についても教えてください

A. 中小企業者等だけでなく、すべての事業者を活用できるものとして、次の2つの税制措置があります。

＊ 試験研究費の総額に係る特別税額控除制度

青色申告書を提出する法人が支出した試験研究費の総額に対して、試験研究費割合によって次のような税額控除が認められています。なお、下記①については、時限的な拡充が行われています（前ページPOINTと同様）

	①総額型	②増加型	③高水準型
試験研究費割合(α) (注1)	試験研究費の総額	比較試験研究費の額を上回る部分	平均売上金額×10%を上回る部分
10%以上の場合	10%	5%(上乘せ措置)	※税額控除割合
10%未満の場合	$8\% + (\alpha) \times 0.2$		
税額控除限度額	当期法人税額の30%相当額(注2)	当期法人税額の10%相当額	当期法人税額の10%相当額
適用期限	恒久措置	平成24年3月31日までの間に開始する事業年度	平成24年3月31日までの間に開始する事業年度

(注1) 試験研究費割合(α) = $\frac{\text{当該事業年度の試験研究費の総額}}{\text{当該事業年度を含む過去4年間の平均売上金額}}$

※税額控除割合 = (試験研究費割合(α) - 10%) × 0.2

(注2) 平成21年4月1日から平成24年3月31日までの間に開始する各事業年度においては、30%相当額となります。

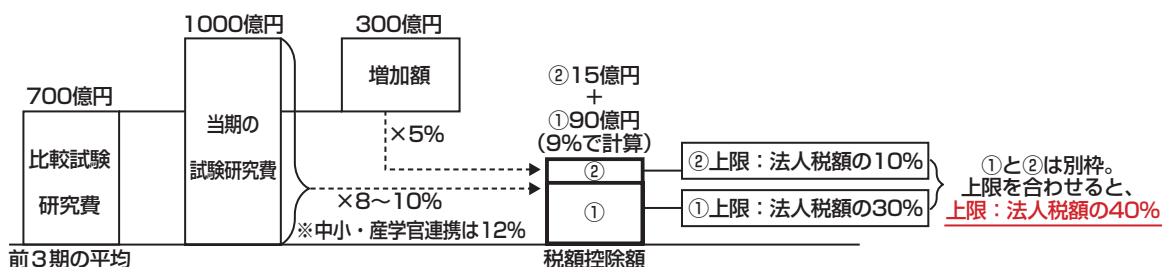
＊ 産学官連携の共同研究・委託研究に係る特別税額控除制度

青色申告書を提出する法人が支出した企業と大学、公的研究機関等との共同試験研究及びこれらに対する委託試験研究に係る試験研究費（特別試験研究費）の額に対して、12%の税額控除が認められています。

＊ 具体例

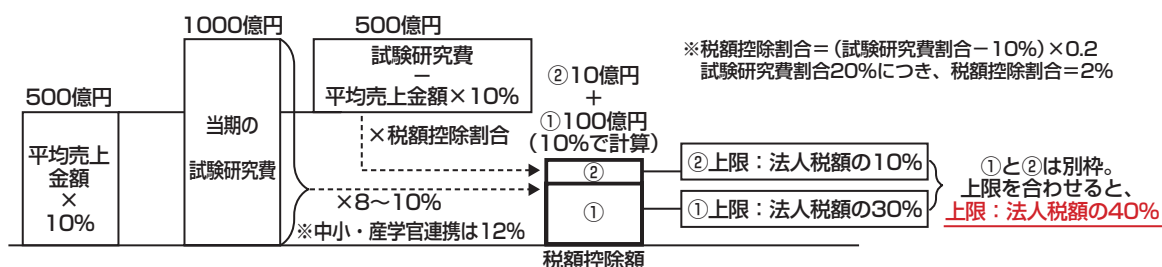
①総額型＋②増加型

比較試験研究費（前3期平均）700億円：当期試験研究費1000億円の計算例



①総額型＋③高水準型

平均売上金額5000億円：試験研究費1000億円（試験研究費割合10%以上）の計算例



Q20

対象となる「試験研究」及び「その費用」とは、 どのようなものですか？

A. 対象となる「試験研究」及び「その費用（試験研究費）」は、次の通りです。

※「試験研究」の内容

- ・製品の製造又はサービスの提供に係る試験研究
- ・技術の改良、考案又は発明に係る試験研究

※対象となる試験研究費

試験研究を行うために要する次の費用が対象となります。ただし、試験研究費に充てるため、他の者から支払いを受ける金額は除きます。

- ・原材料費
- ・人件費（専門的知識をもって試験研究の業務に専ら従事する者に係るものに限る）
- ・経費（試験研究に使用する機械等の減価償却費を含む）
- ・外部への委託試験研究費等
- ・繰延資産としている試験研究費の償却費等
- ・技術研究組合により賦課される負担金

※試験研究費に含まれる人件費の対象となる費用

人件費の計算においては、試験研究プロジェクトの担当業務に係る賃金・給与、諸手当、賞与、退職金、法定福利費（健康保険法、雇用保険法等による事業主負担額）、厚生福利費（医務、衛生、保険その他の従業員の厚生福利に係る費用）等が含まれます（但し、教育訓練費や従業員募集費等従業員を雇用するに当たって支出することとなる間接的な費用は含まれません）。なお、法人の所得金額の計算上、損金の額に算入されることが前提となります。

また、例えば役員が試験研究プロジェクトに従事するような場合では、その役員が、試験研究担当業務としての職務を有し、前述の条件（「専門的知識をもって当該試験研究の業務に専ら従事する者」）を満たすものである限り、その役員に対する報酬についても、適用対象となり得ると考えられます。但し、その場合、当該役員の研究業務の実態や社内の他の研究者に対する人件費等から鑑みて、当該報酬が研究者の職務に対するものとして相応のものでなければならぬと考えるべきです。

試験研究担当業務以外の業務と兼務する者の人件費について、中小企業庁では国税庁に対して照会を行い、その結果が国税庁より個別通達（試験研究費税額控除制度における人件費に係る「専ら」要件の税務上の取扱いについて）として次のホームページに掲載されています。

<http://www.nta.go.jp/shiraberu/zeiho-kaishaku/joho-zeikaishaku/hojin/031225/01.htm>



Q21

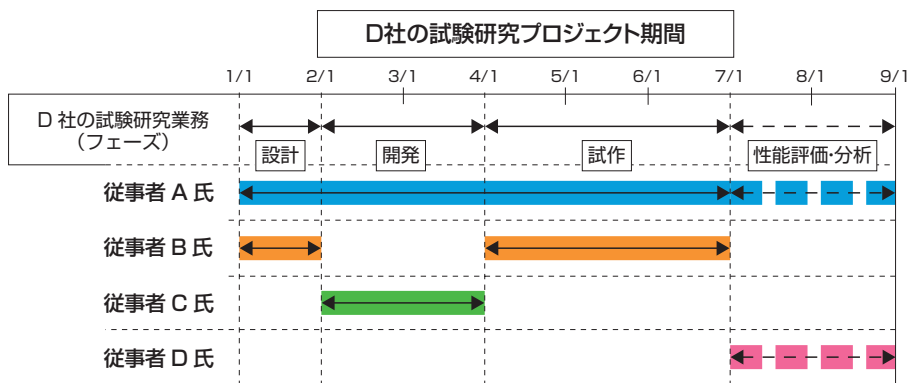
対象となる人件費の具体的な活用例を示してください

A. 次のような前提条件で、具体的な計算を行います。

D社の事例

- ・微生物培養装置に関する試験研究のプロジェクト（プロジェクト総期間8カ月）
- ・プロジェクトスケジュール
設計：1/1～1/31 開発：2/1～3/31 試作：4/1～6/30
性能評価・分析：7/1～8/31のうち、断続的に実働延べ30日間性能評価・分析に従事
- ・試験研究の従事者の人数 4名
A氏（設計部） プロジェクト担当業務：今回の培養装置開発のプロジェクトリーダー
B氏（生産部） プロジェクト担当業務：同プロジェクトにおける培養装置の設計、試作
C氏（生産部） プロジェクト担当業務：同プロジェクトにおける培養装置の開発
D氏（検査部） プロジェクト担当業務：同プロジェクトにおける培養装置の性能評価・分析

※ D社の試験研究プロジェクトに対する研究者の従事状況



D社の例では色塗りの部分の人件費が全て試験研究費の対象となります。

この場合、性能評価・分析については、その業務の特殊性等から、期間的に間隔を置きながら行われましたが、性能評価・分析が行われる時期において専属的に従事したA氏及びD氏についても、その従事した実働期間に対応する部分の人件費が対象となります。

※ 計算例

A氏 450万円＝60万円（1/1～1/31分人件費）＋120万円（2/1～3/31分人件費）＋180万円（4/1～6/30分人件費）＋90万円（7/1～8/31の2カ月（総実働40日）のうち、性能評価・分析に従事した期間が実働延べ30日であるので、2カ月の人件費120万円の40分の30である90万円を、合理的な方法により計算した人件費として計上）

B氏 120万円＝30万円（1/1～1/31分人件費）＋90万円（4/1～6/30分人件費）

C氏 60万円（2/1～3/31分人件費）

D氏 45万円（7/1～8/31の2カ月（総実働40日）のうち、性能評価・分析に従事した期間が実働延べ30日であるので、2カ月の人件費60万円の40分の30である45万円を、合理的な方法により計算した人件費として計上）

POINT

試験研究担当業務以外の業務と兼務する者の人件費を試験研究費として計上するには、「当該者の担当業務への従事状況が明確に区分され、当該担当業務に係る人件費が適正に計算されていること」が必要です。このため、試験研究プロジェクトの計画書・報告書や兼務者がその試験研究プロジェクトに従事した期間・費用が明確に分かる勤務記録等が必要となります。

〔コラム〕

グループ法人税制について

企業グループ内取引に係る「グループ法人税制」が創設されました

最近のグループ経営の実態は、関連会社を100%子会社化してグループ経営を実現する企業が増大しており、各会社の独立性を生かしながら、グループ統合のメリットを最大限に追求する傾向が顕著となっています。このような実態を踏まえ、実態に即した課税を実現するために「グループ内取引等に係る税制(グループ法人税制)」が創設されました。

グループ法人税制の主な特徴

◆グループ内の法人間の受取配当は、全額益金不算入となります。

これまで受取配当から負債利子を控除した部分のみ益金不算入とされていましたが、改正により全額益金不算入できることとなりました。

(平成22年4月1日以後開始事業年度より適用)

◆グループ内の法人間で寄附を行う場合、出し手は全額損金不算入、受け手は全額益金不算入となります。

(平成22年10月1日以後支出する寄付金に適用)

◆グループ内の法人間の資産の移転に伴う譲渡損益は、その資産がグループ外に移転する時まで繰延べとなります。対象資産となるのは下記の通りです。

(平成22年10月1日以後に行う譲渡損益調整資産の譲渡に適用)

■譲渡直前の帳簿価額が1000万円以上の下記の資産が対象になります。

- ① 固定資産
- ② 土地(土地の上に存する権利も含みます)
- ③ 有価証券(売買目的有価証券を除く)
- ④ 金銭債権
- ⑤ 繰延資産

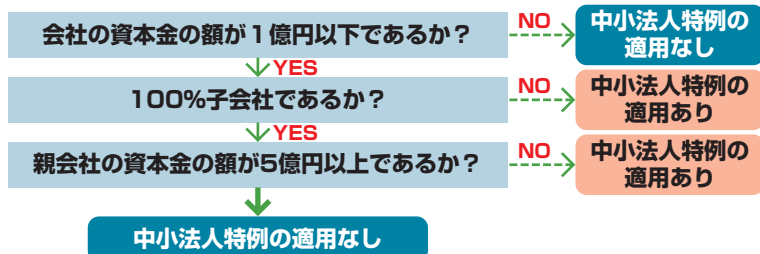
改正

◆親会社の資本金が5億円以上の場合、その100%子会社は一体とみなされ、下記の中小法人特例の適用の対象外となりました。なお、平成23年度改正で完全支配関係のある複数の大法人に発行済株式等の全部を保有されている法人についても下記の特例の対象外とされました。

(平成22年4月1日以後開始事業年度より適用)

- ① 軽減税率
- ② 特定同族会社の特別税率の不適用
- ③ 貸倒引当金の法定繰入率の選択
- ④ 交際費等の損金不算入制度における定額控除制度
- ⑤ 欠損金の繰戻しによる還付制度

(中小法人特例適用判定フローチャート)



大法人とは次のものをいいます

- イ 資本金の額又は出資金の額が5億円以上である法人
- ロ 保険業法に規定する相互会社(外国相互会社を含みます)
- ハ 法人税法第4条の7に規定する受託法人

XII

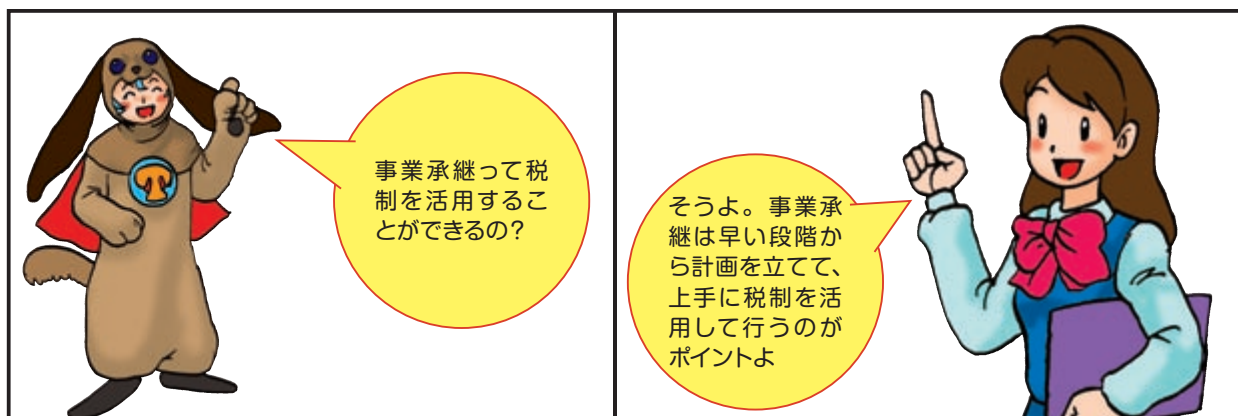
事業承継に関する税制

Q22

事業承継を円滑に行うための税制等には、どのようなものがありますか？

A. 以下のページでは、次のようなケースに従って事業承継に関連する税制について解説します。

ケース	掲載内容	ページ数
相続税・贈与税の基本的な仕組みを知りたい	相続税・贈与税の基本的な仕組み	46ページ
	暦年課税制度と相続時精算課税制度の比較	47ページ
	暦年課税制度と相続時精算課税制度の具体的な計算例	48ページ
円滑な事業承継を行うための相続税や贈与税の特例制度について知りたい	非上場株式についての相続税の納税猶予制度	49、50ページ
	納税が猶予される相続税の計算方法	51ページ
	非上場株式についての贈与税の納税猶予制度	52、53ページ
	納税が猶予される贈与税などの計算方法	54ページ
	贈与税の納税猶予制度に関して先代経営者（贈与者）が死亡した場合の取扱い	55ページ
	小規模宅地等を相続する場合の特例措置	57ページ
株式の評価方法や相続税額の計算を知りたい	取引相場のない株式の評価方法	58～60ページ
	種類株式の評価方法	61ページ
	相続税額の試算	62ページ
その他知っておきたい制度	みなし配当課税の特例	63、64ページ
	相続税の延納・物納	65ページ



Q23

相続税・贈与税の基本的な仕組みを教えてください

A. 相続税・贈与税は次のような仕組みになっています。

※ 相続税の概要

相続税とは、死亡した人（被相続人）が持っていた全部の財産を、相続人が受け継ぐときにかかる税金です。

相続財産が基礎控除額（5000万円+1000万円×法定相続人の数）以下の場合には、相続税がかからず、申告も不要です。

<相続税の税率表>

法定相続分に応ずる取得金額	税 率	控 除 額
1000万円以下の金額	10%	—
3000万円以下の金額	15%	50万円
5000万円以下の金額	20%	200万円
1億円以下の金額	30%	700万円
3億円以下の金額	40%	1700万円
3億円超の金額	50%	4700万円

【計算例】

Q. 相続財産1億円を、法定相続人である子供(成人)2人で相続する場合の相続税はいくらですか？

A. 次のようになります。

(課税価格) $1\text{億円} - (5000\text{万円} + 1000\text{万円} \times 2) = 3000\text{万円}$

(法定相続分による各取得金額) $3000\text{万円} \times \frac{1}{2} = 1500\text{万円}$

(1人分の相続税額) $1500\text{万円} \times 15\% - 50\text{万円} = 175\text{万円}$
 (相続税額) $175\text{万円} \times 2\text{人} = 350\text{万円}$

※ 贈与税の概要

贈与税とは、生前に贈与により財産を取得した場合にその取得した財産にかかる税金です。

●暦年課税制度

1年間に取得した財産の合計が基礎控除額（110万円）以下の場合には、贈与税がかかりませんし、申告も不要です。

●相続時精算課税制度については、47ページを参照してください。

<贈与税（暦年課税制度の場合）の税率表>

基礎控除後の課税価格	税 率	控 除 額
200万円以下の金額	10%	—
300万円以下の金額	15%	10万円
400万円以下の金額	20%	25万円
600万円以下の金額	30%	65万円
1000万円以下の金額	40%	125万円
1000万円超の金額	50%	225万円

例題) 現金1000万円の贈与を受けた場合の贈与税を計算してみましょう。
 $(1000\text{万円} - 110\text{万円}) \times 40\% - 125\text{万円} = 231\text{万円}$

Q24

計画的な贈与により、事業承継を円滑に行いたいのですが、留意点がありますか？

A. 贈与税の課税方式には、暦年課税制度と相続時精算課税制度があります。計画的な贈与を行うためには、家族構成や財産構成等を考慮して、どちらが自分にとって有利であるかを判断する必要があります。

＊ 暦年課税制度と相続時精算課税制度の比較

<主なポイント>

項 目	暦年課税制度	相続時精算課税制度
概 要	暦年（1月1日から12月31日までの1年間）毎にその年中に贈与された価額の合計に対して贈与税を課税する制度です	将来相続関係に入る親から子への贈与について、選択制により、贈与時に一律20%の税率で贈与税を納付し、相続時に相続税で精算する課税制度です
贈 与 者	制限なし	65歳以上の親
受 贈 者		20歳以上の子である推定相続人
選択の届出	不要	必要 (注) 一度選択すれば、相続時まで継続適用
控 除	基礎控除額（毎年）：110万円	非課税枠：2500万円 (限度額まで複数年にわたり使用可)
税 率	基礎控除額を超えた部分に対して10%～50%の累進税率 (46ページ参照)	非課税枠を超えた部分に対して一律20%の税率
適 用 手 続	贈与を受けた年の翌年3月15日までに贈与税の申告書を提出し、納税します	選択を開始した年の翌年3月15日までに、本制度を選択する旨の届出書を提出します
相続時精算	相続税とは切り離して計算します (注) 相続開始前3年以内の贈与は相続財産に加算	相続税の計算時に精算（合算）します (注) 贈与財産は贈与時の時価で評価

POINT

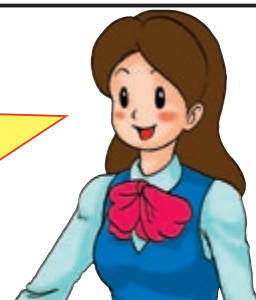
相続時精算課税制度を選択する時は、その選択に係る最初の贈与についての贈与税の申告書の提出と同時に次に掲げるすべての書類を提出する必要があります。ただし、一度選択をすると後から変更することはできません。注意して選択をする必要があります。

- ・ 相続時精算課税選択届出書
- ・ 受贈者の戸籍の謄本又は抄本
- ・ 受贈者の戸籍の附票の写し
- ・ 特定贈与者の住民票の写し又は特定贈与者の戸籍の附票の写し
- ・ 相続時精算課税に係る財産を贈与した旨の確認書

また、贈与税の申告期限は贈与を受けた年の翌年2月1日から3月15日までの間です。



相続時精算課税制度は、一度選択すると変更できないんだよね



そうよ。だから選択の際には慎重に検討してね

Q25

暦年課税制度と相続時精算課税制度の具体的な計算例を示してください

A. 次のような前提条件で、具体的な計算を行います。

※ 前提条件

オーナー経営者である父から後継者である子に対して、3年間にわたって2400万円を贈与する場合を例にとって、暦年課税制度と相続時精算課税制度で行った場合とを比較しましょう（法定相続人は後継者である子1人とします）。

<事例による制度比較>

（単位：万円）

贈与時	贈与価額	暦年課税制度	相続時精算課税制度
平成18年	800	$(800-110) \times 40\% - 125 = 151$ (※1)	$2500-800=1700$ (非課税枠の残)
平成19年	800	$(800-110) \times 40\% - 125 = 151$ (※1)	$1700-800=900$ (非課税枠の残)
平成20年	800	$(800-110) \times 40\% - 125 = 151$ (※1)	$900-800=100$ (非課税枠の残)
相続時	相続財産	上記贈与財産を含まないものとする	
平成24年 父死亡 <法定相続人 子供1人>	7600	$7600-(5000+1000)$ (※2) = 1600 $1600 \times 15\% - 50 = 190$ (※3)	$7600+(800+800+800)=10000$ $10000-(5000+1000)$ (※2) = 4000 $4000 \times 20\% - 200 = 600$ (※3)
	贈与から相続までに支払った税額	$151+151+151+190=643$	600

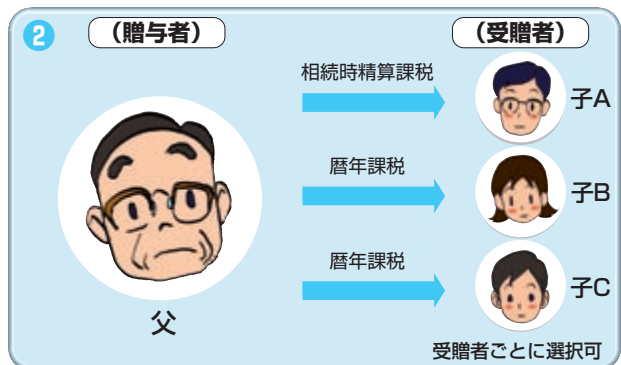
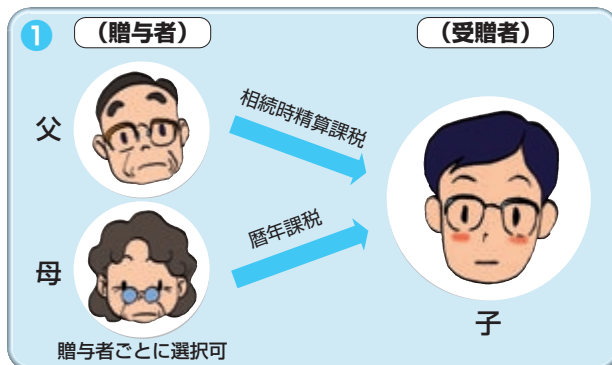
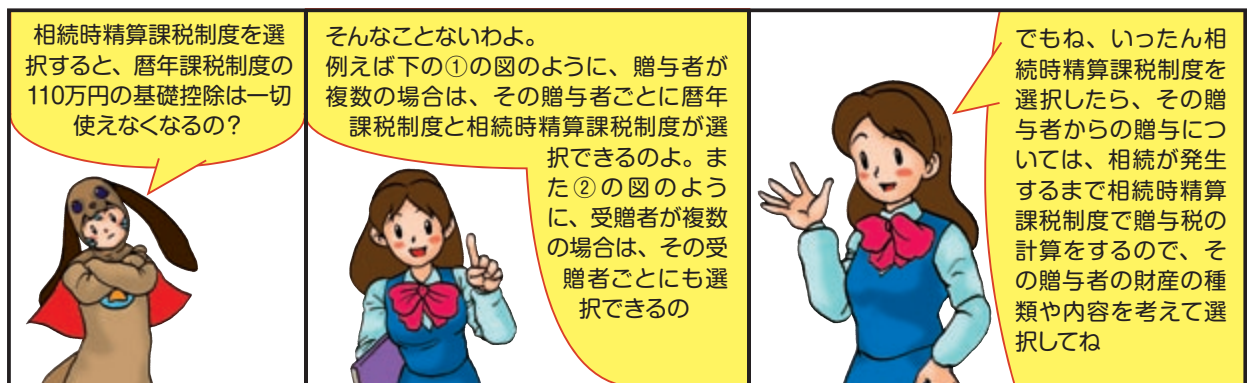
※1 贈与税（暦年課税制度の場合）の税率（46ページ参照）

※2 相続税の基礎控除額 5000万円 + (1000万円 × 法定相続人の数)（46ページ参照）

※3 相続税の税率表（46ページ参照）

【結論】この前提条件のケースでは、相続時精算課税制度の方が税負担が軽くなっています。

（注）贈与時と相続時の相続財産の価値が変化した場合、特に相続時の価値が高くなっている場合は、相続時精算課税制度の方が税負担は軽くなります。



Q26

非上場会社の株式に係る相続税の納税猶予の特例について教えてください

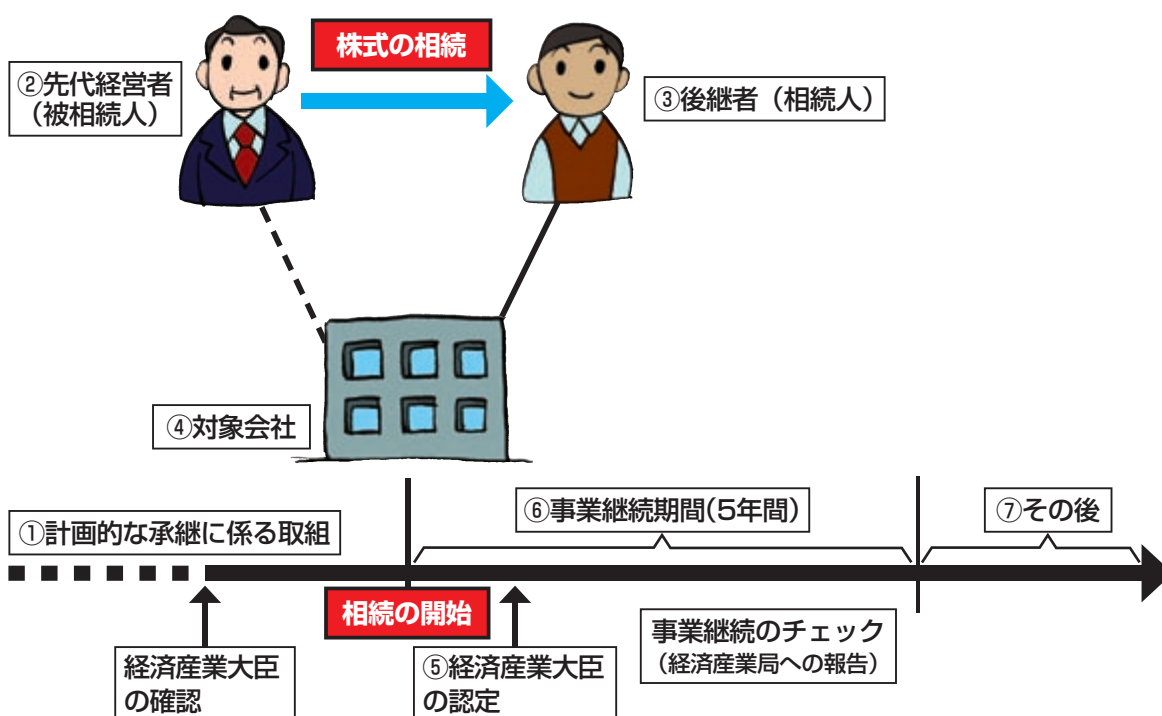
- A. 後継者である相続人等が、相続等により、経営承継円滑化法^(注)に基づき経済産業大臣の認定を受ける非上場会社の株式を先代経営者(被相続人)から取得し、その会社を経営していく場合には、その後継者が納付すべき相続税のうち、その株式(一定の部分に限ります)に係る課税価格の80%に対応する相続税の納税が猶予されます。

(注) 法律の正式名称は「中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律」です。

※ 相続税の納税猶予制度の概要

後継者(=相続人。先代経営者の親族)が、相続により非上場会社の株式を取得し、本制度の要件を満たす場合には、後継者が相続前から既に保有していた議決権株式を含めて、発行済完全議決権株式総数の2/3に達するまでの部分について、課税価格の80%に対応する相続税の納税が猶予されます。

<相続税の納税猶予制度の概要図>



(注) 具体的な要件の説明については、次ページを参照してください。上記の概要図の各項目につけられた①～⑦までの番号が次ページの説明項目と合致しています。

<手続の流れ>

1. 相続開始前=経済産業大臣の確認

「経営承継円滑化法」に基づき、後継者が特定されていることや計画的な事業承継に係る取組みを行っていることについての「経済産業大臣の確認」^(注)を受けることが必要です。

(注) 「経済産業大臣の確認」は、各地域の経済産業局へ申請します。この確認は原則として、次の「経済産業大臣の認定」を受けるための要件となっています。

2. 相続開始後=経済産業大臣の認定

「経営承継円滑化法」に基づき、会社の要件、後継者(相続人等)の要件、先代経営者(被相続人)の要件を満たしていることについての「経済産業大臣の認定」^(注)を受けることが必要です。

(注) 相続開始後8カ月以内に各地域の経済産業局へ申請を行う必要があります。

3. 認定取得後～相続税の申告期限まで=申告書の作成・提出

この特例の適用を受ける旨を記載した相続税の申告書及び一定の書類を税務署へ提出するとともに、納税が猶予される相続税額及び利子税の額に見合う担保を提供する必要があります。

(注) 相続があったことを知った日(通常は被相続人が死亡した日)の翌日から10カ月以内に、被相続人の住所地の所轄税務署に相続税の申告をする必要があります。特例の適用を受ける非上場株式等のすべてを担保として提供した場合には、納税が猶予される相続税額及び利子税の額に見合う担保の提供があったものとみなされます。

※ 相続税の納税猶予についての要件説明

【①計画的な承継に係る取組(経済産業大臣の確認)】

計画的な承継に係る取組(後継者の確定、株式の計画的承継等)に関して、先代経営者の存命中に「経済産業大臣の確認」を受けておく必要があります。

ただし、以下の場合については「確認」を受けていなくとも認定の対象となる場合があります。

- 先代経営者が60歳未満で死亡した場合
- 先代経営者から公正証書遺言により取得する株式と合わせると、後継者が発行済議決権株式の過半数を有する場合

【②先代経営者(被相続人)の要件】

- 会社の代表者であったこと
- 先代経営者と同族関係者で発行済議決権株式総数の50%超の株式を保有し、かつ、その同族関係者内で筆頭株主であったこと 等

【③後継者(相続人)の要件】

- 先代経営者の親族であること
(注)「親族」の範囲は、①6親等内の血族、②配偶者、③3親等内の姻族です。
- 相続開始の直前において対象会社の役員であったこと
- 後継者と同族関係者で発行済議決権株式総数の50%超の株式を保有し、かつ、その同族関係者内で筆頭株主となること(1つの会社で納税猶予の適用を受けられる者は1人)
- 相続のあった日から5カ月を経過する日に会社の代表者であること 等

【④対象会社の要件】

- 中小企業基本法の中小企業であること(特例有限会社、持分会社も対象)
- 上場会社、風俗営業会社でないこと
(注)対象会社の特定特別子会社も上場会社や風俗営業会社等でないことが要件です。特定特別子会社とは、対象会社、後継者及び生計を一にする親族等に総株主議決権数の50%超を保有される会社です。
- 資産管理会社に該当しないこと
(注)「資産管理会社」とは、有価証券、自ら使用していない不動産、現金・預金等の特定の資産の保有割合が資産の帳簿価額の総額の70%以上の会社やこれらの特定の資産からの運用収入が総収入金額の75%以上の会社をいいます(ただし一定の事業実態のある会社は除かれる)。
- 従業員数が1名以上であること 等
(注)対象会社又はそれと支配関係がある法人が、外国会社(対象会社の特別子会社に該当するものに限る)の株式等を有する場合にあっては5名以上です。

改正

【⑤経済産業大臣の認定】

上記の各要件に該当しているか否か審査の上、経済産業大臣が認定をします。認定の申請は「相続開始の日の翌日から8カ月を経過する日」までに各地域の経済産業局に対して行います。

(注)相続税の納税猶予の適用を受けるためには、認定時に交付される「認定書」とその他の必要書類を添付して、税務署に相続税の申告を行う必要があります。

【⑥事業継続期間(5年間)の要件】

- 相続税の申告期限から5年間、事業を継続する必要があります。具体的には以下のとおりです。
 - ①認定を受けた会社の代表者であること
 - ②雇用(従業員数)の8割以上を維持すること
(注)「従業員数」は、厚生年金保険及び健康保険加入者をベースに判定します。
 - ③相続した対象株式を保有していること 等
(注)組織再編(合併、株式交換等)を行った場合においても、実質的に事業の継続がなされているものとして一定の要件を満たす場合には、認定は継続されます。
- 事業継続期間中は毎年1回、報告基準日(相続税の申告期限の翌日から1年を経過するごとの日)の翌日から3カ月以内に経済産業局に所定の報告書を提出する必要があります。また、税務署に対しても別途「継続届出書」の提出が必要となっています(事業継続期間中は毎年1回、期間経過後は3年に1回となります)。

【⑦その後(事業継続期間の経過後)の取扱い】

納税猶予の対象株式を継続保有等していれば、納税猶予は継続されます。また、次の場合には、猶予されている相続税の全部又は一部の納付が免除されます(税務署に一定の申請等を行う必要があります)。

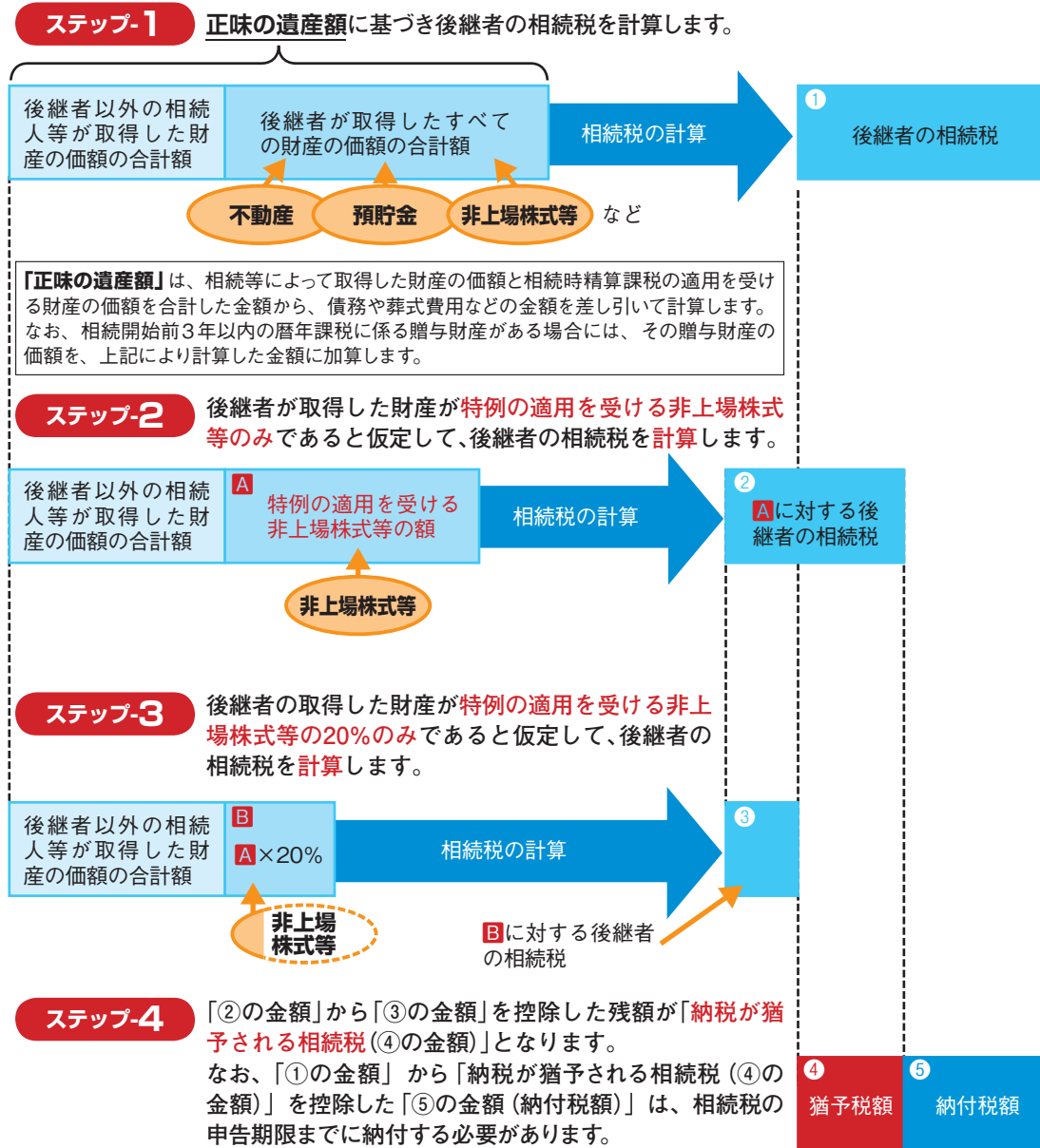
- ①当該経営者(後継者)が死亡した場合
- ②会社が破産又は特別清算した場合
- ③対象株式の時価が猶予税額を下回る中、当該株式の全部の譲渡を行った場合(ただし、その時価を超える猶予税額のみ免除)
- ④次の後継者に対象株式を贈与し、その後継者が取得した株式につき「贈与税の納税猶予の特例」(52ページ参照)の適用を受ける場合

経営承継円滑化法に基づく「経済産業大臣の確認」及び「経済産業大臣の認定」を受けるための要件や手続の詳細については、各地域の経済産業局にお尋ねください(お問い合わせ・申請窓口一覧は56ページを参照)。また、中小企業庁ホームページでも関連情報をご覧いただけます。

Q27

納税が猶予される相続税の計算方法を教えてください

A. 計算方法は次のとおりです。



※対象会社又はそれと支配関係がある法人が、外国会社又は医療法人（注）の株式等を有する場合には、当該株式等を有していなかったものとして計算します。

（注）外国会社又は医療法人は、対象会社と同族関係者等が合わせて発行済議決権総数の50%超保有しているものに限りします。

※ 特例の対象となる非上場株式等の数

この特例の対象となる非上場株式等の数は、次のa、b、cの数を基に下表の区分の場合に応じた数が限度となります。

「a」・・・後継者（相続人等）が相続等により取得した非上場株式等の数

「b」・・・後継者が相続開始前から保有する非上場株式等の数

「c」・・・相続開始直前の発行済株式等の総数

区分	特例の対象となる非上場株式等の限度数
イ $a+b < c \times 2 \div 3$ の場合	後継者が相続等により取得した非上場株式等の数（a）
ロ $a+b \geq c \times 2 \div 3$ の場合	発行済株式等の総数の3分の2から後継者が相続開始前から保有する非上場株式等の数を控除した数（ $c \times 2 \div 3 - b$ ）

（注）「非上場株式等」又は「発行済株式等」は、議決権に制限のないものに限りします。

・この特例の対象となる非上場株式等は、議決権に制限のないものに限りします。

※持分会社の場合にも上の表に準じます。

Q28

非上場会社の株式に係る贈与税の納税猶予の特例について教えてください

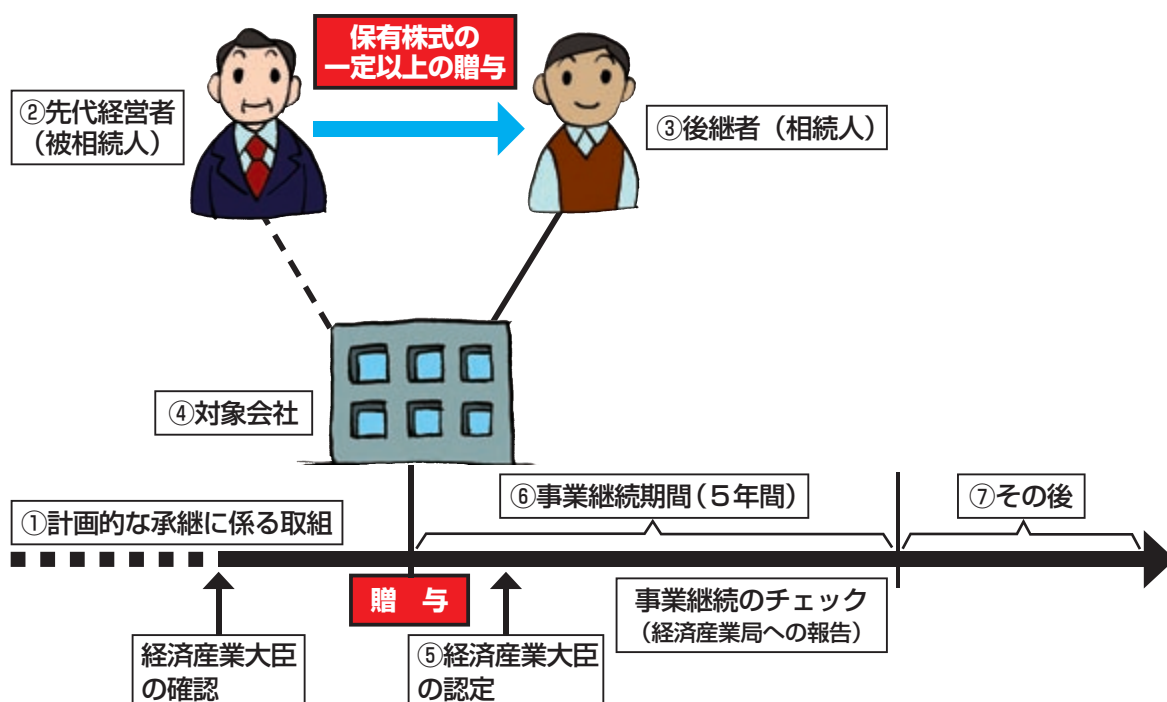
- A. 後継者である受贈者が、贈与により、経営承継円滑化法^(注)に基づき経済産業大臣の認定を受ける非上場会社の株式を親族(先代経営者)から全部又は一定以上取得し、その会社を経営していく場合には、その後継者が納付すべき贈与税のうち、その株式(一定の部分に限ります)に対応する贈与税の全額の納税が猶予されます。

(注)法律の正式名称は「中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律」です

※ 贈与税の納税猶予制度の概要

後継者(=受贈者。先代経営者の親族)が、先代経営者から一定以上の自社株式の贈与を受け、本制度の要件を満たす場合には、贈与前から後継者が既に保有していた議決権株式を含め発行済完全議決権株式総数の2/3に達するまでの部分について、贈与税の全額の納税が猶予されます。

<贈与税の納税猶予制度の概要図>



(注) 具体的な要件の説明については、次ページを参照してください。上記の概要図の各項目につけられた①～⑦までの番号が次ページの説明項目と合致しています。

<手続の流れ>

1. 贈与前=経済産業大臣の確認

「経営承継円滑化法」に基づき、後継者が特定されていることや計画的な事業承継に係る取組みを行っていることについての「経済産業大臣の確認」^(注)を受けることが必要です。

(注)「経済産業大臣の確認」は、各地域の経済産業局へ申請します。この確認は、次の「経済産業大臣の認定」を受けるための要件となっています。

2. 贈与後=経済産業大臣の認定

この特例の適用を受けるためには、贈与により、先代経営者である贈与者から、全部又は一定以上の非上場株式等を取得する必要があります(54ページ参照)。贈与を受けた後、「経営承継円滑化法」に基づき会社の要件、後継者(受贈者)の要件、先代経営者(贈与者)の要件を満たしていることについての「経済産業大臣の認定」^(注)を受けてください。

(注) 贈与を受けた年の翌年の1月15日までに各地域の経済産業局へ申請を行う必要があります。

3. 認定取得後～贈与税の申告期限まで

この特例の適用を受ける旨を記載した贈与税の申告書及び一定の書類を税務署へ提出するとともに、納税が猶予される贈与税額及び利子税の額に見合う担保を提供する必要があります。

(注) 贈与を受けた年の翌年の2月1日から3月15日までに、受贈者の住所地の所轄税務署に贈与税の申告をします。特例の適用を受ける非上場株式等のすべてを担保として提供した場合には、納税が猶予される贈与税額及び利子税の額に見合う担保の提供があったものとみなされます。

なお、担保の提供方法などについては、税務署にお尋ねください。

※ 贈与税の納税猶予についての要件説明

【①計画的な承継に係る取組（経済産業大臣の確認）】

計画的な承継に係る取組（後継者の確定、株式の計画的承継等）に関して、後継者への贈与を実行する前に「経済産業大臣の確認」を受けておく必要があります。

【②先代経営者（贈与者）の要件】

- 会社の代表者であったこと
- 役員を退任すること
- 先代経営者と同族関係者で発行済議決権株式総数の50%超の株式を保有し、かつ、その同族関係者内で筆頭株主であったこと 等

【③後継者（受贈者）の要件】

- 先代経営者の親族であること
（注）「親族」の範囲は、①6親等内の血族、②配偶者、③3親等内の姻族です。
- 会社の代表者であること
- 20歳以上であり、かつ、役員就任から3年以上経過していること
- 後継者と同族関係者で発行済議決権株式総数の50%超の株式を保有し、かつ、その同族関係者内で筆頭株主となること（1つの会社で納税猶予の適用を受けられる者は1人） 等

【④対象会社の要件】

- 中小企業基本法の中小企業であること（特例有限会社、持分会社も対象）
- 上場会社、風俗営業会社でないこと
（注）対象会社の特定特別子会社も上場会社や風俗営業会社等でないことが要件です。特定特別子会社とは、対象会社、後継者及び生計を一にする親族等に総株主議決権数の50%超を保有される会社です。
- 資産管理会社に該当しないこと
（注）「資産管理会社」とは、有価証券、自ら使用していない不動産、現金・預金等の特定の資産の保有割合が資産の帳簿価額の総額の70%以上の会社やこれらの特定の資産からの運用収入が総収入金額の75%以上の会社をいいます（ただし一定の事業実態のある会社は除かれる）。
- 従業員数が1名以上であること 等
（注）対象会社又はそれと支配関係がある法人が、外国会社（対象会社の特別子会社に該当するものに限る）の株式等を有する場合にあっては5名以上です。

【⑤経済産業大臣の認定】

上記の各要件に該当しているか否かを審査の上、経済産業大臣が認定をします。認定の申請は「贈与を受けた年の翌年の1月15日」までに各地域の経済産業局に対して行います。

（注）贈与税の納税猶予の適用を受けるためには、認定時に交付される「認定書」とその他の必要書類を添付して、税務署に贈与税の申告を行う必要があります。

【⑥事業継続期間（5年間）の要件】

- 贈与税の申告期限から5年間、事業を継続する必要があります。具体的には以下のとおりです。
 - ①認定を受けた会社の代表者であること
 - ②雇用（従業員数）の8割以上を維持すること
（注）「従業員数」は、厚生年金保険及び健康保険加入者をベースに判定します。
 - ③贈与を受けた対象株式を保有していること 等
（注）組織再編（合併、株式交換等）を行った場合においても、実質的に事業の継続がなされているものとして一定の要件を満たす場合には、認定は継続されます。
- 事業継続期間中は毎年1回、報告基準日（贈与税の申告期限の翌日から1年を経過することの日）の翌日から3カ月以内に経済産業局に所定の報告書を提出する必要があります。また、税務署に対しても別途「継続届出書」の提出が必要となっています（事業継続期間中は毎年1回、期間経過後は3年に1回となります）。

【⑦その後（事業継続期間の経過後）の取扱い】

納税猶予の対象株式を継続保有していれば、納税猶予は継続されます。また、贈与税の猶予税額の免除要件は、相続税の猶予税額の免除要件（50ページ⑦参照。ただし⑦-④は除く）に加えて、「先代経営者（贈与者）の死亡」が含まれています。

（注）「先代経営者（贈与者）」が死亡した場合には、先代経営者から後継者に当該株式の相続があったものとみなされて、相続税が課税されます（ただし、株式の相続税評価額は贈与時の価額により計算）。
なお、この際、「経済産業大臣の確認」を受け、一定の要件を満たす場合には、相続によって取得したとみなされた当該株式について相続税の納税猶予の適用を受けることが可能です（55ページ参照）。

CHECK!

贈与税の納税猶予の適用を受ける非上場株式等に係る贈与税については、相続時精算課税の適用は受けられず、暦年課税により計算することになります。一方、後継者が発行済議決権株式総数の2/3を超える株式等の贈与を受ける場合など、贈与税の納税猶予制度の適用を受けない株式等については、相続時精算課税制度を利用できます。

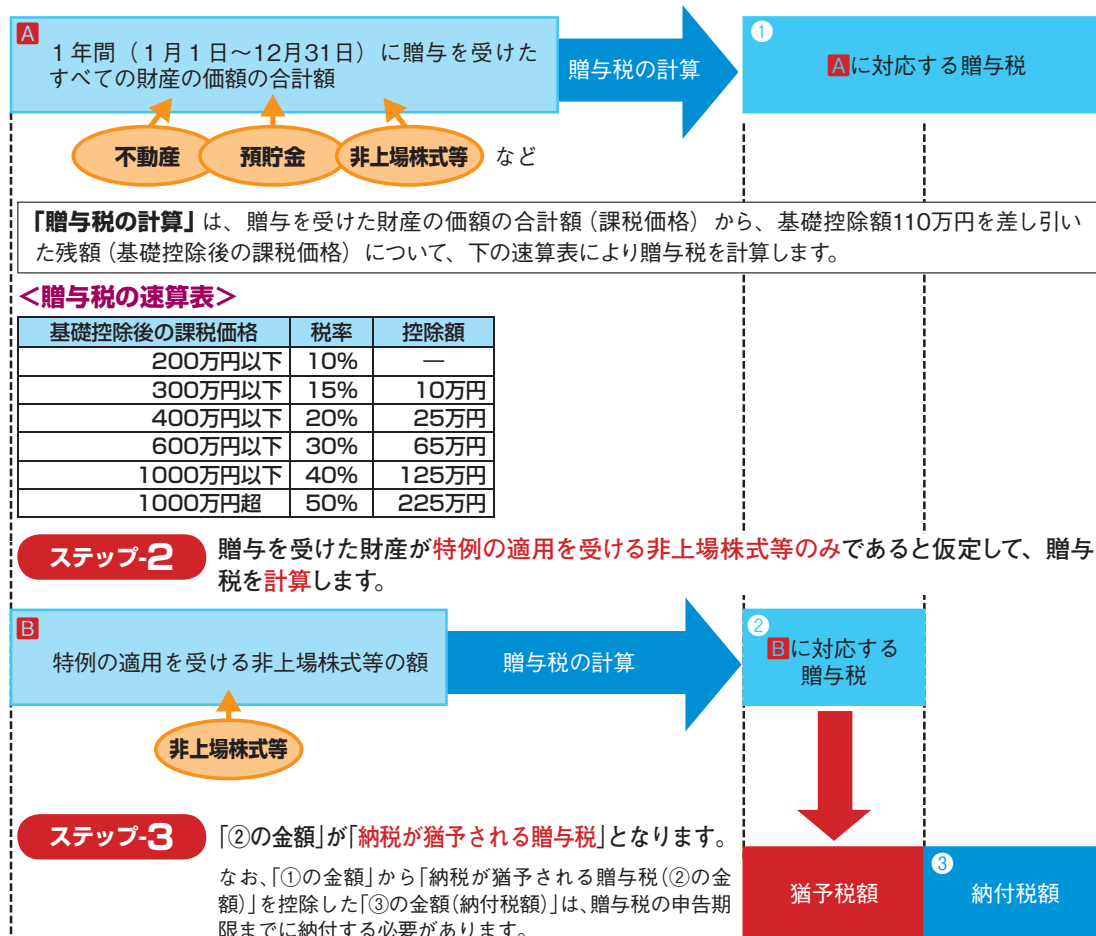
経営承継円滑化法に基づく「経済産業大臣の確認」及び「経済産業大臣の認定」を受けるための要件や手続の詳細については、各地域の経済産業局にお尋ねください（お問い合わせ・申請窓口一覧は56ページを参照）。また、中小企業庁ホームページでも関連情報をご覧いただけます。

Q29

納税が猶予される贈与税の計算方法を教えてください

A. 計算方法は次のとおりです。

ステップ-1 贈与を受けたすべての財産の価額の合計額に基づき贈与税を計算します。



※対象会社又はそれと支配関係がある法人が、外国会社又は医療法人（注）の株式等を有する場合には、当該株式等を有していなかったものとして計算します。

（注）外国会社又は医療法人は、対象会社と同族関係者等が合わせて発行済議決権総数の50%超保有しているものに限りします。

※ 特例の対象となる非上場株式等の数

この特例の対象となる非上場株式等の数は、次のa、b、cの数を基に下表の区分の場合に応じた数が限度となります。

「a」・・・先代経営者（贈与者）が贈与直前に保有する非上場株式等の数

「b」・・・後継者（受贈者）が贈与前から保有する非上場株式等の数

「c」・・・贈与直前の発行済株式等の総数

区分	特例の対象となる非上場株式等の限度数
イ a+b<c×2÷3の場合	先代経営者が贈与直前に保有する非上場株式等の数（a）
ロ a+b≥c×2÷3の場合	発行済株式等の総数の3分の2から後継者が贈与前から保有する非上場株式等の数を控除した数（c×2÷3-b）

なお、この特例の適用を受けるためには、後継者は上記イに該当する場合は限度数（a）の全部、ロに該当する場合は限度数（c×2÷3-b）以上の数の非上場株式等を先代経営者から贈与により取得する必要があります。

（注）「非上場株式等」又は「発行済株式等」は、議決権に制限のないものに限りします。

・この特例の対象となる非上場株式等は、議決権に制限のないものに限りします。

※持分会社の場合にも上の表に準じます。

Q30

贈与税の納税猶予制度に関して、先代経営者(贈与者)が死亡した場合の取扱いについて詳しく教えてください

- A. 先代経営者(贈与者)が死亡した場合には、後継者(受贈者)が猶予されている贈与税の納付が免除されます。また、贈与税の納税猶予の適用を受けた非上場株式は、後継者が相続(又は遺贈)によって取得したものとみなして、贈与時の価額により他の相続財産と合算して相続税を計算します。なお、この際、「経済産業大臣の確認」を受け、一定の要件を満たす場合には、そのみなされた非上場株式について相続税の納税猶予の適用を受けることができます(贈与税の納税猶予から相続税の納税猶予への切り替え)。

※「贈与税」から「相続税」の納税猶予に切り替える場合の「経済産業大臣の確認」

＜確認を受ける主な事項＞

- 相続開始の時ににおいて、対象会社が以下の要件を満たしていること。
 - ・中小企業基本法上の中小企業に該当していること
 - ・非上場会社であること
 - ・資産管理会社に該当しないこと
 - ・従業員数が1名以上であること 等
- 相続(遺贈)により対象会社の株式を取得したものとみなされた代表者が、以下の要件を満たしていること。
 - ・相続開始の直前ににおいて、先代経営者(＝被相続人、かつての贈与者)の親族であったこと
 - ・相続開始の時ににおいて、当該代表者と同族関係者で発行済議決権株式総数の50%超の株式を保有し、かつ、その同族関係者内で筆頭株主であること 等

＜確認を受けるための申請＞

相続開始の日から8カ月を経過する日までに、所定の申請書を各地域の経済産業局へ提出します。なお、相続税の納税猶予の適用を受けるためには、確認を受けた場合に交付される「確認書」とその他の必要書類を添付して、税務署に相続税の申告を行う必要があります。

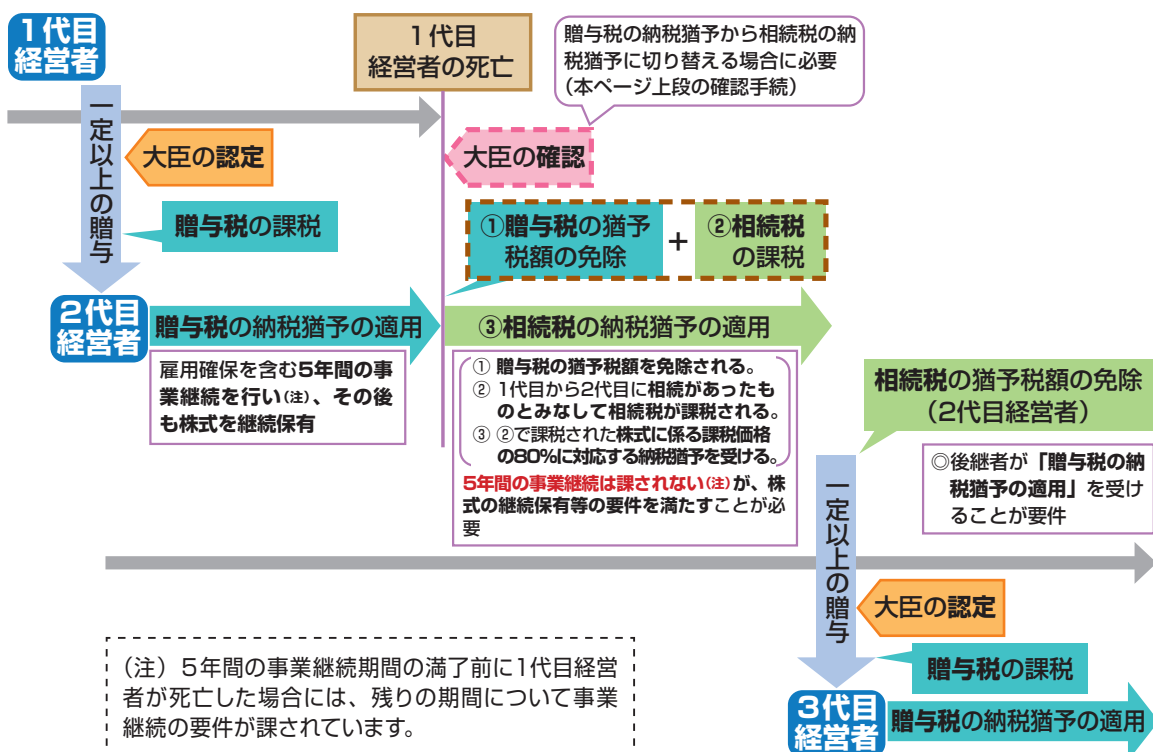
(注)「相続税の納税猶予」の適用に当たっての要件や申告手続などについては、49～50ページと異なる場合があります。

CHECK!

上記の「経済産業大臣の確認」は、「計画的な承継に係る取組についての経済産業大臣の確認」(50ページ、53ページ参照)とは異なる手続ですので、ご注意ください。「確認」を受けるための要件や手続の詳細については、各地域の経済産業局までお問い合わせください(問い合わせ先は56ページ参照)。

※【参考】事業承継税制の適用の流れ(イメージ)

＜生前贈与により株式の承継をおこなっていくケース＞



事業承継税制に係る認定等のお問い合わせ・申請窓口一覧

下記内容については、以下の各地域の経済産業局にお問い合わせください。

1. 計画的な承継に係る取組に関する経済産業大臣の確認について
2. 事業承継税制の前提となる経済産業大臣の認定等について
3. 金融支援に係る経済産業大臣の認定について

【地域の経済産業局一覧】

部局名	電話・FAX	住 所	対象地域
北海道経済産業局 産業部 中小企業課	011-709-2311 (代表) 011-709-1783 (直通) 011-709-1786 (FAX)	〒060-0808 北海道札幌市北区北8条西2-1-1 札幌第1合同庁舎	北海道 (北海道)
東北経済産業局 産業部 中小企業課	022-263-1111 (代表) 022-222-2425 (直通) 022-215-9463 (FAX)	〒980-0014 宮城県仙台市青葉区本町3-3-1 仙台合同庁舎	東北 (青森県、秋田県、 岩手県、山形県、宮城 県、福島県)
関東経済産業局 産業部 中小企業課	048-601-1200 (代表) 048-600-0321 (直通) 048-601-1294 (FAX)	〒330-9715 埼玉県さいたま市中央区新都心1-1 さいたま新都心合同庁舎1号館	関東 (茨城県、栃木県、 群馬県、埼玉県、千葉 県、東京都、神奈川県、 新潟県、山梨県、長野 県、静岡県)
中部経済産業局 産業部 中小企業課	052-951-2748 (直通) 052-951-9800 (FAX)	〒460-8510 愛知県名古屋市中区三の丸2-5-2	中部 (愛知県、岐阜県、 三重県、富山県、石川 県)
近畿経済産業局 産業部 中小企業課	06-6966-6000 (代表) 06-6966-6023 (直通) 06-6966-6083 (FAX)	〒540-8535 大阪府大阪市中央区大手前1-5-44	近畿 (福井県、滋賀県、 京都府、大阪府、兵庫 県、奈良県、和歌山県)
中国経済産業局 産業部 中小企業課	082-224-5615 (代表) 082-224-5661 (直通) 082-224-5643 (FAX)	〒730-8531 広島県広島市中区上八丁堀6-30 広島合同庁舎2号館	中国 (岡山県、広島県、 鳥取県、島根県、山口 県)
四国経済産業局 産業部 中小企業課	087-811-8900 (代表) 087-811-8529 (直通) 087-811-8558 (FAX)	〒760-8512 香川県高松市サンポート3番33号 高松サンポート合同庁舎	四国 (香川県、徳島県、 愛媛県、高知県)
九州経済産業局 産業部 中小企業課	092-482-5447 (直通) 092-482-5393 (FAX)	〒812-8546 福岡県福岡市博多区博多駅東2-11-1	九州 (福岡県、佐賀県、 熊本県、長崎県、大分 県、宮崎県、鹿児島県)
沖縄総合事務局 経済産業部 中小企業課	098-866-0031 (代表) 098-866-1755 (直通) 098-860-3710 (FAX)	〒900-8530 沖縄県那覇市前島2-21-7	沖縄 (沖縄県)

中小企業庁ホームページ <http://www.chusho.meti.go.jp/>

Q31

土地等を相続する場合、どのような特例措置がありますか？

- A. 特定の小規模宅地等（被相続人又は被相続人と同一生計の親族が事業の用又は居住の用に供していた宅地等）を相続する場合には、相続税の課税価格を軽減するという「小規模宅地等の課税の特例」があります。

POINT

非上場株式に係る相続税の納税猶予（49ページ参照）の適用を受ける場合でも、この特例の適用を受けることができます（完全併用が可能）。

※ 特定事業用宅地等の特例

特定事業用宅地等（申告期限まで事業を継続すること等の条件があります）は、400㎡まで評価額の80%が減額されます。また、一定の要件を満たす同族会社の事業を承継する場合（特定同族会社事業用宅地等）についても同様の減額があります。



【計算例】

相続する土地の面積は400㎡で、被相続人が事業用として使っていました。その土地の評価額（路線価）は1億円です。この場合、特例を使った相続税の課税価格はいくらになりますか？

$$(\text{減額される額}) \quad 1\text{億円} \times \frac{400\text{㎡}}{400\text{㎡}} \times 80\% = 8000\text{万円}$$

$$(\text{相続税の課税価格}) \quad 1\text{億円} - 8000\text{万円} = 2000\text{万円}$$

※ 特定居住用宅地等の特例

特定居住用宅地等（申請期限まで居住を継続すること等の条件があります）は、240㎡まで評価額の80%が減額されます。



【計算例】

相続する土地の面積は400㎡で、被相続人が居住用として使っていました。その土地の評価額（路線価）は1億円です。この場合、特例を使った相続税の課税価格はいくらになりますか？

$$(\text{減額される額}) \quad 1\text{億円} \times \frac{240\text{㎡}}{400\text{㎡}} \times 80\% = 4800\text{万円}$$

$$(\text{相続税の課税価格}) \quad 1\text{億円} - 4800\text{万円} = 5200\text{万円}$$

※ 小規模宅地等の課税の特例の概要

＜小規模宅地等の課税の特例の概要＞

宅地等		宅地等の価額の減額割合	適用対象面積
事業用宅地	事業を継続	80%	400㎡まで
	不動産貸付	50%	200㎡まで
居住用宅地	居住を継続	80%	240㎡まで

平成22年度税制改正において、下記①～④の見直しが行われました。この見直しは、平成22年4月1日以後の相続又は遺贈に係る相続税について適用されます。

①本特例について、事業・居住を継続しない宅地等は適用対象から除外されました。

②事業又は居住を継続する者となし者が宅地等を共同で相続した場合には、継続しない者の持分については本特例を受けることはできません。

③一棟の建物内で居住用と貸付用が混在している場合は、それぞれの敷地に按分して軽減割合を計算します。

④居住用の宅地等が複数ある場合の本特例の適用対象は、主として居住用に供されていた1つの宅地等に限りです。

（注1）事業継続又は居住継続とは、相続税の申告期限（相続開始後10カ月）まで事業又は居住を継続する場合をいいます。

（注2）宅地等とは、宅地及び借地権をいいます。

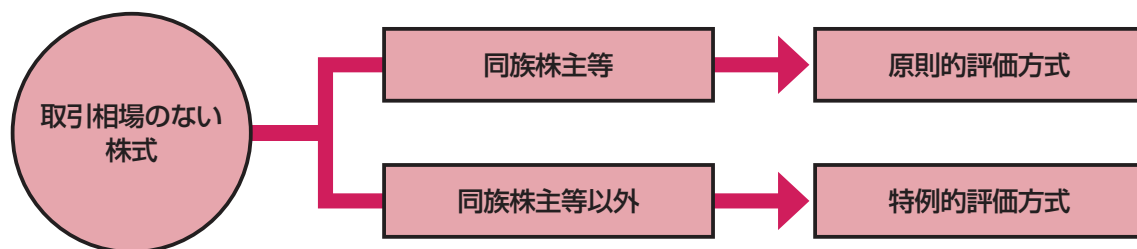
（注3）小規模宅地等に事業用宅地とそれ以外のものがある場合等には、適用対象面積の調整があります。

Q32 「取引相場のない株式」の評価方法を教えてください

- A. 「取引相場のない株式」とは、全国の各金融商品取引所に上場されている株式及び気配相場等のある株式以外の株式をいいます。代表的なものは、「非上場株式」で、相続・事業承継にあたって重要な要素となるものです。その評価方法は、次のとおりです。

※ 評価上の区分

「取引相場のない株式」の評価は、同族株主等は原則的評価方式で評価し、同族株主等以外の者は特例的評価方式（配当還元方式）で評価します。



※ 原則的評価方式の評価

原則的評価方式には、類似業種比準方式と純資産価額方式があります。

類似業種比準方式

1株当たりの類似業種比準価額＝

$$\text{類似業種比準株価} \times \frac{\text{配当比準値} + 3 \times \text{利益比準値} + \text{純資産(簿価)比準値}}{5} \times \text{斟酌率}$$

(斟酌率：大会社＝0.7 中会社＝0.6 小会社＝0.5)

(注) 比準値：対象会社と上場企業(標本)のそれぞれの1株当たりの値を比較した比率

純資産価額方式

$$1\text{株当たりの純資産価額} = \frac{\text{相続税評価額による総資産価額} - \text{負債の合計額} - \text{評価差額の法人税額等相当額(注)}}{\text{発行済株式数}}$$

(注) 相続税評価額と帳簿価額による純資産価額の差額の45%相当額ですが、マイナスとなる場合は「0」で計算します。

※ 特例的評価方式の評価

特例的評価方式の評価には、配当還元価額方式があります。配当還元価額方式とは、過去2年間の平均配当金額を10%の利率で割り戻して、株式の価額を求めようとする方式です。同族株主以外の株主及び同族株主のうち一定の少数株式所有者が取得した株式については、会社の規模にかかわらず、配当還元価額方式という特例的評価方法によって評価をします。その計算方法は次の通りです。

配当還元価額方式

$$\text{配当還元価額} = \frac{\text{その株式に係る年配当金額(注)}}{10\%} \times \frac{\text{その株式の1株当たりの資本金等の額}}{50\text{円}}$$

$$\text{(注) 年配当金額} = \frac{\text{直前期末以前2年間の配当金額}}{2} \div \frac{1\text{株当たりの資本金等の額を50円とした場合の発行済株式数}}{50\text{円}}$$

(注) 年配当金額が2円50銭未満となる場合、又は無配の場合は2円50銭とします。

※ 会社の規模による区分と評価方式

支配株主の原則的評価方式は、会社の規模によって異なります。会社の規模に応じて、下記の表の「原則」と記載のある評価方式を用います。ただし、納税者の選択によって「例外」と記載のある評価方式を用いることもできます。

※ 自分の会社の規模は、60ページの表で確認して下さい。

<支配株主の原則的評価方式>

会社の規模		類似業種 比準方式	併用方式	純資産 価額方式
大会社		原則	—	例外
中会社	大	—	原則：類似業種比準価額×90%+1株当たりの純資産価額×10%	例外
	中	—	原則：類似業種比準価額×75%+1株当たりの純資産価額×25%	例外
	小	—	原則：類似業種比準価額×60%+1株当たりの純資産価額×40%	例外
小会社		—	例外：類似業種比準価額×50%+1株当たりの純資産価額×50%	原則



会社の
規模によって
方式が
変わるんだね

「小会社」に該
当しない会社でも「純
資産価額方式」は選択
できますので、常に計
算しておくことが重
要です



事業承継を円滑にするた
めに、自社株式を子供に
贈与する場合はどうした
らいいの？



それには
2つ方法が
あります



1つは、通常の贈
与税の暦年課税制度で、
110万円の基礎控除を活用した
贈与。
もう1つは、相続時精算課税制度で、
非課税枠2500万円を活用した贈与で
す。いずれにしても、会社の決算が
終わってから4カ月後程度で自社株
式の株価計算ができるはずだか
ら、それを基にして贈与する
株数を決められます

暦年課税と相
続時精算課税
の違いはP47
～48をご覧く
ださい



分かった。決算
で株価が変わるか
ら、毎期の決算ごとに
きちんと自社株式の評
価をすることがボー
ントなんだね



そうね。自社株式を類似業種比準方
式や純資産価額方式で評価するとい
うことは、会社の決算の内容によって、
株価が変わるということなの。同族
株主等が取得する場合には、ほとん
どがこの方式で評価されるので、
会社の決算状況に照らしなが
ら自社株式の贈与を検討
してね



※ 会社の規模の判定方法

ここで下の表の空いている部分を埋めながら、あなたの会社の規模を確認しましょう。

1. まずは、あなたの会社の数値を記入してください。

総資産価額（帳簿価額）	従業員数	取引金額（年売上高）
万円	人	万円

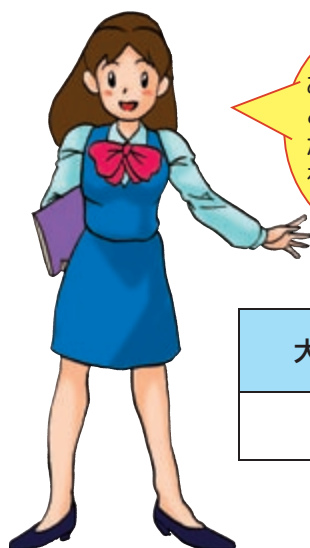
2. 会社の規模の判定をします。

従業員数が100人以上の場合	⇒大会社
従業員数が100人未満の場合	⇒下記の表で判断します

＜会社規模判定表＞

総資産価額（帳簿価額）			従業員数	年間の取引金額			会社の規模とLの割合
卸売業	小売・サービス業	卸売業、小売・サービス業以外		卸売業	小売・サービス業	卸売業、小売・サービス業以外	
20億円以上	10億円以上	10億円以上	50人超	80億円以上	20億円以上	20億円以上	大会社
14億円以上	7億円以上	7億円以上	50人超	50億円以上	12億円以上	14億円以上	中会社の大 L=0.90
7億円以上	4億円以上	4億円以上	30人超 50人以下	25億円以上	6億円以上	7億円以上	中会社の中 L=0.75
7000万円以上	4000万円以上	5000万円以上	5人超 30人以下	2億円以上	6000万円以上	8000万円以上	中会社の小 L=0.60
7000万円未満	4000万円未満	5000万円未満	5人以下	2億円未満	6000万円未満	8000万円未満	小会社
〔イ〕			〔ロ〕	〔ハ〕			

- ① 総資産価額基準〔イ〕と従業員数基準〔ロ〕とのいずれか下位の区分を採用します。
② ①と取引金額基準〔ハ〕のいずれか上位の区分により会社規模を判定します。



あなたの会社は、
どれに該当しまし
たか？該当欄に○
を記入してください



大会社	中会社			小会社
	大 (L=0.90)	中 (L=0.75)	小 (L=0.60)	

Q33 「種類株式」の評価方法について教えてください

A. 事業承継において活用が期待される「種類株式」の評価方法は次のとおりです。

※ 種類株式の相続税法上の評価方法

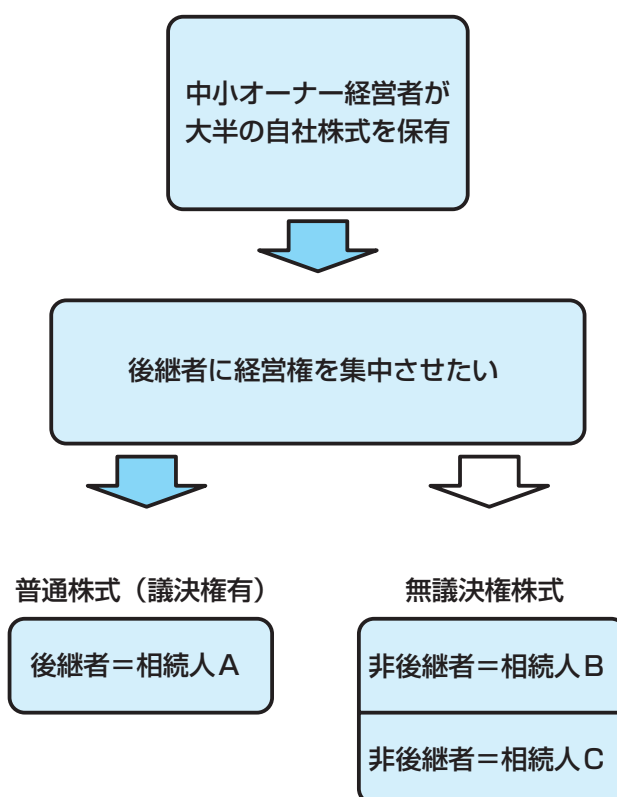
NO.	種類株式	評価方法
(1)	配当優先の無議決権株式	(原則) 議決権の有無を考慮せず評価 (例外) 相続時の納税者の選択により、原則的評価方式により評価した価額から5%を評価減し、その評価減した分を議決権株式の評価額に加算する評価方法 (注) 同族株主が相続により取得した株式に限るものとし、当該株式を取得した同族株主全員の同意が条件
(2)	社債類似株式	次の条件を満たす社債に類似した特色を有する種類株式は、社債に準じた評価（発行価額に基づく評価）を行う。 (条件) ①優先配当、②無議決権、③一定期間後に発行会社が発行価額で償還、④残余財産分配は発行価額を上限、⑤普通株式等への転換権なし
(3)	拒否権付株式	普通株式と同様の評価

(注) 詳しくは次の国税庁のホームページをご覧ください。

<http://www.nta.go.jp/shiraberu/zeiho-kaishaku/joho-zeikaishaku/hyoka/070309/01.htm>



<相続人が複数の場合>



Q34

相続税額を把握する方法はありますか？

A. 下記の表の中の該当する箇所に記入して、相続税額を試算してみましょう。

※ 相続財産リスト (A表)

(単位：万円)

	財産の種類	見積りの目安	評価額
財産	現金・預金	概算で記入してください	
	有価証券	評価額については(注)参照	
	自社株式	Q32～33 (58-61P)を参考に調べてみてください	
	宅地	自用地	路線価等(税務署で確認できます)
		借地権	自用地評価額×借地権割合
	家屋	自用	固定資産税評価額
		貸付用	固定資産税評価額×70%程度
	生命保険金	「受取予想額－500万円×法定相続人の数」で計算した数値です	
	家庭用財産	50万円～200万円程度で記入してください	
	その他の財産	書画・貴金属等は時価を記入してください	
	財産合計(①)		
債務	借入金・未払金等	概算で記入してください	
	債務合計(②)		
	相続税の対象となる金額(①)－(②)＝(③)		

(注) 上場株式の評価については、相続開始日の終値と、過去3カ月の終値の平均のうち最も低い価格を選ぶことができます。

※ 相続税の負担額早見表 (B表)

例) E氏の遺産総額(A表の金額)は、**3億円**でした。E氏は奥さんと子供(成人)が2人います。B表を見ると、相続税は**2147万円**になります。

(単位：万円)

遺産総額 \ 子の数	子1人	子2人	子3人
1.6億円	0	0	0
2億円	500	380	325
3億円	2707	2147	1867
4億円	4900	4050	3525
5億円	6900	5850	5275
6億円	8900	7850	7025
7億円	11050	9900	8825
8億円	13550	12150	11075
9億円	16050	14400	13325
10億円	18550	16650	15575

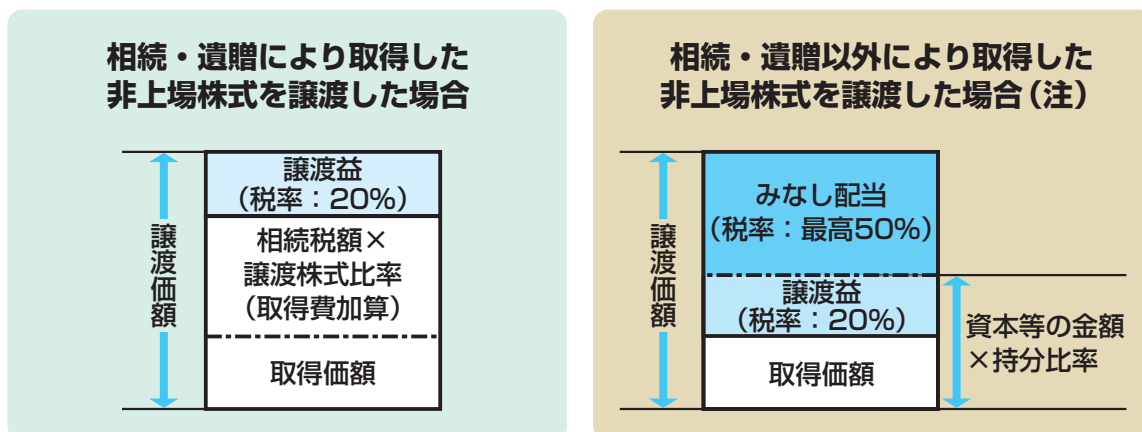
※ 配偶者の相続分は、遺産総額が3億2000万円までの場合は1億6000万円、これを超える場合は、遺産総額の2分の1として、税額軽減措置を活用したものとして計算しています。また、1万円未満は四捨五入で計算しています。

Q35

相続・遺贈で取得した非上場株式を、その発行会社に譲渡した場合の税負担が軽減される特例があるって本当ですか？

- A. 本当です。非上場株式を取得した相続人等が相続後一定期間内に、その発行会社に買い取らせる場合には、みなし配当課税（最高税率50%）とせず、株式譲渡益課税（税率20%）となっています。

〔参考〕



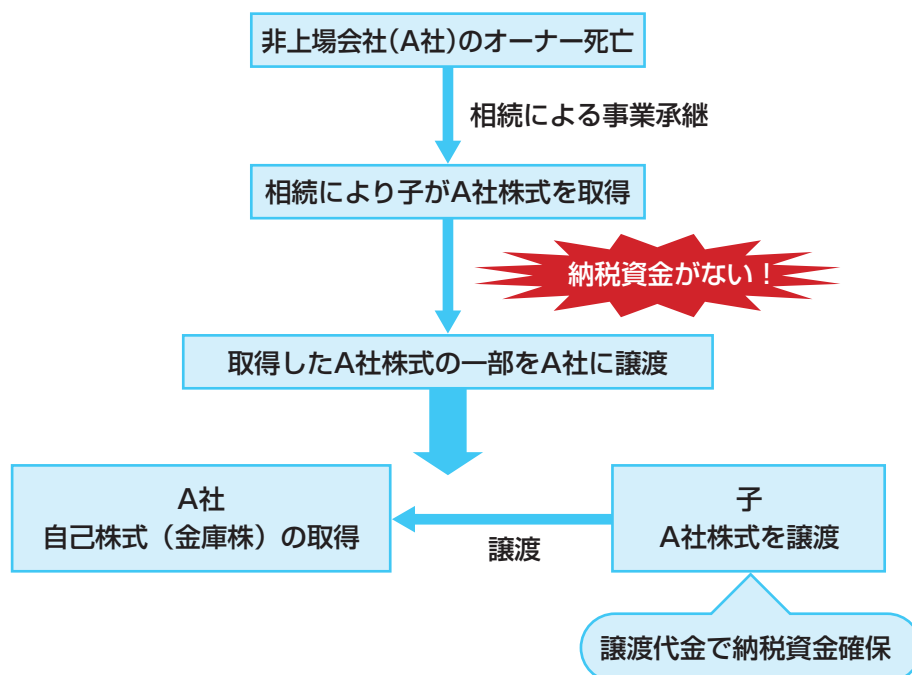
(注)相続・遺贈以外により取得した非上場株式を譲渡した場合には、発行会社への譲渡価額の一部が、税法上では配当とみなされ、その部分には最高50%の累進課税が適用されます。

＊ 適用要件

次の2つの要件をすべて満たす必要があります。

- ①相続・遺贈により非上場株式を取得し、相続税が課税されること。
- ②相続開始の翌日から、相続税の申告期限（相続があったことを知った日から10カ月）の翌日以降3年を経過する日までの間に、相続税の計算の基礎となる非上場株式を発行会社に譲渡すること。

＊ 効果的に活用するケース

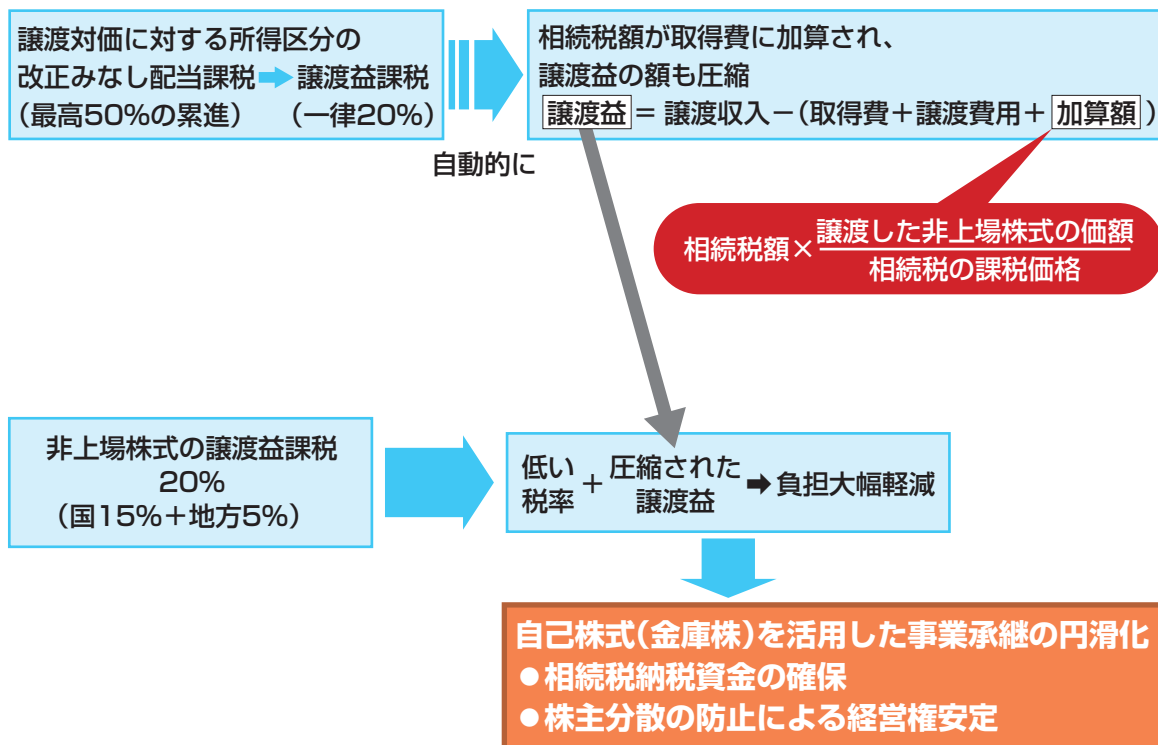


Q36

相続した非上場株式を相続税申告期限から3年以内に発行会社に譲渡すると、どのようなメリットがありますか？

- A. 譲渡した相続人のメリットとしては、譲渡により現金が確保でき、相続税の納税資金に充当できます。発行会社のメリットとしては、株式の分散を解消でき、会社の経営に必要な経営権を確保でき、自己株式（金庫株）の取得により、事業承継が円滑に進められます。

<平成16年4月1日以降>



Q37

現金による一括納付が難しい場合、他にはどのような納付方法がありますか？

A. 相続税の納付方法は、原則として金銭での一括納付ですが、それが困難な場合は次のような方法があります。

※ 延納

① 制度の概要

申告期限までに、納税地の所轄の税務署長に申請書を提出し、納付を困難とする金額を限度として分割して延べ払いできる制度です。

② 延納が認められる要件

次の3つの要件をすべて満たす必要があります。

- ・納付期限までに金銭で納付することが困難な事由があること。
- ・納付すべき相続税額が10万円を超えること。
- ・一定の担保を提供すること。

※ 物納

① 制度の概要

申告期限までに、所轄の税務署長へ物納の申請書を提出し、金銭以外で相続税を納付することができるという制度です。

② 物納が認められる要件

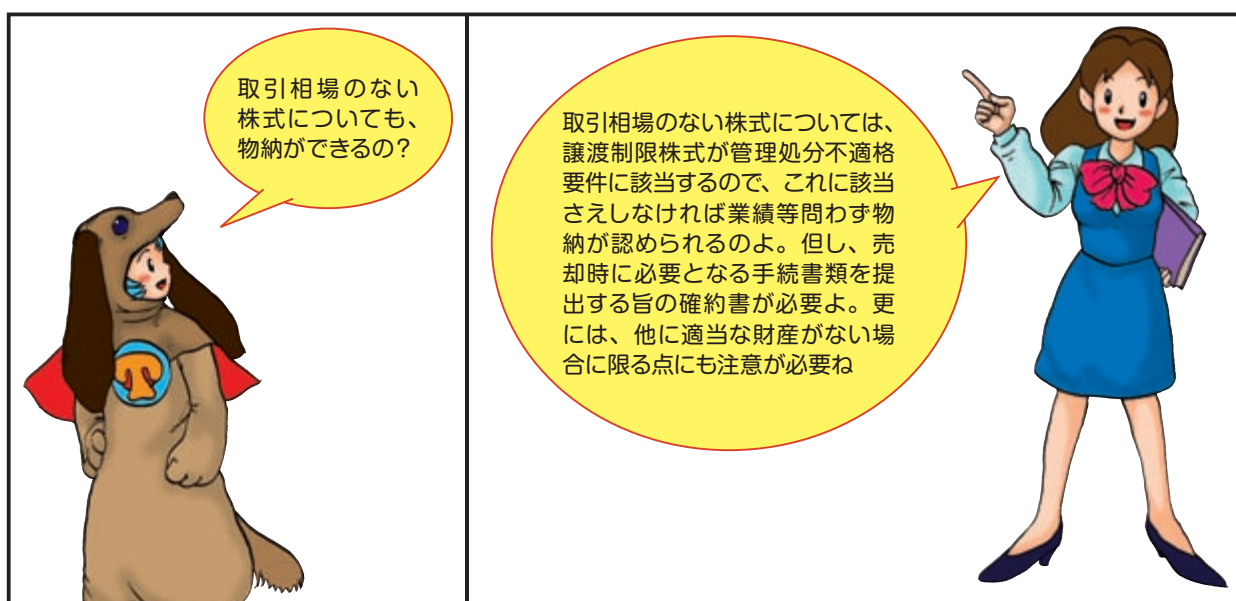
物納が認められる要件は次のとおりです。

- ・納付すべき相続税額を金銭及び延納によっても納付することが困難とする事由があること。
- ・物納の申請は、次の順位により行われていること。

順 位	内 容
第1順位	国債・地方債、不動産・船舶
第2順位	社債・株式、証券投資信託・貸付信託の受益証券
第3順位	動産

・物納財産は、国が管理又は処分をするのに不適當なものでないこと。

(注) 物納財産の収納価額は、原則として課税価格計算の基礎となったその財産の価額(相続税評価額)によります。





その他の活用できる税制

Q38

中小企業が事業再生を行う際の税制上の措置はありますか？

A. 中小企業再生支援協議会の支援により策定された再生計画の場合には、事業再生を図ろうとする法人に対して、金融機関等から債務免除を受けた場合に対応した税制上の措置があります(以下Ⅰ①、②)。ただし、再生計画はそれぞれの再建のために様々な手法が用いられるため、個別の案件ごとに税務当局の判断が必要となります。

また、中小企業の事業再生の円滑化を目的として、「第二会社方式」による再生計画(中小企業承継事業再生計画)の認定制度が設けられています。中小企業がこの認定を受けると、税負担の軽減措置が受けられます(以下Ⅱ。詳細は次ページのコラムをご参照ください)。

Ⅰ 中小企業再生支援協議会で策定支援した再建計画に基づいて、債権放棄が行われた場合

- ① 中小企業再生支援協議会で平成15年に国税照会したモデルケースと同様の計画策定を支援した再建計画に基づいて債権放棄が行われ、債務会社に債務免除益が生じた場合

青色欠損金額等以外の欠損金額と債務免除益を相殺することが可能です。

詳しくは国税庁ホームページ

<http://www.nta.go.jp/shiraberu/zeiho-kaishaku/joho-zeikaishaku/hojin/0307/03.htm>

「中小企業再生支援協議会で策定を支援した再建計画(A社及びB社のモデルケース)に基づき債権放棄が行われた場合の税務上の取扱いについて」(平成15年7月)をご覧ください。

- ② 「中小企業再生支援協議会の支援による再生計画策定手順(再生計画検討委員会が再生計画案の調査報告を行う場合)」に基づき策定を支援した再生計画において債権放棄が行われた場合

債務者の有する一定の資産についての評価益または評価損が計上できるとともに、青色欠損金以外の欠損金から優先して控除できます。

詳しくは国税庁ホームページ

<http://www.nta.go.jp/shiraberu/zeiho-kaishaku/bunshokaito/hojin/050630/01.htm>

「『中小企業再生支援協議会の支援による再生計画策定手順(再生計画検討委員会が再生計画案の調査・報告を行う場合)』に従って策定された再生計画により債権放棄等が行われた場合の税務上の取扱いについて」(平成17年6月)をご覧ください。

Ⅱ 第二会社方式による中小企業承継事業再生計画の認定を受けた場合

登録免許税及び不動産取得税の軽減措置を受けることができます。

詳しくは中小企業庁のホームページをご覧ください。

<http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/saisei/index.html>

CHECK!

中小企業再生支援協議会は地域の中小企業の再生に向けた取り組みを支援する公的機関です。再生支援についてのご質問、ご相談は各都道府県の中小企業再生支援協議会にお問い合わせください。

中小企業庁ホームページ

http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/saisei/kyogikai_ichiran.htm

<中小企業再生支援協議会による再生支援の流れ>

第一次段階
(窓口相談)

- 課題解決へ向けたアドバイス
面談や提出資料の分析を通して、経営上の問題点や具体的な課題を抽出し、課題解決に向けて適切なアドバイスを行う。

「再生計画」を作成して、金融機関と調整をする必要があると協議会が判断

第二次段階
(再生計画策定支援)

- 再生計画策定支援
専門家(中小企業診断士、弁護士、公認会計士、税理士等)からなる「個別支援チーム」が結成され、具体的な再生計画の策定を支援
- 関係機関との調整
必要に応じて関係金融機関との調整
- フォローアップ
計画策定後も定期的なフォローアップ、必要なアドバイス等を行う

〔コラム〕

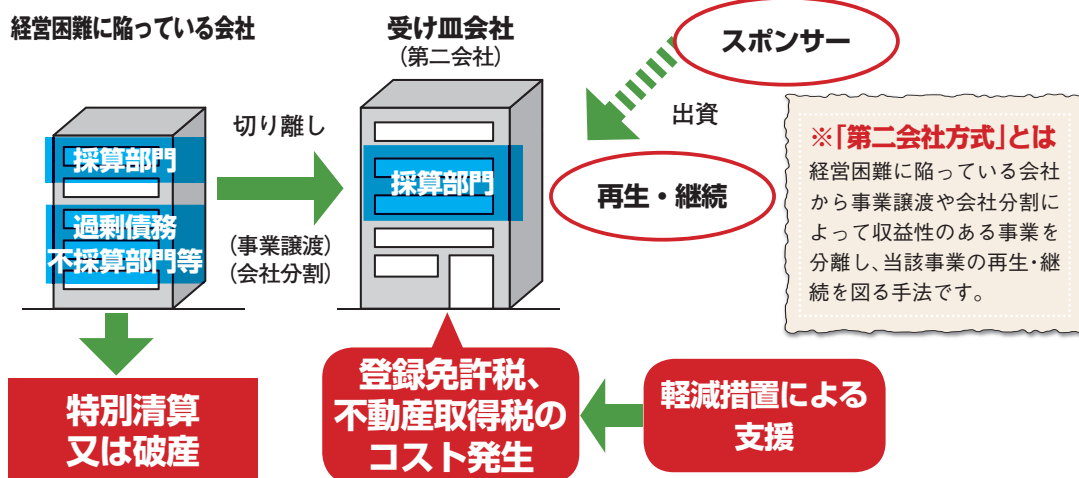
第二会社方式

「第二会社方式」による再生計画の認定を受けると税制上の優遇があります

制度の概要

「第二会社方式」(※)によって事業の再生・継続を図ろうとする中小企業の計画「中小企業承継事業再生計画」を主務大臣が認定し、当該認定を受けた計画に基づいて実施される事業譲渡や会社分割により収益性のある事業を第二会社へ承継させた場合、第二会社を設立した場合等の登記に係る登録免許税、第二会社に不動産を移転した場合に課される、登録免許税及び不動産取得税を軽減します。

第二会社方式による事業再生のイメージ



軽減措置の内容

①登録免許税：下表の軽減税率を適用。

		通常の税率	軽減後の税率
会社の設立、増資の登記		0.70%	0.35%
分割による会社の設立、増資の登記		0.70%	0.35%
会社分割による不動産の所有権移転の登記		1.30%	0.20%
事業譲渡による不動産の所有権移転の登記	(土地)	1.30% (注1)	1.30% (注1)
	(建物)	2.00%	1.60%

(注1) 租税特別措置法第72条に基づく優遇税率適用後の税率。

②不動産取得税：下表の軽減税率を適用。

		通常の税率	軽減後の税率
事業譲渡による不動産の取得	(土地)	3.00% (注2)	2.50%
	(建物)	4.00%	3.33%

(注2) 地方税法附則第11条の2に基づく優遇税率適用後の税率。

※ なお、税制上の優遇措置のほかに、「営業上必要な許認可を承継」、「金融支援」などの支援を受けることができます。

第二会社方式を利用すれば、様々な支援で会社が生き残ることにつながるから、従業員や取引先を守るという意味でも大事な制度なのね



Q39 電子申告って何ですか？

- A.** 電子申告とは、インターネットにより申告書および各種届出等の税務書類を提出する方法です。これにより、会社や自宅からでも申告等ができるようになりました。現在、電子申告により申告できる税目は、所得税、法人税及び消費税となっております。
また、インターネットバンキング等で税金を納付する電子納税を利用すれば、会社等にいらなくても納付手続きができます。なお、電子納税はすべての税目において利用できます。

※ e-Taxを利用して申告すると



- 1** 個人が電子申告・納税システム(e - Tax)を利用して所得税の確定申告書の提出を行い電子証明書を併せて送信した場合、一定の要件の下、その年分の所得税額から平成23年分は最高4000円、平成24年分は最高3000円に引き下げられ延長されました。

※この制度は、平成24年分の所得税の確定申告まで利用できます。

- 2** 源泉徴収票や医療費の領収書の記載内容を入力して送信することで、書類の提出又は提示ができます(確定申告期限から3年間、書類の提出または提示を求められることがあります)。
- 3** 還付金を早く受け取ることができます。
電子申告・電子納税についての手続き等の詳細については、国税庁のホームページをご覧ください。

<http://www.e-tax.nta.go.jp>

〔コラム〕 青色申告を受けるとこんなメリットがあります！

(1) 青色申告特別控除により税負担が軽減されます

不動産所得又は事業所得を生ずべき事業を営む青色申告者で、取引を正規の簿記の原則に従い記録している青色申告者は、所得金額から最高65万円を限度とする特別控除が認められており、その他の青色申告者は、10万円を限度とする特別控除を受けることができます。

(2) 純損失の繰越しと繰戻還付ができます

事業所得などが損失になり、純損失が生じたときには、その損失額を繰越して翌年以後3年間にわたって、各年分の所得金額から差し引くことができます。
また、前年も青色申告をしている場合は、純損失の繰越しに代えて、損失額を繰戻して前年の所得金額から差し引き、前年分の所得税の還付を受けることもできます。

(3) 青色事業専従者給与を計上できます

青色申告者は、一定の要件を満たす家族従業員を青色事業専従者とし、その給与を必要経費に算入できます(ただし、税務署に対して事前に青色事業専従者給与に関する届出書を提出する必要があります)。

(4) 各種の租税特別措置の適用を受けることができます

少額減価償却資産の特例(16・17ページ参照)、中小企業投資促進税制(18～25ページ参照)等の中小企業者向けの各種租税特別措置の適用は、青色申告者であることが条件の一つとなっています。

〔コラム〕

法人税申告書への適用額明細書の添付が必要になりました!

平成22年度の税制改正で、租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律(平成22年法律第8号)(以下「租特透明化法」といいます)が成立しました。これに伴い、平成23年4月1日以後に終了する事業年度又は連結事業年度から、法人税関係特別措置を適用する場合には、その法人が提出する法人税申告書に「適用額明細書」を添付することが必要となりました。

質問① 「適用額明細書」とは何ですか？

回答① 法人が法人税関係特別措置(質問2参照)の適用を受ける場合に、その租税特別措置法の条項、適用額その他の事項を記載し、法人税申告書に添付して提出する書類をいい、一覧表形式の様式となっています。

質問② 「法人税関係特別措置」とは何ですか？

回答② 例えば、中小企業者等の法人税率の特例、試験研究を行った場合の法人税額の特別控除、中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却といった法人税に関する租税特別措置のうち、税額又は所得の金額を減少させるものをいいます。

質問③ なぜ、「適用額明細書」を添付する必要があるのですか？

回答③ 「租特透明化法」は、租税特別措置に関し、その適用の状況の透明化を図るとともに、適宜、適切な見直しを推進し、もって国民が納得できる公平で透明性の高い税制の確立に寄与することを目的としています。このため、租税特別措置の適用実態を明らかにし、その効果を検証できる仕組みとして、法人税関係特別措置の適用を受ける場合には、その適用状況を記載した「適用額明細書」を法人税申告書に添付することとされているのです。

質問④ 「適用額明細書」は、いつから添付が必要になったのですか？

回答④ 平成23年4月1日以後に終了する事業年度又は連結事業年度から添付が必要になります。

質問⑤ 「適用額明細書」を添付しなかった場合は、どうなりますか？

回答⑤ 「適用額明細書」の添付がなかった場合又は添付があっても虚偽の記載があった場合には、法人税関係特別措置の適用は受けられないこととされています。

質問⑥ 「適用額明細書」は、国税電子申告・納税システム(e-Tax)による送信ができますか？

回答⑥ 「適用額明細書」については、国税電子申告・納税システム(e-Tax)による送信が可能になるよう、システム開発が行われる予定です。

質問⑦ 法人税関係特別措置の適用額が変更となる修正申告書を提出する場合、変更後の「適用額明細書」の添付は必要でしょうか？

回答⑦ 法人税関係特別措置の適用額が変更となる修正申告書を提出する場合には、変更後の「適用額明細書」の添付が必要となります。

詳しい情報は国税庁のホームページをご覧ください。

<http://www.e-tax.nta.go.jp>

XIV

東日本大震災に対する特例等

Q40

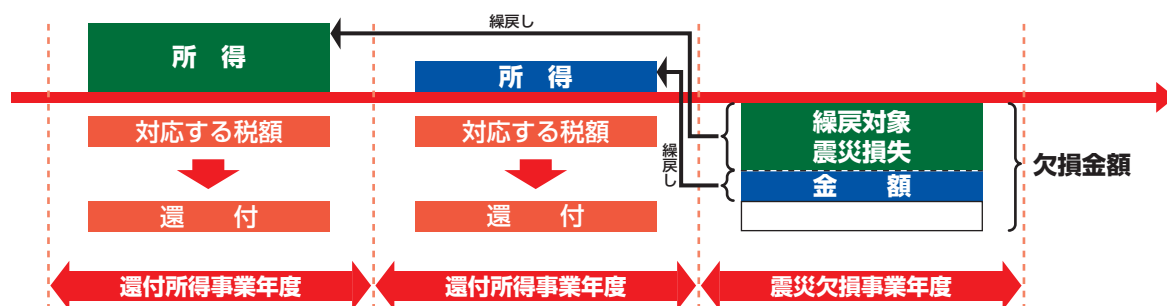
法人 東日本大震災による損失がある場合の法人税額の繰戻還付について特別な措置はありますか？

A. 通常は事業年度開始から1年以内の法人税が対象となるところ、震災による繰戻還付については、事業年度開始日の前の2年以内に開始した事業年度において法人税を納めていれば、一定額まで還付を受けられます。

※ 震災による損失の繰戻還付の特例

平成23年3月11日から平成24年3月10日までの間に終了する事業年度の欠損金額のうち、棚卸資産等について生じた震災による損失額を、前2年以内に開始する事業年度の所得金額に繰戻して法人税額の還付請求ができます。還付請求をする場合には、「震災損失の繰戻しによる還付請求書」に必要事項を記載のうえ、震災欠損事業年度の確定申告書とあわせて税務署に提出する必要があります。

＜震災による損失の繰戻還付の仕組み(確定申告で繰戻還付を請求する場合)＞

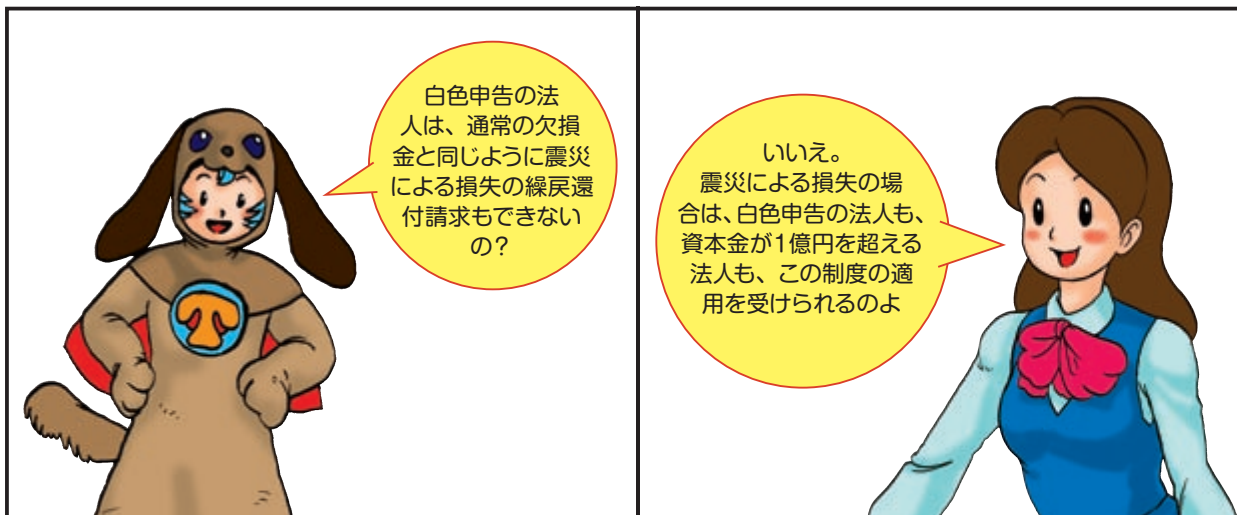


CHECK!

平成23年3月11日から同年9月10日までの間に終了する仮決算による中間申告期間においても、同様に還付請求することができます。

※ 法人税の繰戻還付ができる金額

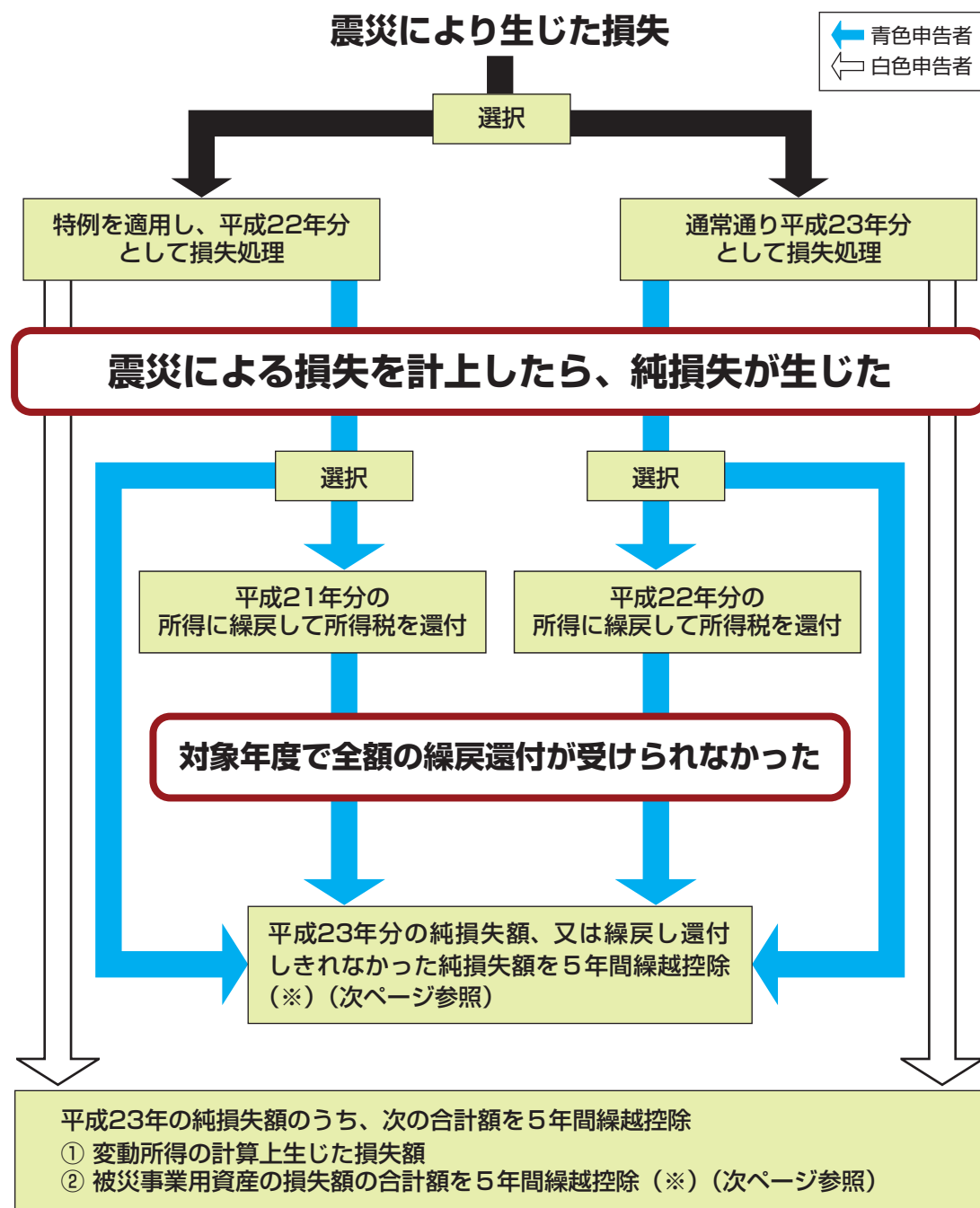
法人税の繰戻還付額 = 還付所得事業年度の法人税額 × $\frac{\text{その還付所得事業年度に繰戻す繰戻対象震災損失金額}}{\text{その還付所得事業年度の所得金額}}$



Q41

個人 東日本大震災で生じた被災事業用資産の損失は、平成23年の確定申告で処理するしかないのでしょうか？

A. 震災により、棚卸資産、事業用の固定資産等について受けた損失は、平成22年中に生じたものとして処理できる特例が設けられました。また、その結果、平成22年分に純損失が生じた場合は繰戻還付を受けることができます。



※ 保有する事業用資産等における事業用資産の震災損失額の割合が10%以上である場合に適用

POINT

震災特例法の対象となる「東日本大震災」については、「東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害」と規定されており、福島県の原子力発電所事故による災害も対象になります。したがって、例えば、原子力災害対策特別措置法に基づいて行われた避難指示や食品の出荷制限によって、廃棄を余儀なくされた農作物等の棚卸資産に係る損失など、地震や津波などによる事業用資産の滅失と同様の損失と認識できるものについては、棚卸資産震災損失額としてこの被災事業用資産の必要経費算入に関する特例等や純損失の繰越控除の特例（次ページ参照）等が適用されることとなります。

Q42

個人 東日本大震災に伴って設けられた、純損失の繰越控除の特例について教えてください

A. 事業用資産の震災損失が生じた場合、平成23年分において生じた純損失額のうち、一定額のものについては通常3年間のところ、5年間繰越することができます。

※ 純損失の繰越控除

事業用資産の震災損失が生じた場合、平成23年分において生じた純損失額のうち、次のものについては5年間繰越しが可能です。

① 保有する土地等を除く事業用資産等における事業用資産の震災損失額の割合が10%以上である場合

青色申告者	平成23年分の純損失額
白色申告者	平成23年分の被災事業用資産の損失額と変動所得に係る損失額による純損失額

② ①以外の場合

事業用資産の震災損失による純損失額

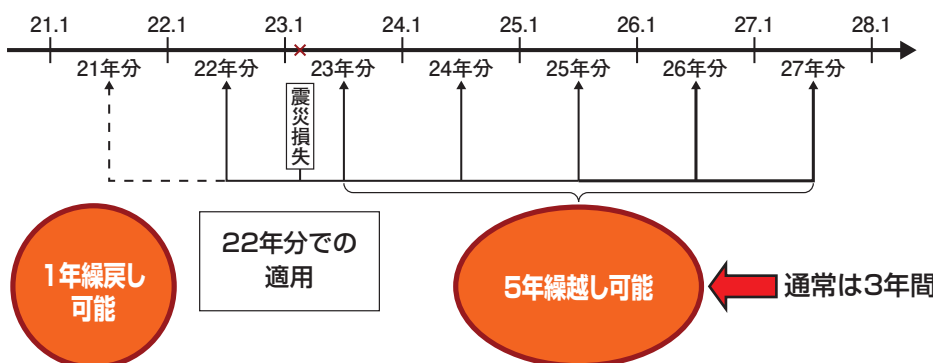
CHECK!

平成23年以外の年において次のような場合に生じる被災純損失金額についても、繰越期間が5年間とされました。

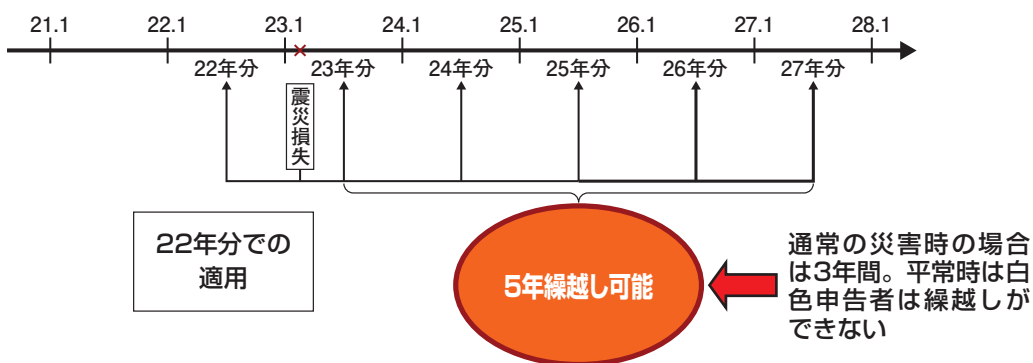
- イ) 被災事業用資産の損失の必要経費算入に関する特例（71ページ参照）を適用して平成22年において大震災による損失の金額が生じたものとした場合に、平成22年において生じた被災純損失金額
- ロ) 平成24年以後の年において大震災に関連したやむを得ない支出をした場合に生じた損失の金額により、その年において生じた被災純損失金額

<震災特例による事業用資産の損失の繰越控除・繰戻還付の適用>

青色申告者の場合



白色申告者の場合



※ 保有する事業用資産等における事業用資産の震災損失額の割合が10%以上である場合に適用

Q43

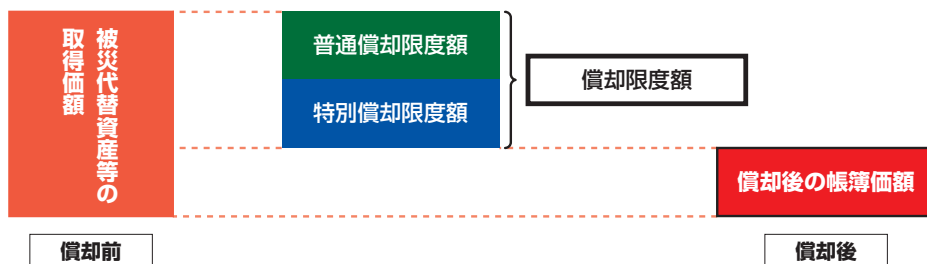
被災した資産に代えて、新しく資産を取得した場合に受けられる優遇措置とはどのようなものですか？

A. 被災代替資産等の特別償却という制度があり、法人、個人にかかわらず、通常の減価償却に加えてさらに特別償却を行うことができます。

被災代替資産等の特別償却

平成23年3月11日から平成28年3月31日までの間に被災代替資産等の取得等をして事業の用に供した場合には、その被災代替資産等について、特別償却をすることができます。

＜被災代替資産等の特別償却の仕組み＞



被災代替資産等

この制度の適用対象となる被災代替資産等とは、次の被災代替資産及び被災区域内供用資産をいいます。

①被災代替資産	東日本大震災により滅失又は損壊した建物(その附属施設を含みます)、構築物、機械及び装置、船舶、航空機、二輪車等又は車両及び運搬具に代わるものとして取得等をして事業の用に供した資産で、被災した資産の滅失又は損壊の直前の用途と同一の用途に供されるものをいいます。
②被災区域内供用資産	取得等をして被災区域内において事業の用に供した建物(その附属設備を含みます)、建築物又は機械及び装置をいいます。 なお、被災区域とは、東日本大震災により滅失(通常の修繕によっては原状回復が困難な損壊を含みます)をした建物又は構築物の敷地及びその建物又は構築物と一体的に事業の用に供される附属施設の用に供されていた土地の区域をいいます。

(注) ①及び②のいずれの資産も、その建設又は製作の後事業の用に供されたことのないものに限り、機械及び装置、船舶、航空機、二輪車等並びに車両及び運搬具にあっては貸付けの用に供したものを除きます。

特別償却限度額

特別償却限度額 = 被災代替資産等の取得価額 × 特別償却割合

上記の特別償却割合は、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次の割合となります。

＜特別償却区分＞

減価償却資産の種類	取得等の時期	特別償却割合	
		中小企業者等	その他の法人
建物又は構築物 (増築部分を含みます)	平成23年3月11日～平成26年3月31日	18%	15%
	平成26年4月1日～平成28年3月31日	12%	10%
機械及び装置、船舶、航空機、 二輪車等又は車両及び運搬具	平成23年3月11日～平成26年3月31日	36%	30%
	平成26年4月1日～平成28年3月31日	24%	20%

POINT

青色申告法人以外の法人であっても、この制度の適用を受けることができます。青色申告法人については、特別償却不足額を1年間繰越することができます。なお、この制度の適用を受けた被災代替資産等については、租税特別措置法に規定する他の特別償却制度等の適用を受けることはできません。

Q44

被災区域に新設された、法人税が5年間無税になるという制度について詳しく教えてください

- A.** 東日本大震災により多数の被災者が離職を余儀なくされ、または生産基盤の著しい被害を受けた地域を有する認定地方公共団体が設置する復興産業集積区域内において、新規立地新設企業の立ち上げを支援するための新たな制度です。復興産業集積区域内に新設された指定法人において、指定後の5年間が無税になります。

※ 復興産業集積区域における新規立地促進税制

復興産業集積区域内に新設され、指定を受けた法人に、指定後**5年間**、課税が発生しないよう次の制度が創設されました。

1. 復興産業集積区域内において、平成28年3月31日までの間に指定を受けた法人（以下参照）が、指定の日から同日以後5年が経過する日までの期限内の日を含む各事業年度において、所得金額を限度として再投資等準備金として積み立てた時は、その積立額を損金の額に算入できる。
2. 復興産業集積区域内で機械または建物等に再投資等を行った事業年度において、準備金残高を限度に特別償却できる（準備金の範囲で即時償却）。

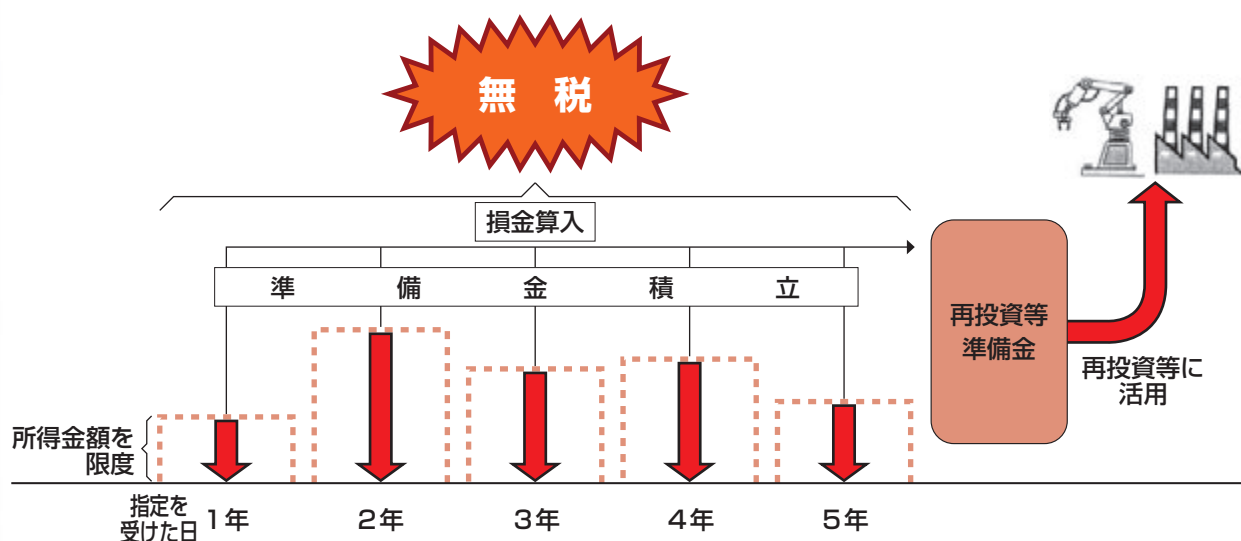
※ 対象となる指定法人の要件

この新制度の対象となるのは、以下の要件をすべて満たす法人です。

- ・復興産業集積区域を規定する復興推進計画の認定日以後に設立されている
- ・被災者を5人以上雇用し、かつ、給与等支給額の総額が1000万円以上である
- ・認定復興推進計画に記載された事業のみを行う法人である
- ・復興産業集積区域内に本店を有する
- ・積立を行う事業年度において、復興産業集積区域外に事業所等を保有しない
- ・指定を受けた事業年度に事業の用に供するために取得等をした機械または建物等の取得価額が3億円以上（中小法人等は3000万円以上）である

POINT

この新たな措置、次ページの法人税の特別控除及び事業用設備の特別償却等はいずれかの選択適用となります。



(注) この準備金は、指定の日以後10年が経過した日を含む事業年度（基準年度）以後は、基準事業年度末の準備金残高の10分の1を、各事業年度においてそれぞれ取り崩して益金に算入することになります。

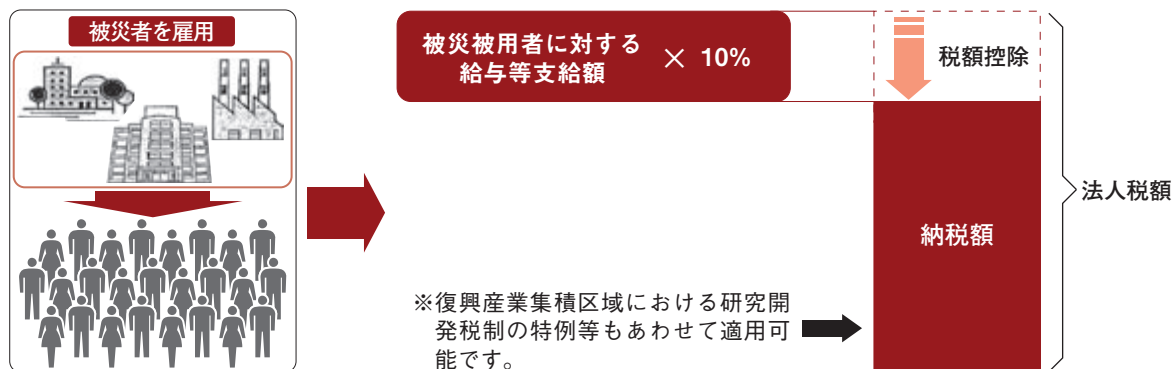
Q45

その他、復興産業集積区域で活用できる主な税制について教えてください

A. 復興産業集積区域において、平成28年3月31日までに指定を受けた法人（前ページ参照）は以下のような税制上の特例措置を受けられます。

※ 法人税の特別控除

指定日から5年間の復興産業集積区域内の事業所における被災被用者に対する給与等支給額の10%を、法人税額の20%を限度として税額控除できます。



※ 事業用設備等の特別償却または税額控除

復興産業集積区域において取得等した事業用設備等について、特別償却または税額控除ができます。



特別償却

取得等の時期 資産等の区分	～平成26年3月31日	平成26年4月1日～ 平成28年3月31日
機械装置	100%	50%
建物・構築物	25%	

税額控除

取得等の時期 資産等の区分	～平成28年3月31日
機械装置	15%
建物・構築物	8%

※復興産業集積区域における研究開発税制の特例等もあわせて適用可能です。

POINT

前ページの措置と上記2つの特例措置はいずれかの選択適用となります。

※ 研究開発税制等の特例等

- 平成28年3月31日までの間に復興産業集積区域において、取得等した開発研究用減価償却資産について、普通償却限度額に加え、取得価額まで特別償却ができます（即時償却）。
- 1の対象となる開発研究用減価償却資産の減価償却費は、特別試験研究費として研究開発税制を適用できます（12%の税額控除）。

（注）現行の研究開発税制は、試験研究費割合に応じて8～10%の税額を控除。特別試験研究費（大学等との共同研究等）は一律12%の税額を控除。

Q46

東日本大震災の被災会社に係る事業承継税制の特例について教えてください

- A.** 東日本大震災により一定の被害（下記(1)～(3)のいずれか）を受けた認定会社等は、その被害を受けたことについて「経済産業大臣の確認」（震災特例省令（※1）第2条第1項）を受けた場合は、その被害の態様に応じて事業継続要件等が緩和されます。

● 特例の概要

被害の態様 【経産大臣の 確認事由】	(1) 資産の被害が大きい会社	(2) 従業員の多くが属する事 業所が被災した会社	(3) 売上高が大幅に減少した 会社								
	被害を受けた資産 総資産 ≥ 30% 「被害を受けた資産」とは次の資 産をいう。 ①震災により滅失等した資産 ②原発警戒区域等に所在する資産 (注)①②は、一定の非事業用資産を除く	被災事業所の 従業員数 従業員の数 ≥ 20% 「被災事業所」とは次の事業所を いう。 ①震災により損壊し、震災直後6月 間、従業員が本来業務に従事でき なかった事業所 ②原発警戒区域等に所在する事業所	震災直後6月間 の売上高 前年同期間の売上高 ≤ 70% 売上減に加え、会社は、次のいず れかの要件を満たす必要あり。 イ 指定地域(※3)に本店が所在 ロ 震災により事業用建物が損壊 したこと								
事業継続要件 の緩和 【対象：認定会社(※2)】	◎ 次の事業継続要件を免除 ① 雇用80%確保【5年間】 ② 資産管理会社(※4)に非該当 【10年間】 (注)【 】内は緩和期間(以下、右において 同じ)	◎ 次の事業継続要件を免除 ① 雇用80%確保【5年間】 ② 資産管理会社に非該当 【10年間】 (注)被災事業所以外の事業所に係る雇 用80%確保要件は、免除の対象外	◎ 年間売上高に応じて、次の事業 継続要件を緩和 ① 雇用80%確保【最長5年間】 ② 資産管理会社に非該当 【最長10年間】 (注)下表の売上割合に応じた雇用割合 が確保されているときに限る。(※5) <table><tr><th>売上割合 (震災直前年度との対比)</th><th>雇用割合 (相続・贈与時との対比)</th></tr><tr><td>70%以下</td><td>免除</td></tr><tr><td>70%超～100%未満</td><td>40%</td></tr><tr><td>100%以上</td><td>80%</td></tr></table>	売上割合 (震災直前年度との対比)	雇用割合 (相続・贈与時との対比)	70%以下	免除	70%超～100%未満	40%	100%以上	80%
売上割合 (震災直前年度との対比)	雇用割合 (相続・贈与時との対比)										
70%以下	免除										
70%超～100%未満	40%										
100%以上	80%										
猶予税額の免 除事由の追加	◎ 破産等した場合には、事業継続期間内（適用から5年間）であっても猶予税額を免除										
認定要件の緩和 【対象：認定を受けよ うとする会社(※2)】	◎ 次の認定要件を免除 ① 雇用80%確保 ② 資産管理会社に非該当 ③ 事前確認及び後継者の直前役員就任 (注) ③は特例の対象となる相続が「震災後」である場合のみ免除										

- ※ 1 震災特例省令とは、「東日本大震災に対処するための中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則の特例を定める省令(平成23年経済産業省令67号)」のことをいいます。
 ※ 2 本特例の対象となる認定会社(認定を受けようとする会社)は、後継者が、平成23年3月10日以前の贈与又は平成24年6月13日以前の相続により対象株式等を取得する場合に限ります。
 ※ 3 「指定地域」とは、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(平成23年法律29号)第34条第1項に規定する指定地域をいいます。具体的には、青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、栃木県及び千葉県全域並びに埼玉県、新潟県、長野県の一部(平成23年7月20日現在)です。
 ※ 4 「資産管理会社」とは、有価証券、一定の不動産、現金・預金等、特定資産の保有割合が総資産の70%以上の会社やこれらの特定資産からの運用収入が総収入金額の75%以上の一定の会社をいいます。
 ※ 5 「(3)売上高が大幅に減少した会社」が本特例を継続するためには、一定期間にわたり毎年、売上割合及び雇用割合を経済産業局及び税務署へ報告する必要があります。

✦ 特例の対象者と手続き

● 特例の対象者

- ① 経営承継円滑化法第12条第1項の認定を受けている会社(認定会社)
- ② 認定を受けようとする会社

※ 認定を受けようとする会社は、認定後については、①認定会社に係る事業継続要件の緩和の適用があります。
 ※ 上記①②共に、平成23年3月10日以前の贈与又は平成24年6月13日以前の相続に係る認定が対象です。

● 特例の手続き

特例を受けるためには、上記(1)～(3)のいずれかの会社に該当することについて「経済産業大臣の確認」を受ける必要があります。最寄りの経済産業局へ以下の申請期限までに所定の手続きを行ってください。(その後、税務署への届出も必要となります。)

- ① 認定会社(施行前の相続・贈与に限る):平成24年12月13日迄
- ② 認定を受けようとする会社:当該認定の申請期限迄

● 問い合わせ先

確認申請手続きの詳細については、最寄りの経済産業局にお問い合わせ下さい。(問い合わせ先一覧は56ページ参照)

Q47

東日本大震災に対する特例には、他にどのようなものがありますか？

A. 東日本大震災により被災された方々を支援するため、以下のような税制上の特例措置を講じています。

✦ 手元資金の確保支援

- 被災事業用資産の損失の特例(所得税、個人住民税、個人事業税)(71～72ページ参照)
- 震災損失の繰戻しによる還付(法人税)(70ページ参照)
- 利子・配当等に係る源泉所得税額の還付(法人税)
- 特別貸付に係る消費貸借に関する契約書の非課税(印紙税)
- 被災法人に対する減免(法人事業税、法人住民税)
- 土地及び家屋に対する平成23年分及び平成24年分の課税免除(固定資産税、都市計画税)

✦ 滅失・損壊した資産に代わる資産の取得促進

- 被災代替資産等の特別償却(所得税、法人税、事業税、住民税)(73ページ参照)
- 特定の資産の買換えの場合の課税の特例(所得税、法人税、事業税、住民税)
- 被災した建物の建替え、船舶・航空機の再建造、代替農地の取得、本店の移転、代替鉄道施設の取得等に係る課税の免除(登録免許税)
- 買換え車両、二輪車等に係る課税の免除(自動車重量税、自動車取得税、自動車税、軽自動車税)
- 被災代替住宅用地、家屋、償却資産の特例(固定資産税、都市計画税)
- 被災代替家屋、その敷地の用に供する土地の取得に係る特例(不動産取得税)

✦ 被災地域の復興支援

- 都市計画事業等に係る土地等の譲渡取得の特別控除(5000万円)(所得税)
- エンジェル税制の特別適用(所得税)
- 復興特区に係る税制上の特例(法人税)(75ページ参照)
- 被災者向け優良賃貸住宅の割増償却(法人税)

<生活支援>

- ・ 雑損控除の特例(所得税、個人住民税)
- ・ 災害減免法による所得税の減免措置の前年分適用の特例(所得税)
- ・ 住宅ローン減税の適用の特例(所得税、個人住民税)
- ・ 財形住宅・年金貯蓄の非課税(所得税、個人住民税)
- ・ 指定地域内の土地等の評価に係る基準時の特例等(相続税、贈与税)
- ・ 建設工事の請負に関する契約書の非課税(印紙税)
- ・ 被災自動車、二輪車等に係る特例還付(自動車重量税)
- ・ 被災代替住宅用地の特例(固定資産税、都市計画税)

<手続き、要件等の緩和>

- ・ 買換え特例に係る買換資産の取得期間等の延長(所得税、法人税、事業税、住民税)
- ・ 住宅取得等資金の贈与税の特例措置に係る居住要件の免除等(贈与税)
- ・ 課税事業者選択届出書等の提出に係る特例(消費税、地方消費税)
- ・ 中間申告書の提出に係る特例(法人税、消費税、法人事業税、法人住民税、地方消費税)
- ・ 事業承継税制における事業継続要件等の緩和(相続税、贈与税)(76ページ参照)
- ・ 相続税の延納、物納に係る申請手続きの期間延長(相続税)

<寄付活動促進>

- ・ 大震災関連寄付に係る寄付金控除の拡充(所得税)
- ・ 寄付金の指定(寄付金控除等の対象化)(所得税、法人税)

<その他>

- ・ 地方団体への地方税における期間延長、減免措置等についての通知

詳しくは以下の国税庁ホームページ、または最寄りの都道府県、市町村へ

http://www.nta.go.jp/sonota/sonota/osirase/data/h23/jishin/zeimusho_jokyo.htm

Q48

復興特別法人税について教えてください

- A. 東日本大震災の復興財源を確保するため、「復興特別法人税」として平成24年4月1日から3年間、法人税額に10%の税率が課されることとなります。

<納税義務者>

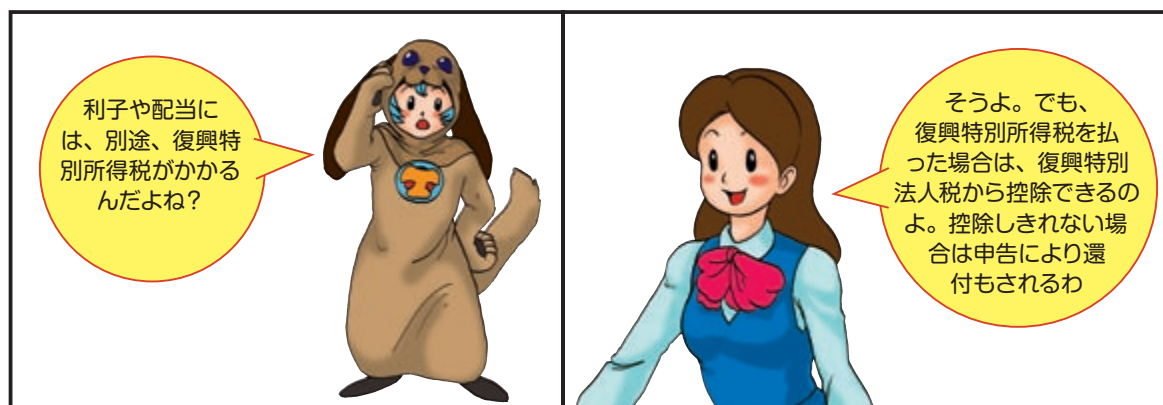
法人は、基準法人税額について復興特別法人税を納める義務があります。

<税額の計算>

- ①復興特別法人税額は、各課税事業年度の基準法人税額に10%の税率を乗じて計算した金額です。
- ②課税事業年度は、原則として、平成24年4月1日から平成27年3月31日までの間に開始する事業年度となります。

※基準法人税額は、次の法人税額です。ただし、特定同族会社の留保金課税、土地譲渡益追加課税、所得税額控除、外国税額控除、及び仮装経理に基づく過大申告の場合の更正に伴う法人税額の控除を適用しない場合の法人税額とし、附帯税の額を除きます。

- イ 連結親法人以外の法人：各事業年度の所得に対する法人税の額
- ロ 連結親法人：各連結事業年度の連結所得に対する法人税の額

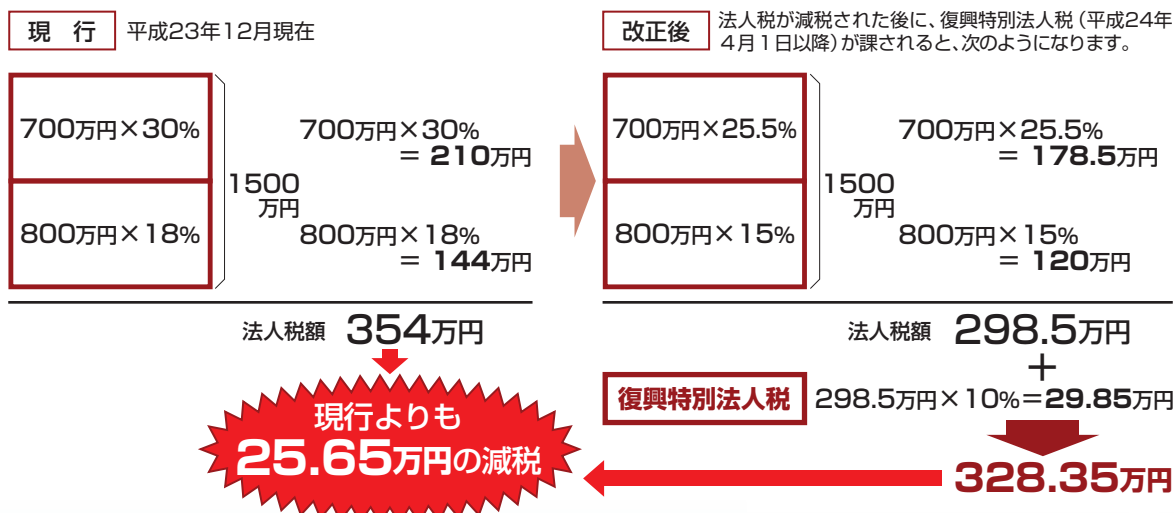


CHECK!

所得税についても別途、復興特別所得税が制度化されました。復興特別所得税は、その年分の基準所得税額に2.1%の税率を乗じた金額になります。課税期間は平成25年から平成49年までとなっています。

* 具体例

法人の所得が1500万円あるA社の場合、平成24年4月1日以後は、復興特別法人税が29.85万円かかりますが、法人税の税率が引き下げられるため、現行よりも25.65万円の減税となります。



「中小企業税制44問44答」 索引

●主な税制用語

I. 中小企業の税制メリット

中小企業の定義……………6

交際費……………8

【コラム】消費税の課税要件の見直し……………9

II. 欠損金の繰越控除・繰戻還付

欠損金の繰越控除……………10

欠損金の繰戻還付……………12

III. 減価償却制度

減価償却制度……………13

定額法・定率法……………13

法定耐用年数の短縮特例……………14

IV. 少額減価償却資産の特例

少額減価償却資産……………16

一括償却制度……………17

V. 中小企業投資促進税制と
中小企業等基盤強化税制

中小企業者等……………18

中小企業投資促進税制……………18

中小企業等基盤強化税制……………18

特定中小企業者等……………19

特別償却制度……………23

税額控除制度……………23

VI. 中小企業情報基盤強化税制

中小企業情報基盤強化税制……………26

VII. グリーン投資減税

グリーン投資減税……………30

VIII. エネルギー需給構造改革推進投資促進
税制

エネルギー需給構造改革推進投資促進税制

……………33

証明制度……………34

IX. 雇用促進税制

雇用促進税制……………35

X. 人材投資促進税制

人材投資促進税制……………37

教育訓練費……………37

XI. 試験研究税制

試験研究税制……………40

中小企業技術基盤強化税制……………40

試験研究費の総額に係る特別税額控除制度

……………41

産学官連携の共同研究・委託研究に係る

特別税額控除制度……………41

試験研究費……………42

【コラム】グループ法人税制……………44

XII. 事業承継に関する税制

相続税……………46

贈与税……………46

暦年課税制度……………47,48

相続時精算課税制度……………47,48

相続税の納税猶予制度……………49

贈与税の納税猶予制度……………52

特定事業用宅地等……………57

特定居住用宅地等……………57

小規模宅地等……………57

取引相場のない株式……………58

原則的評価方式……………58

特例的評価方式……………58

配当還元価額方式……………58

類似業種比準方式……………59

純資産価額方式……………59

配当優先の無議決権株式……………61

社債類似株式……………61

拒否権付株式……………61

自己株式（金庫株）……………63,64

株式譲渡益課税……………63,64

延納・物納……………65

XIII. その他の活用できる税制

【コラム】第二会社方式……………67

電子申告・電子納税……………68

【コラム】青色申告……………68

【コラム】適用額明細書……………69

法人税関係特別措置……………69

XIV. 東日本大震災に対する特例等

東日本大震災による損失の繰戻還付……………70

被災事業用資産の損失の特例……………71

純損失の繰越控除の特例……………72

被災代替資産等……………73

復興産業集積区域……………74,75

その他の東日本大震災に対する特例……………77

復興特別法人税……………78

Tax system of Small and Medium-sized Enterprises

税制に関する窓口及び相談機関

① 国税に関する窓口及び相談機関

国税庁及び全国12の国税局（事務所）に税務相談所が設置されており、国税に関する質問又は相談に応じています。質問等には決まった手続や形式はなく、口頭でも電話でも差し支えありません。

■ 国税庁のホームページ

<http://www.nta.go.jp/>

→各種手続の概要・届出書等の様式などが掲載されています。

② 地方税に関する窓口及び相談機関

都道府県や市町村には、その規模の大小に応じて、それぞれ税務部（課）を設け、税の相談に応じています。各自治体にお問い合わせください。

【より詳しく知りたい方へ】

本パンフレットでご紹介した中小企業税制をご活用される場合には、各種中小企業支援のための法律の申請等が必要となる場合もありますので、下記のホームページに掲載されている各種パンフレットや手引書等も、併せて参考にしてください。

(1) 中小企業庁ホームページ

<http://www.chusho.meti.go.jp/>

中小企業関連税制のほか、中小企業支援施策について掲載しています。

(2) 経済産業省ホームページ

<http://www.meti.go.jp/>

中小企業情報基盤強化税制、試験研究税制等について掲載しています。

今後とも、より一層皆様にとって活用しやすいパンフレットの作成に努めて参りますので、本パンフレットについてお気づきの点などがございましたら、下記までご連絡いただければ幸いです。

【注】このパンフレットの作成は、中小企業庁財務課の監修のもとで、中田哲也税理士事務所が行っております。

〔編集〕：(株)クレッシェント　〔デザイン〕：ビットイン

中小企業庁財務課

〒100-8912 東京都千代田区霞ヶ関1-3-1
TEL：03-3501-5803 FAX：03-3501-6868
中小企業庁ホームページ <http://www.chusho.meti.go.jp/>
Eメールアドレス qqocbh@meti.go.jp